

第百二十九回国会 建設委員會議録 第五号

平成六年六月三日(金曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 島居 一雄君

理事 金子 一義君

理事 萩山 教嚴君

理事 遠藤 利明君

理事 石井 智君

理事 熊代 昭彦君

古賀 誠君

斎藤 文昭君

塩谷 立君

野呂田芳成君

御法川英文君

安倍 基雄君

岩浅 嘉仁君

杉山 憲夫君

山本 幸三君

川島 實君

松本 龍君

和田 貞夫君

福島 豊君

中島 武敏君

出席國務大臣

建設大臣 森本 晃司君

國務大臣 左藤 惠君

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房 長 藤原 和人君

国土庁長官官房 水資源部長 山岸 俊之君

国土庁計画・調 整局長 糠谷 真平君

国土庁土地局長 原 隆之君

理事 野田 実君

理事 藤井 孝男君

理事 白沢 三郎君

理事 遠藤 和良君

理事 栗原 裕康君

佐藤 剛男君

桜井 新君

田中 直紀君

松下 忠洋君

山本 有二郎君

阿部 昭吾君

木村 守男君

広野ただし君

今村 修君

堀込 征雄君

横光 克彦君

石井 啓一君

玄葉光一郎君

委員外の出席者

厚生省生活衛生 局長 金子 洋君

農林水産省構造 課長 橋本 正君

自治省行政局行 政課長 中川 浩明君

建設委員会調査 室長 杉本 康人君

委員の異動
六月三日
兼任

斎藤 文昭君

桜井 新君

野呂田芳成君

杉山 憲夫君

渡辺浩一郎君

堀込 征雄君

松本 龍君

石井 啓一君

同日 兼任

熊代 昭彦君

同日 兼任

野呂田芳成君

国土庁地方振興 局長 秋本 敏文君

国土庁防災局長 村瀬 興一君

建設大臣官房長 伴 襄君

建設大臣官房総 務審議官 内藤 勲君

建設省建設経済 局長 小野 邦久君

建設省都市局長 黒川 弘君

建設省河川局長 豊田 高司君

建設省道路局長 藤川 寛之君

建設省住宅局長 三井 康壽君

厚生省生活衛生 局長 金子 洋君

農林水産省構造 課長 橋本 正君

自治省行政局行 政課長 中川 浩明君

建設委員会調査 室長 杉本 康人君

補欠選任

松下 忠洋君

御法川英文君

熊代 昭彦君

岩浅 嘉仁君

阿部 昭吾君

横光 克彦君

和田 貞夫君

福島 豊君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

栗原 裕康君

斎藤 文昭君

同日 兼任

栗原 裕康君

桜井 新君

渡辺浩一郎君

杉山 憲夫君

堀込 征雄君

松本 龍君

石井 啓一君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

同日 兼任

野呂田芳成君

五月三十一日
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実 施に関する請願(田中昭一君紹介)(第二一五三 号)
公営住宅に関する請願(松本龍君紹介)(第二二 一六号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二三三号)
都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣 提出第四二二号)
不動産特定共同事業法案(内閣提出第五九号)
建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出第 六〇号)
建設行政の基本施策に関する件
国土行政の基本施策に関する件
○島居委員長 これより会議を開きます。
建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の 基本施策に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。松下忠洋君。
○松下委員 お許しをいただきまして、時間を一 時間いただきましたので、建設行政にかかわるこ と、そして国土行政にかかわることについてお尋 ねを申し上げたい、そう思つて参つております。 きのも遅くまで予算委員会、十二時近く、深 夜までございました。お疲れでございました。う けれども、私も最後までおつき合ひしてございま したのでコンディションは一緒でございます。よろし くお願いしたいと思います。
建設大臣、きようは何の日であるか、御存じで ございましょうか。
○森本國務大臣 雲仙の災害がありまして三年に なるかと思ひます。その日だと思つております。
○松下委員 国土庁長官、どうでしょうか。
○左藤國務大臣 今建設大臣がお話しになりまし たように、雲仙の災害からちようど三年目に当た る、こういうことだと思ひます。
○松下委員 きよう新聞にも出ておりましたし、 両大臣きちんと胸の中におさめておられたという ことで、非常にうれしく思つておりますが、この ことはまた後でいろいろお尋ねを申し上げたいと 思つております。
建設行政全般、国土行政についてお尋ね申し上 げたいと思つております。
第百二十九回国会に当たりまして、建設大臣を して国土庁長官が施政全般についての所信を表明 されたのを讀ませていただいております。建設大 臣におかれましては、二十一世紀の世代に引き 継いでいく社会共通の財産としての良質な住宅・ 社会資本の整備に全力を挙げて取り組んでいく、 こう申しておられます。そして、その配慮事項と いたしまして、環境への取り組み、それから高齢 化社会に備えていく、そして三つ目が規制の見直 し、そして四つ目が国の関与の是正それから地方

への権限委譲、補助金の整理合理化ということを挙げておられます。

そして、当面の緊急課題として、一つは建設行政への信頼回復、これはもう当然でございましょう。それからもう一つが、公共料金の見直しということを言っておられます。そして、結びとして、所管行政の簡素化、効率化に全力を挙げたいというふうに述べておられますね。もつともだと思っております。

そしてまた、国土庁長官の所信表明を読ませていただきますと、一つは、国土の均衡ある発展を目指した施策の積極的展開を図っていききたい、とございます。そうでございましょう。それから、特にその中で、大都市圏域と地方圏、こう分けていろいろな課題を挙げておられますけれども、特に地方圏について、地方拠点法に基づく地域指定の追加を進める、そして地域の特性を生かして、都市と農山村が一体となった地方の振興を進めていく、このように地方圏について述べておられます。大都市圏についても、そこに書いてございすように、整備計画を積極的に推進していききたい、こう書いておられますし、長時間の通勤だとか低い居住水準というもののレベルアップに努めたい、このように言っておられます。

第二は、総合的な土地対策の推進に努めていくということでございます。そして第三が、安心して暮らせる国土づくりということでございます。災害がいろいろ打ち続きましたし、また地域によつては災害に対する対応に追われて、先に進んでいく仕事になかなか打ち込めないという現状にもありますから、これも当然でございましょう。そして最後に、総合的な水資源対策と国際協力というところを挙げてございます。国際防災の十年の国際会議がついに横浜で終わつたばかりでございす。私も、この三月でございしたか、ジュネーブに行つてまいりまして、関係者とも話をしてみたりしましたし、私自身もこの仕事に三十年打ち込んでまいりましたから、この意義は十分認識しておりますつもりでございますけれども、こういう大き

な取り組み、所信を表明されたことについて敬意を表しておりますが、またここにいろいろお尋ねを申し上げたいと思つておられるわけでございます。

国土行政、それから建設行政につきまして、戦後、昭和二十年からもう五十年近くたとうとしております。建設省が果たしてきた役割、そしてまた国土庁ができて以来、いろいろな調整についての御努力の結果は十分評価しておりますけれども、最近のいろいろな施策についての、その理想とするところと現実とのギャップというのを、地方にいて極めて深く痛感しておられるわけでございます。

このことにつきましては、せんだつての予算委員会の総括質疑で、短い時間でございましたが、私の考えを申し上げることができました。繰り返して申し上げることはいたしませんけれども、地方とのギャップをどういうふうに埋めていくのか、それがこれからの新しい、二十一世紀といひますけれども、二十一世紀になつたからといって急に世の中が変わるわけではありませんが、それは今までやってきた施策の継続の結果としてそこに生かされてくるというふう感じております。

そういう中で、どのようなビジョンを持ち、そして、今までそれぞれの所管行政の中で果たしてきた役割をしっかりと糧としながら、反省するところは反省して、どのような姿を描いて、未来の子孫に自分たちの国土と健全なその上に立つ施策を残していこうとおられるのか、根本のところを、国家観も含めてお聞かせいただきたいと思ひます。建設大臣、よろしくお願いいたします。

○森本國務大臣 委員の御質問に対してお答えをさせていただきます。それについて、委員は、長い間建設行政に直接携わつていただきまして、今日の日本のいろいろな基盤をむしろ築いていただいた方ではないか。先般の予算委員会、委員の拠点都市に対する情熱あふれる御質問を承つておりまして、さすがだな、これからまた建設委員会ではいろいろと御指導を賜らなければならないと思つていたところ

でございますが、今、二十一世紀に向かって社会資本の整備をどうしていくのかというこの問いではなかつたかと思ひます。

就任いたしましたときの記者会見並びに先般の所信表明でも申し述べさせていただきましたが、よりよい住宅それから社会資本の整備が、今大変急務となつております。日本が非常に経済的に大きく発展したといえども、まだまだその経済力に見合った豊かさは実感できないというのは、これは我々が共通に思つておられるところでございますが、建設省としましては、委員御承知のように、公共投資基本計画あるいは住宅、都市公園、下水道、道路、治水等の所管の八本の五カ年計画に基づいて、今日まで住宅、社会資本の整備に全力を挙げてきたところでございます。

一方、高齢化が本格化する二十一世紀を迎えまして、さらに豊かで質の高い住宅や社会資本の整備を図らなければならない、このように考えておりますし、またそれは急務であると思ひます。というのは、今の労働力があるとき、あるいはまた高い貯蓄を誇つておられるときにやはり充実を図る必要があるのではないか、私もそのように思つております。委員がおっしゃつていただきました、都市部とそれから地方との格差という点につきましては、社会資本の整備で下水道等々が、やはり地方に至りますとまだまだ十分ではない。そういう点も本年度の予算ではいろいろと配慮して、重点的に生活関連予算を組んでいくところでございますが、御指摘のように、さらにそういったものをこれから重点的に充実をさせていきたいと考えているところでございます。

なお、公共投資基本計画についても、今経済企画庁を中心として見直し作業を進めているところでございます。今後全力で取り組んでまいりたい、このように思つておられます。

○左藤國務大臣 今お話しした点につきまして、御承知のとおり今、四全総の見直しというのが行われておりまして、この見直しが、多分今月中旬というのを聞いておりますが、報告を国土審議会

においておまとめいただきまして我々の方に御提示があるのじゃないか、このように予想いたしております。

その中で、これからのいろいろな大きな問題としまして、一つは、これから人口が減つていく、本格的な高齢化社会が急速に到来するという問題があります。これに対してどういうふうにかえていくか。それから二つ目が、人と自然が共存する国土づくり、この推進であります。この中にはもちろん一極集中、過密過疎の問題も入つておりますし、いろいろな問題がここに、これからますますそういうようなことが進んでいく中において、自然の環境というようなものも十分考えた、そうした国土づくりというものがここに取り上げられるのではないかと。

それからもう一つは、申し上げるまでもございせんが、今、我が国の国際化の一層の進展への対応、こういった点からこの四全総の見直しといひますか、こういうものが提出されてくるわけでありまして、これに基づきまして、我々はこれからの二十一世紀を目指しての国土づくりに全力を挙げていききたい、このように考えているところでございます。

○松下委員 大臣からお話を伺いましたけれども、問題は、どのような視点でこれからの時代に對して子孫に残していくべき多くの遺産を、資産を残していくか、その視点のことでございす。一つは、地方への配慮、地方振興に対する視点というものを、それぞれの施策の中でどのようにきちつと打ち出しているのかということがあります。

ともすれば、例えば高齢化社会を迎えて——高齢化社会もございましょう。また、情報それから環境の問題という視点もございす。それは当然でございすからそのとおりでございすけれども、そういう地方への視点、配慮というものをどのようにしているのか。ともすれば、例えば今までのいろいろな長い社会資本整備の歴史の中から、下水道が非常におくれている、あるいは住宅

関係に対する投資が少ない、あるいは公園というものをもちと広げていこうじゃないか、そういう事業別の、あるいはその仕事の身ごとについていろいろな格差の是正に努めていきたいというようなことが表に出ながら進められていく。それはそれでございましょうけれども、問題は、そこからもう一つ入り込んで、踏み込んで、それが北海道から沖縄まで隔々までにおいて、それぞれの地域においていろいろな課題を抱えて、子孫にきちとしたものを残していこうとする努力が続けられているわけです。

そのときに、一概にうたい文句として、基本施策は高齢化を迎えるからこうだ、環境に配慮をしなければいかぬからこうだ、それから情報化だからこうだという形だけの基本施策の進め方では、まだ踏み込みが足りないと思うのです。そこからもう一つ入って、地域でそれぞれどういう課題を抱えているのかということに踏み込んで、そして、その地域でどのような課題にまず取り組んでいくのがその地域の一番活力を生む源泉になるのかというところを、もう一歩踏み込んで見ていただきたいと思います。

例えば、私は九州ですから九州の例を申し上げますと、いろいろな大型プロジェクトを持っています。その中で、過疎が進んでいる。また今度は農業における、いろいろなガット・ウルグアイ・ラウンドによる打撃がある。前向きのいろいろな新しい仕事をしていかなければならないときに、まだ後ろ向きの、体制立て直しの仕事から始めなければいけないような地域もあります。そしてまた、非常に災害の多発県です。台風の常襲地帯でありますから、そういうことに対する後追いの仕事をとめどもなくしていかなければならない。それにあわせて下水道の整備率がゼロだというような、私のふるさと、七万三千人の鹿児島県第三位の都市ですけれども、下水道がゼロ。理由は、大きな河川のはらんによる、その防止のために力を使い尽くしてしまつて、先向きの仕事ができないというようなことがあるわけですね。

これは、九州のいろいろな都市でほとんどです。また、北海道から沖縄まで含めて、同じような共通の課題を持っているところが多いと思うのです。そういうようなところに対して同じように、いや環境だ、高齢化だと言われても、さあ情報化だと言われても、まだびんごないところがあるのです。そこを一步踏み込んだ施策が必要で、この課題を引き抜いていって、そして二十一世紀に対するビジョンというものはあなたたちの地域でこのように生かされていくのですよということがなければ、血の通った施策にならないと思うのです。

選挙運動の、これは悪いことではありませんけれども、ただあだこうだと言つて、そのときに迎合するような話をしていくような形であつてはいけないと思うのです。そういうところをこの二十一世紀のビジョンの中に、両大臣の中にどのように具体的に頭の中に入れてやっていくこととされておるのか。そこがやはり非常に大事だと思ひますけれども、建設大臣それから国土庁長官、もう一つ突っ込んでお願いしたいと思ひます。

○森本國務大臣 今委員御指摘をいただきましたように、一極集中と地方という問題がたくさんございいます。

そういう角度から、具体的にいろいろと我が方でもその推進を図っているわけでございいます。例えば交流ふれあいトンネルとかあるいは橋梁の整備、そういうことを十分に進めていかなければならないと思つております。

同時に、地方分権ということを進めていく、そういう上からも、やはり高規格道路のネットワークというものは、これはまず整備をしていかなければならないのではないだろうか。そういう意味で、国土の骨格づくり、地方分権を支える基盤の整備として高規格幹線道路ネットワーク。

それから同時に、先ほど申し上げましたが、豊かな環境の創造ということを考えましたときに、殊に地方における下水道、それから主要河川の整備を図っていかなければならないと思つております。

す。今委員がおっしゃっていただきました、鹿児島第三番目の都市でありながら下水道の整備がほとんどできていない。私の奈良県で四十数%ですが、隣の和歌山県へ参りますと四%という状況等々ありまして、随分いろいろ格差があるな、それぞれ地方によつて置ける重点を考へていって、そして重点配分をしていかなければならない、このようにも考へております。

これは、むしろ先生の方の地方はその必要性はないかと思ひますが、逆に都市部の方へ参りますと、市民農園の必要性等々が出てくるのじゃないか。それから、二十一世紀に入りますと、やはり情報社会に入つてまいりますから、情報通信の基盤整備を同時に建設行政の中でも取り入れて進めていかなければならない、このように考へておるところでございます。

○左藤國務大臣 今お話しの方に対する振興の問題につきまして、地方拠点都市とかそういう問題もこれから推進していかなければなりませんし、離島振興、いろいろな対策は講じておるわけでありまして、全般的な計画として先ほど御説明申し上げたような、今、社会資本整備とか、そういう問題については計画的に推進していかねばならないと思ひます。

産業の高度化にしてもそれぞれの地域が違つてまいりまして、それから自然的、経済的あるいは社会的というか、そういうような条件がそれぞれ地域で違つておるわけでありまして、そういう地域での生活環境とか産業基盤の整備、農業基盤とか、そういう問題も、これはやはりその地域に適合した推進をしていただかなければならないわけでありまして、そういう地域の振興開発として全体の計画というものは、調和のとれたものとして推進していただくということ、これが、これからの二十一世紀の国土づくりに一番大切なことではないかな、このように考へておるところでございます。

○松下委員 お話はよく理解できるところでありますけれども、これはやはり地方への視点に重きを置いてやっていくことをしっかりと胸に入れていただけて進めていっていただきたい。一つ一つの地域の特徴というものがやはり生かされる、そういうやり方をしてもらいたい。自分に子供が五人おつても、五人それぞれ育ち方も違ふし個性を持っておりますから、ただ同じようなしつけのやり方ではなくて、個性を伸ばしていきたいがらはつらつと育てていくというやり方が、本当に血の通つた行政だと思ひます。そこで踏み込んでやつていただきたい、そういうことを地域の隅々にまで、都道府県、市町村にまで行き渡るような形の行政をしていただきたいということをお願いを申し上げておきます。

そのためには人の交流も必要でしょうし、またそれに応じた年次ごとの、あるいはプロジェクトごとのレビューが必要ですから、そういうことをきちつきちつとやっていただきたい。だけれど何かをするだろうというだけではなくて、大臣みずからそういうものをきちつと見ていくという、そういう習慣というものをきつちりと国全体でつけていっていただくことにしてもらいたいと思ひます。

もう一つは、これは後にも参りますけれども、高齢化に対する、あるいは障害者に対するいろいろな配慮をしたいようなハード、ソフトな施設、それからそれに合う考え方というものをこれから取り上げていかなければいけない。道路一つとっても、そして建物一つとっても、それからその家を出てからある目的地まで行くまでのアプローチにしましても、なかなかそういうような配慮がされていない。私、今いろいろな福祉の問題を徹底的に勉強させてもらつておりますけれども、やればやるほど絶望的な気持ちになる。

なぜかといいますと、例えば昭和三十年代、いろいろな高度成長に乗りまして住宅なんかをつくってきた。そうすると、それは本当に勤労者向けの、都市に人が集まつてくる、住宅のない人たちに早

く家をつくつてあげようということで、大急ぎで住宅公園あたりを活用しながらつくってきた。そうすると、五階建てまではエレベーターがつかない。一つの階段を上がつて家に入っていくということになる。

そこに今度は高齢者が入ってくる。地方から来た人がたくさんありますから、地方の親を呼び寄せてそこに住まわせる、五階建てになると階段を歩かなければいけない。これが、一つの階段があつてそこを廊下でずつと行くような家になつていきますと、そのエレベーターを一つ改築していけばできるんですよ。ところが、一つ一つに階段があつて両サイドに家があるとなつてますと、そういう新しい需要に応じたやり方をしていくには絶望的な努力をしなければならぬ。全国そうですから、そういう視点が全くなかつたわけですから、そのようなことに対する配慮、これは道路も、それからバスも含めて、輸送機関も含めて、家の玄関から下の道路に五メートルおりのまでのアプローチにしても、どこもそうなんです。

だから、これは全くそういう視点が無い町づくりをしてきた、都市づくりをしてきたことが今大きな大きな負の遺産となつて残っている。それに対する取り組みをしていかなければならない、そしてまた新しいものに対してソフトもハードもつくつていかなければならない、こうなるのです。そうすると、そこに地方から親を呼び寄せたその孝行者の息子と嫁は、お母さんを呼び寄せたけれども、お母さんはそこで五階のマンションからおりられないのですよ、もう上がつておりののが大変なのです。ですから、そういうようなことをしなければいけない。それが大事なんです。

ヨーロッパを見てまいりますと、オランダやああいうところではフックがありまして、上から荷物を上げおろしたりする。ピアノもそういうふうにする。全部町並みとしてフックがかかっているというふうなことになつていますけれども、そういうようなことで済むわけではないのです。あの町もいずれまたそういう問題を抱えてくるで

しょうけれども、そういうところをきめ細かにしていかなければいけません。

ですから、これから二十一世紀ビジョンとして両大臣が何かを次代に示そうとするときには、そこまで踏み込んで入つていかないとだめなのですよ。うたい文句として何に配慮した、これに配慮したということじゃなくて、そういうところまでいかなければいけません。その時代その時代、三十年前には三十年前で立派な計画だったと思いますよ。その当時の課題を乗り越えるためにはこうだとしたはずなんです、それが三十年たつてこういうような現状になつていく。

だから、どういふ視点で国土行政、建設行政を進めていくかということが大事なんです。だから、一つの小さなことができないのに大きなことをできるはずがないのですよ。人間もそうです。いや、小さかつたからおれはあいつのはできぬからもうと大きなことをするよと言つていても、小さなちよつとした心遣いによる人を感動させることができない人間が、大きな事業に取り組んで人を感動させることができるはずがない。そういう視点を決して忘れないでこれからの行政をしつかりと見届けながらやつてもらいたい、そう思います。

森本大臣は、建設行政に素人だとおっしゃいました。素人だからこそいろいろなものがよく見えると思ひますから、そういう視点できちつと見ていたきたい。そしてまた国土庁長官にもそういう視点で、決して三十年後にしまつたと言われないうように、二〇三〇年に、いや、やはりよかつたなと言われるような形のものビジョンとして残していただくというのを申し上げたわけなんです。そのために、今乗り越えなければならぬことがあつたらば、これは真つ正面から取り組んで説得してやつていくべきです。それが政治の力だし、政治家としてのやはり使命だと思ひますから、そのところをもう一言ずつお話しします。次のテーマに行きたいと思ひます。

○森本國務大臣 委員御指摘のとおりだと思ひま

す。経済発展を重視する余りに、人間というのが今日までおざりにされてきたのではないだろうかというところについて、私も同感の思ひです。殊に、高齢者あるいは身障者の皆さんが住みよい町づくりをどうするのかという点で委員から御指摘がございましたが、そのとおりかと思ひます。幸い、今回出しました法案の中にそういった点がございまして、またそれぞれの委員の皆さん方にその点について御協議いただくところでございまして、不特定多数が出入りする公共の建物、公共的な建物について、まずそれを誘導していく形でいろんな税制等々も行つていかなければならないと思ひます。

具体的に申し上げていただいたエレベーターの問題でございしますが、確かに我々も、これは委員も同様かと思ひますが、選挙の期間になりますと、ずつと階段を上りおりするたびに健康な我々でもそのことを実感いたしますし、この建物で上りおりされる御年配の人たちやあるいは身障者の皆さん、大変なことということも実感いたします。エレベーターについても、今大きい三階建てのビルのエレベーター基準も、四階、五階建てのエレベーター基準もいろんな規制が一緒になつていく。今後そういう点も、ローコストエレベーターについても見直しをしていかなければならないと、今考えているのではないだろうか、そのようにも考えるところでございます。

先般も、私は新宿にあるハイジアという建物を見てまいりました。健康の女神というらしいのですが、そこには随分今先生が御指摘いただいたような、例えば駐車場に車一つをとめるにしても、身障者の方がおりやすいようなスペースを設けている等々、いろんな具体的に実施されたものを私も目の当たりにいたしました。これからは大いに推進をしていかなければならないと思ひつてるところでございます。

非常によき御指摘をいただきました。私も同感なところでございますから、頑張つてまいりたいと思ひます。

○左藤國務大臣 今お話しした点につきまして、この四全総の見直しというように形が出てまいりました中におきまして、そういった御趣旨の点に十分配慮したこれからの国土づくりを努力をしていきたい、このように考えているところでございます。

○松下委員 両大臣からの決意をいただきましたので、きょうお集まりの各省庁の担当して実行される方たちも、そういう気持ちでひとつ行政の中にしつかりとそういう心が入つていくような、しみ通つていくような予算のつけ方、そして結果が出ていくようなやり方に力を尽くしていただきたい、これをお願いを申し上げておきます。二週間前にこのことを私は、ある会合で高藤大蔵事務次官にも申し上げておきましたので、その話は頭に入つておられると思ひます。十分聞かぬしやべらせてもらいましたから。そういうことで、ぜひこれからの課題として取り組んでいただきたい、そういうふうにお願ひを申し上げておきます。

予算委員会のときに羽田総理大臣に申し上げました。オリンピックを持つてこないと地方はよくならぬのですかと、そこで命がけでやらぬと高速度道路も新幹線も基盤整備としての治山治水も生活圏の道路もできないのですかと。莫大な金が地域に投資されておりますけれども、しかし、先ほど申しましたように後追いの仕事もしなければいけない、これからのこともしなければいけないと、やはり地方が本当に待ち望んで待つていけるものに対する大きな努力を続けてもらいたいと思ひつてございします。

今申し上げました基幹的な交通網の整備、そして抜本的な治山治水の問題、今でもばあつと水がつかるわけですから。昨年の七月の総選挙のときには、自分の有権者が集まつた集会所が洪水防止のための、要するに松下しつかりせいと、そういう会議になつてしまつた。畳を上げながら、水浸しになりながら、車をよけながら行つたということですね。国道三号線、十号線という基幹道路が、穴がほけてしまつて通れないわけですから。行つ

た先は三メートルも水浸しなんです。ですから、私は作業服に着がえて選挙運動した。これは突然のことです、それしかなかったわけですが、それがよかったです。それで通ったようなものではないけれども、そういうようなことに悩まながらやってきている地域があるんですね。

そのときに、そういうところにオリンピックを持ってこいといってもできないですよ。だから私は、夢としてオリンピックをやろうということを言っていますけれども、本当はそうはいかない。ここはそういうところに対する、続きますが、思い切った傾斜配分というのがどんなに勇気づけられるかということなんです。いいところはいいんです。ほっておいてもいいと思いますよ。東京都なんかたくさんお金持っていますから、あそここの知事は僕でもできると思います。ですけれども、やはり本当にお金がないところで人もどんどん減っていくところを見ながら努力していく、その地方の知事さんたち、大変苦労だと思えます。そういう人に対する、やはり本当に心のこもったやり方を目で見てもらいたい。

この前、ある有名な政治評論家の方に私の地域に来てもらったんです。一時間半ぐらいかかって、かんかん怒っておられるんですよ。どうしてですかと言いましたら、タクシの運転手さんが、要するにメーターを上げるためにわざわざ狭い田舎の道を走ってきた、金を随分取られた、けしからぬと、こうおっしゃるわけですよ。それで、どこの道を通ってこられたかとずっと話を聞いていきますと、私がふだん鹿児島県の空港から家に帰ってくる道そのものなんです。びっくりしたのだと思いますよ、それで。そうですか、そうなんです。そういうことが現実にあるんです。新鮮線も高速道路も一メートルもありません。そしてまた洪水で毎年水に悩まされる、そしてまた下水道がゼロだというような状態、そういうところに対して本当に温かい御配慮と重点配分をしていただきたい、こう思うのです。

こういう基本的な交通網体系、そして治山治水に対する配慮というものが、それからインフラストラク部門に対してどういうふうな整備しているかとされているのか、それをひとつお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

○藤川政府委員 今お話がございましたが、地方の活性化と申しますか、振興活性化というのは今大変大きな課題になっているというのは、御指摘のとおりだというふうに私も考えているところでございます。

特に地方部において、高規格幹線道路等のネットワークの整備というものが交流圏域を拡大いたしますし、また人口の定着であるとか、あるいは生鮮食料品等の供給地の拡大とか、あるいは今お話がございましたが、災害等にもこういう高規格の幹線道路というのは大変強いわけでございます。私どもも、その地域における高規格幹線道路のネットワークの果たす役割、重要性というものを考えますと、やはり早急にこの建設促進を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

御承知のとおり、現在私ども、第十一次の道路整備五カ年計画を推進しているところでございまして、けれども、その中でもやはりこの高規格幹線道路の整備というのを最重点課題に置いているところでございまして、できるだけまだ整っていない地域のネットワークの整備ということで、今後とも全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○松下委員 せっかく河川局長や都市局長もお見えてございまして、高速道路網だけではない、そういう治山治水あるいは下水道といったようなことに對する取り組みの、予算へのどのような配分になっているかというところの基本的なところを、ひとつお答え願いたいと思えます。

○豊田(高)政府委員 河川改修事業につきまして、この地域にとつては大変大事な事業だと考えております。特に、川内市内を流れております川内川というのは過去たびたび大きな災害がござい

まして、県初め市におかれましては、このために最大の努力を払われておるといふふうに聞いております。このために、先生おっしゃいましたように、ある意味では新しい施策への余力は他の地区よりは低いのではないかと言われておられるのも、この災害が多いゆえだと思っておられるわけでありまして、そのためには改修を精力的にやらなければならぬと思っております。

改修をやる一方、最近新しい住民の皆様要望であります自然に優しいだとか人に優しい川づくりというものもあわせて大事だと思っております。この自然の猛威から地域住民の皆様の財産と命を守る改修事業を精力的に行うとともに、この人に優しい、あるいは自然に優しい川づくりをあわせて目指してまいりたいと思っております。

この川内地区におきましては、拠点都市整備が行われておるように聞いておりますが、この基本となります川内川の整備というものが根幹の事業ではなからうかというふうに考えておるところでございまして、これを一生懸命やらしていただきたいと思っております。

○黒川政府委員 下水道の整備につきましては、それぞれの地域の生活環境の改善、それから水質保全、また都市内の浸水対策ということで、非常に重要な施設でございまして、これにつきましまして、全国的には今大体四九%くらいかと思えますけれども、地域によって相当差がございまして、そういったことで、現在下水道整備を具体的にやっていただいている市町村、これは全体で三千二百三十七のうちのちょうど半分ぐらいでござい

ます。現在の五カ年計画の執行あるいは毎年の予算配分に当たりますとも、新しい市町村についての優先採択ということも最重要課題の一つとして対応させていただいておりました、それぞれの地域で最適な効率性を持った流域下水道、公共下水道、特選下水道等の組み合わせを行いますとともに、特に地域になりますと、具体的にはまた私たちが

行っています下水道のほかに、農林省が行っております集落排水事業等もございまして。そういったことにつきましても、最適な組み合わせがなされるように、都道府県を中心とするいろいろな全体としての全県域汚水適正処理構想、こういったものを策定いたしまして、一番効率的な整備を推進するということで、特に地方について重点を置きますが、下水道整備も進めさせていただいていただいております。

○松下委員 それぞれが課題を抱えながら取り組んでいただけているという姿勢は非常にありがたいと思っておりますけれども、基本的な視点だけを誤らないようにしていただきたい、これはお願いでございます。

新幹線の工事一つにしても、東京オリンピックを目指してその十年ぐらい前からいろいろな準備を始めて、それに合わせて開通をしてきた。それから三十年たつて、今そういう新幹線の配置がどのような形になっているのかということを中心の中に描いてみる。そしてまた高速交通網、それにつながる地域のいろいろな生活圏内の道路、そして地域の高規格幹線道路といったものが、どのようなふうなネットワークとして張りめぐらされているかということを見たときに、例えば明治の国家が「汽笛一声新橋を」といって鉄道をこの国に敷かなければいけないといつて始めた、そのときから何年たつて全国に鉄道網が敷かれてきたのか。日本海側も太平洋側も四国も、そして瀬戸内海も東北の方も含めて、どのようなふうなそういうネットワークがずっと張られていったかということをお考えいただくことも、思っているところです。驚くような速さの中で、それが死に物狂いで進んでいっている。

それは、日露戦争という大きな北からの世界の圧迫があつて、いろいろなことを考えなければいけない国家施策はあつたでしょうけれども、経済効率だけや、人がどこに集まってくる、そこだから何かしなければいけない、そういう視点だけの政策ではなくて、その根底に、国土をどのような

ふうに全体として浮揚させていくかという、そういう国土施策としての視点があり、国家の発展としての施策があつて、それを中央の方も、県庁所在地だけでない、それからまた首都だけではない地域も、その他の地域をも含めてあまねく広げていこうとする、そういう施策があつたのですよ。そういうところをしっかりと見ていただきたいというところを、反省していただきながら進めてもらいたい、これは本にお願いを申し上げます。

一度、鉄道がどのようなふうになつていったのかというところをばつと見てください。やはりいろいろな勉強になると思います。そういうところも、基幹のことだけ言っているわけではありせん。それにつながるいろいろな生活圏内の治山治水、道路、下水というものを含めて、ひとつ地域が活性化できるような視点を常に持っていたいただきたいと思うわけでございます。

地方拠点都市、これは予算委員会でもいろいろ御説明いただきましたけれども、もう一度ここで一言だけお願いをしておきます。いたずらに広げていくのではなくて、第一次指定したところだけは少なくとも、本にどのような課題を抱えて立ち上がったか、あるいはやはりまだ課題を抱えたまま沈もうとしているのかというところをきちつとレビューして、そしてそこで得た教訓を胸に置きながら、次の形で広げていく。そして、それぞれが本に大丈夫だなということを書いていただくようなことをしていただきたい。これをもう一度お願いしておきますけれども、大臣そして担当の国土庁長官、一言ずつお願いしたいと思ひます。

○森本國務大臣 先般の予算委員会、先ほども申し上げましたように、委員から地方拠点都市、今全国で七カ所がそれぞれアクションプログラムに入っているかと思つております。極めてその点、それをどう充実させ成功させていくか、最初のところが散漫になつてしまうと、後のところもやはり同じようになつてしまふのではないかと思つております。

今、全国から出ているそれぞれの都市の基本計画それからアクションプログラムをしっかりと見ながら建設省としても取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○左藤國務大臣 お話の地方拠点都市、一応第一次的に指定いたしましたのは四十四都市あるわけでありまして、建設省さんの方で今、七都市は具体的な推進を始めたところだと思ひます。

そういうことでもあり、さらに追加的にもやるという中で、今ヒアリングをやつておるといふこともございますが、これは指定しただけでは意味がないわけでありまして、それをどういうふうにして具体的に推進していくかということについて、関係の各省庁との連絡を密にすることがまず第一だと思ひますので、その協議会をつくつて、そして具体的な推進を図ろう、こういうことでその協議会もできましたので、これを十分活用して、地方拠点都市の推進に努力をしていきたい、このように考えているところでございます。

○松下委員 ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これは、またそれぞれの場で、また個々に御相談申し上げることもあるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これからの地域振興、そして施策を進めていくには、一つの省庁だけではやはりその地域がよくなつていかないということがございます。地方拠点都市が、それぞれの省庁がプロジェクトを持ち寄つて何かしていこうということですから、そういう地域が本にこいねがつている地域振興策でございまして、よろしくお願ひを申し上げます。

下水道についてちよつとお尋ねしたいと思つております。

建設省、この中にも流域下水道、公共下水道というシステムがございまして、またもう一つ小規模のものもございまして、また農林省では集落排水の仕事がある、厚生省は厚生省でまた合併浄化槽というふうなものを進めておられる。私の住んでおるところも、私の家もまだ旧態依然た

るシステムでやつておりますけれども、自分がそこで水洗にし、そういう下水道をひとつ進めていきたいというときに、どこに何をどう相談に行けばいいのかというところをいつも考えておりました。この仕事がきちつと各行政区の中で整理されながら、調整されながら進んでいるのかどうか。そのところを、建設省それから農林省、厚生省に一言ずつお話を聞かせたいだいたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○黒川政府委員 具体的に汚水処理をいたします場合には、建設省が行つております下水道の整備、それから農林省さんが行つておる農業集落排水事業、それから厚生省さんの合併浄化槽設置事業、こういったものがあるわけでございますけれども、これにつきましては、やはり具体的な場所に応じて、最適な組み合わせ、効率性、こういったことが要求されると思ひます。そういった意味では、計画段階からそれぞれの担当部局といろいろ連携をとつて、将来の維持管理まで含めまして一番整合性のある整備を進めることが大切だと考えております。

そういったことで、建設省といたしましては、それを具体的な場所としての都道府県が中心になつていただきます。市町村と調整を図りながら、全県域にわたりましてそれらをどのように配置するか、整備区域の問題、整備手法の問題、整備スケジュールの問題、こういったことにつきまして全県域汚水適正処理構想の策定をお願いしているところでございまして、それに対応したいというところでございまして、現在全国的に見ますと六つの県で既にできております。二十三の県で具体的に策定あるいは準備をしております。残りの地域についても、さらにそれが促進されるようにお願いしております。これらを踏まえまして、全体として整合性のある汚水処理対策を進めてまいりたいと考えております。

○橋本説明員 お答え申し上げます。

先ほどからお話がございましたように、汚水の処理の施設につきましては、下水道、あるいは農

林省が所管しております農業集落排水施設、あるいは厚生省さんが所管しております合併処理浄化槽がございまして、農林省の農業集落排水事業につきましては、農業振興地域を対象といたしまして、農業用排水の水質保全、それと農村の生活環境の改善を図るということで事業を実施しているところでございます。

農業集落排水施設は、処理水をまた農業用水に再利用する、あるいは汚泥を農地還元、また農地に戻すということで、農村地域に適した小規模な分散型の処理システムとして高い評価を得ているところでございまして、農林省といたしましては、生産基盤の整備とあわせて一体的に整備を進めているところでございます。汚水処理施設の整備に当たりましては、いろいろな個々の施設の機能、特性等を踏まえまして、関連する施策とも連携しつ、地域に最も適した施設を整備していくことが重要であると考えております。農業集落排水事業の実施に当たりましては、地方公共団体の担当部局において下水道との協議、調整を図りつつ総合的な効果発現に努めてまいりたいと思つております。

今後とも、より効果的、計画的な事業実施に向け、関係各省との連携の上、積極的に集落排水事業を推進してまいりたいと思つております。

○金子説明員 お答えいたします。

生活排水対策を適切かつ効果的に進めていくために、各市町村におきまして合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設等のそれぞれの施設の特徴、特性を踏まえた上で、市町村の地理的条件等に配慮した計画的な施設整備が行われることが重要だといふふうに考えております。

そのため、厚生省におきましては、廃棄物処理法に基づきまして市町村が策定する生活排水処理計画において、下水道、農業集落排水施設等の施設の整備計画と十分連携調整を図りながら、合併処理浄化槽の整備区域を設定いたしまして、その整備を推進するよう指導しているところでございます。

今後とも、下水道や農業集落排水施設との調整を十分図りながら、市町村の生活排水処理計画に基づいて合併処理浄化槽の計画的な整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

○松下委員　そういうことはわかっていて、あつて役人だから役人の言葉でしゃべって読んでいるので、

やっていくのだからうけれども、そういうことじゃなくて、例えば下水の処理は一つの大きな流域圏の中で行われるわけですよ。そこで、都市部においては建設省がやる、農村の方だったら農林省の方で農林省がやるだろうし、あるいはある地域では厚生省がそんなようなことで合併浄化槽をやっていくだろう。その辺がうまくいかなうように調整されていくのか、それが調整されながら地域としてきちつとむらなくレベルが上がっていつていくのか。その結果、今度は、処理されていきますと河川にきちつと水が流れてくる。そうすると、その河川で受け皿があるようなふうに広がっているのかというようなことまできちつと整備された上で、調整された上でこの事業は進めていかなければならないということがあるわけでございます。

これはまた別の機会にいろいろお尋ねしますけれども、そういう視点で各県庁がそれぞれの事業を調整しながら、最後は川に入って流れていくんだということを頭に置いてやっていただきたい。その場だけ処理してそれで済ませたいということではないということだけを、びしつと頭に入れてやっていただきたいということをお願いしておるわけですよ。それが一つです。それはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

国土保全についてお尋ねしたいと思ひます。冒頭にきょうは何の日かというお話を申し上げました。雲仙・普賢岳から三年です。きょう僕が秘書も来ておりますけれども、鈴木といひます。彼が三年前のきょう、長崎の空港に警戒避難区域の区域指定を持って行ったのです。三時間間に合なくて、ひげの島原市長がそれを地域に知らせることができなくて、そして四十数名の方が

亡くなられたわけでありまして、その直後につくった警戒避難区域の図面を持って行って、発生した火砕流と同じような現象でびたつと合ったというところから、これはその区域を採用して、その警戒避難区域で今の警戒避難区域が決められているという経緯がございます。

この火山について、三年たつてなかなか進んでいかないというのがございます。どこに隘路があつて、そしてこれからどのようなふうな火山に火砕流が落ちていくのか。雲仙の細かいことは聞きませんから、雲仙の例を参考にしまして、そして雲仙で何が今一番問題になっているのか、けひつとお聞かせをいただきたい。そして、これからそれを全国の火山に対して、雲仙の教訓からどのようなふうな全国の活火山に対して対応しようとしているのか、これを建設省、国土庁に簡単にお聞かせいただきたいと思ひます。

○豊田(高)政府委員　先生おっしゃいましたように、きょうは六月三日、ちょうど三年前にはあの痛ましい事故が発生いたしました。四十三名のうち一人命が失われたわけでございます。改めて心から哀悼の意を表しまして、あわせます、長期にわたつて避難を余儀なくされている方々に心からお見舞ひを申し上げたいと存じます。

さて、我が国は大変火山の多い国でありまして、世界でも有数の火山国であるというのには御存じのとおりでございます。しかも、国土の約一割がこの火山地帯に属してあるというところでございます。事実、過去におきまして、桜島、十勝岳、伊豆大島、盛んに火山活動がございまして、その都度大きな災害が出ております。

このような火山災害にどう対応するかということ、これは平成元年度でございますが、実は松本下先生が現役の役人時代にこの事業を創設されたというところで、火山砂防事業というものをやつていかなければいけないということ、これは最新の科学的な知見と砂防技術を活用いたしまして新しい事業に重点的に取り組んでおるところでございますが、そうしているさなかで、三年前に

雲仙の大災害が発生いたしました。

さらに一步を進めるために、特に雲仙におきましては直轄砂防事業として取り組んでおるところでございます。このような直轄でやるべき大規模な災害が予想されるのは全国にもあと幾つかあるわけでございます。実は平成六年度、新規でお願いをしておるところもあるわけでございます。まず大規模な災害が予想されるところにおきましては、後追いはなくて、何とか事前に対応してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

ただ、地震と同じように、これは事前には予測するということ、なかなか現在の科学的な知見、技術では人知の及ばないところもあるわけでございます。それに対しましては、先生おっしゃいましたような、噴火そのものはなかなか防ぎようがない、予知することはできないわけでありまして、もし起こればどういふところに災害が来るかというところは事前には検討が可能であります。事実、おっしゃいましたように、雲仙ではそのようなことも、もし起こつたらどういふところにとりだす被害が出るだろうかという検討をされておつたわけでありまして、もうわずかな差で間に合わなかつたといひますか、おくれたわけでございます。

このようなことのないように、いわゆるハザードマップというものを、これは十分に検討し、しかも地元の方々にもし起こればこういうところから災害が来ますよ、したがってふだんから、災害がもし起こつたときにはこのように逃げ方をしてください、これはそこに住んでいらつしやる一人一人の心構えとともに、国、県、地方、そこに住んでいらつしやる一人一人の方の協力、特に人命を失うというようないふいふ犠牲は最小限に防ぎたいというふうに思つておるところでございます。

今後とも、こういうハードな事前の対策とあわせて、ソフトな避難警戒体制あるいは住民に対する周知徹底、住民の方々の御協力とあわせて

して、万全を期してまいりたいと思つておるところでございます。

○村瀬政府委員　お答えさせていただく前に、私からも、平成三年六月三日の火砕流によって亡くなられた方々に心から哀悼の意を表させていただきますと思ひます。

先生御承知のように、雲仙岳の災害は非常に長期化しております。地域に対する影響も深刻なものになっております。このために、二十一分野にわたります被災者救済対策を決定いたしました。総合的かつきめ細かな対策を推進してきておるところでございます。

雲仙岳以外の活火山につきましても、従来から活動火山対策特別措置法等の災害関係法令に基づきまして火山災害対策を推進してきておるところでございます。具体的には、地方公共団体、特に一次的には市町村でございますけれども、市町村が情報の伝達、警戒避難措置等を織り込んだ地域防災計画等を定めて、これに従つて対応するということでございます。

そういうことでございますが、そういった計画や対策の有効性をより具体的に高めるために、今話が出ておりましたハザードマップの整備を促進するということを私も考えておまして、平成五年度から予算措置をいたしております。

平成五年度につきましては、四火山につきまして補助事業として、三分の一の補助でございますが、一カ所、国費五百万、事業費で一千五百万のハザードマップの整備事業を実施しているところでございます。平成六年度以降も逐次これを実施いたしまして、特に重点的に観測研究を行うべき火山というふうな測地学審議会が言つております十二火山につきまして、逐次実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松下委員　持ち時間も終わりになつてまいりましたから最後にいきたいと思ひますけれども、例の公共事業の入札に関する、そしてまた契約制度の改善に建設省において一生懸命取り組んでおられると聞いております。確かにいろいろな問題が

先生御指摘の公共工事の入札・契約制度でございますけれども、昨年の一連の不祥事につきましては、建設業を指導監督する立場だけではなくて、公共工事の相当の部分を担当いたします一員として、この事態を大変深刻に受けとめております。

私ども建設省といたしましては、昨年度中央建設業審議会に特別委員会というのををつくりまして、そこでいろいろな議論をしていただきました。その成果を踏まえまして、ことし一月に行動計画というのを政府でつくりまして、平成六年度当初予算に係る工事から、例えば一般競争を本格的に採用していくとか、あるいは指名競争契約方式につきましてもなるべく手続を透明化をし客観化を図っていく、あるいは競争性をより以上に確保していくといったような、思い切った制度の改革と申しますか、これを実施していこうということで、今全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

やはりなるべく不正の起きにくいシステムというものをつくりまして、それと同時に、今大変厳しい国際化の進展がおりますので、そういう点もあわせ、国際化の観点も加味した新しい入札・契約制度、これを何とかつくり上げようというところでいろいろ努力をしているわけでございます。

それと同時に、制度の改革だけではなくて、何といっても、実際の業務に携わる方々のモラルの問題というのが大変大事な問題でございます。あるいは、一たん入札談合等の違法行為が起った場合に、二度とこういうことが起こらないように、いろいろな観点から、例えば指名停止措置で

ございますとか監督処分といったような、そういういろいろな制度の措置と申しますか、チェックシステムといったようなものもきちっと整備をすることによって、一刻も早く公共工事についての国民の方々の信頼を回復するような制度の改善に努めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○松下委員　時間が参りましたので終わりたいと思いますが、要望だけを三十秒だけ申し上げたいと思います。

いろいろなことで、建設産業もこれから問題を克服しながら新しい時代に入っていかなければいかぬ。そういうときに、ひとつ建設省もしつかりと過去の反省に立つた上で、次のビジョンをしつかり示しながら建設産業の育成にも努めていただきたいと思います。特に、人が高齢化していく、人がなかなか集まりにくいという現状もございますから、それに対して三Kと言われているこの克服、それから体質改善、そういうものにも全力を挙げて努めていただきたい。そしてまた、建設業界だけではなく、コンサルタント業務もございますから、その特殊な業務に注目して、やはり技術が本当に生かされるような、価格競争だけではない、技術が生かされていくような仕組みをきちんとつくり上げて育成していただきたいということでございます。

またもう一つは、公的公営住宅についての問題もございました。これはまた追って局長さんにもお願いしたいと思えますけれども、せっかくつくったものが十分に活用されていないのじゃないかという心配がございます。基本的なところには何か問題があるのか、あるいはもう少し地方に対する浸透が足りないのか、その辺についての御検討も

お願いしたいと思っております、これはまた別の機会にお願いを申し上げることにいたします。終わります。ありがとうございます。

○鳥居委員長 次に、川島貴君。

○川島委員 私は、建設大臣の建設行政の基本施策に関する所信並びに国土庁長官の国土行政に関する

最初に、国民の住宅用地の確保についてお伺いをいたしたいと思います。

国土庁長官も、その所信表明の中で、
 我が国経済は、世界でも有数の規模を誇り、
 一人当たりの国民所得で見ても世界的に高い水
 準にあり、国民生活は、物質的な消費などの面
 ではかなり豊かになっています。

こういう出だしから始まりまして、

住宅、社会資本整備の立ちおくれ、生活環境の地域格差などから、経済指標から見た豊かさとは豊かさに対する個人の実感との間には乖離が見られます。このため、今後、真に豊かで快適な生活を実現するためには、国民の視点に立つて社会経済の現状と課題を把握し、これを踏まえた政策を講じていくことが不可欠であります。

と、非常にいい出だしで感じ入っておるところでございますが、これらの件について、宅地計画は一体どうなっているのか。先ほどもお話ございましたように、特に全国総合開発計画の総合的な点検が進められておるといふようなこともございます。

その第二の「総合的な土地対策の推進」のところでは、

中堅勤労者が相応の負担で一定水準の住宅を確保し得る水準を目指して、引き続き総合土地政策推進要綱に従い、需給両面にわたる構造的かつ総合的な土地対策を着実に進めてまいります。

この二点を受けて、今後の住宅用地の確保についてどのようにお考えなのか、まずお伺いをしておきたいと思います。

○左藤國務大臣 宅地の供給の問題につきまして、特に四全総におきましては、大都市圏における居住水準の向上とそれから地方定住、それにいろいろな条件をよくしていくとか、生活環境の恵まれた形のものに持っていくかなければならないとか、いろいろな問題がこの四全総の中には取り上げられておりまして、良質な宅地の供給とい

うことの推進、この四全総ではそれを重要な課題ということにしており、位置づけられておるわけであります。先ほど御説明を申し上げましたように、今月の中旬を目途に取りまとめが行われております四全総総合的点検作業、こういうのがこれから出てまいるわけでありますので、その結果を見てさらに判断して今後の推進を図っていただきます。このように考えておるところでございます。

大都市圏におきましての住宅宅地の取得というのは、依然として深刻な状況があります。土地の値段が非常に高いということもあります。この問題と、それから先ほど来御説明を申し上げております、地方がいろいろな面で、社会基盤といえますか、そういうものの投資が非常におくれておる、そういう整備ができていないという点からの住みやすい条件というものが、非常に地方では悪い。こういうこともありますので、この両方が安定していかなければ、国民の皆さんに喜んでいただく、そういう宅地供給というのは、政策としては私は両方がそろわなければならないと思いますので、この四全総の見直しの結果を見て、さらにこのことについて強力に推進していきたい、このように考えているところでございます。

○川島委員　続けて建設大臣にもお伺いします
が、大臣も基本方針の中で、安全でゆとりと潤いのある快適な生活環境を創造することにより、国民の豊かな生活への願いを実現することにあります。

このため、来るべき二十一世紀を見据えて、国民が真に豊かさと潤い・やすらぎを実感できる生活者の視点に立つた生活空間先進国の実現に向けて、国民のニーズに的確にこたえた住宅・社会資本の整備に全力を挙げて取り組むことが、本格的な高齢化社会の到来を目前に控えた現下の内政上の最重要課題と認識しております。

こう述べておられるわけですね。

そこで、我々振り返ってみますと、私が二十の

ときは、給料は一万五千円ぐらいだったですね。それが名古屋市で一坪千円から二千円で土地が買えたのですよ。若い人には夢があったわけですね。自分の給料がそのぐらいの値段、十分の一ですから、借金をして土地を買って、結婚前に家を取得してスイートホームをつくる可能性があったわけですが、今は、これほど日本の国が大規模な黒字というところで世界から責められておるにもかかわらず、国民生活は余り豊かさを感ぜない、こういう状況にあるわけでございます。

そしてさらに、県議会時代に今の都市計画の制度ができて、市街化区域と調整区域の線引きがあったときに、我々が住民の皆さんと議論をしなから線引きを一緒になってやったわけですね。その線引きをするときには、今後の経済の伸展やいろいろな社会構造の進化に伴って、下水道とか道路とか、そういうものが整備されるに従って見直しをしていくという約束事があったわけなんですけれども、残念ながら思うように約束事が守られずに、市街化区域と調整区域の宅地の見直しがなされてないわけでございますが、この辺のところについてどのようにお考えをお持ちなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○森本国務大臣 川島委員が今おっしゃっていただきましたように、これだけの経済発展をなした日本の国で豊かさを感ぜないというのはどこにあるかというところ、一つはやはり住宅にあるのではないだろうか。

一つは、宅地をどれだけこれから提供していくのかということでございますが、殊にそれは三大都市圏において大変厳しい状況にあるのではないかと感じます。平成三年から平成十二年までの十年間で四万六千三百ヘクタールの宅地を確保しようということで、今その基本計画を押し進めているところでもございますし、また同時に、平成六年度の予算の中で、鉄道と一体となつた宅地を供給していこうというふうにも今取り組んでいるところがございます。

今委員御指摘いただきましたように、市街化区

域に編入する基準はどうかということでございますが、これは都市計画のおおむね十年後の人口、産業の見通しを踏まえて、公共施設の整った、計画的な市街化の見通しある区域を編入することを基本的な考え方としておられるところであります。

見直しは、これは先生も地方議会でも直接その場に当たっていただいたと思ひますが、おおむね五年ごとに定期的に行っているというところでございます。同時に、土地区画整理事業の実施など、そういった計画的な市街化の見通しのついた区域については、定期見直し以外にも、随時弾力的な調整的な市街化区域への編入を進めているところでございます。平成二年度以降、第三回の定期見直しは全国の都道府県で今進められておるところでございますが、本年三月までにおおむね四分の三の都市計画区域で見直しが終了しております。約五万八千ヘクタールが編入されておるところでございます。

今後とも、現在進めている第三回定期見直しの早期完了を含めて、線引きの見直しの的確な推進を図りまして、宅地をいろいろな角度から供給していくことに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○川島委員 昔三河湾に埋め立てをしまして、大塚地区ということになっておられるわけですが、住宅地という形で埋め立てをした。我々そのとき県議会でも審議に携わった。今日それがヨットハーバーを建設するために、蒲都市からいろいろ開発行為のあれが出ておられる。こういう行為は、最初は住宅地で皆さんに理解をもらって埋め立てをしておきながら、用途変更を、変えてしまふというあり方についてどのようにお考えなのか、一遍お伺いしておきたいと思ひます。

○小野政府委員 今先生御指摘の、蒲都市の宅地開発としての埋め立てが、その後ヨットハーバー等に転用されているのではないかとおっしゃることもございますけれども、本来開発許可と申しますか、今の埋立地の問題でございますと、当初埋め立てた土地をその後どういうふうな土地利用計画に使用

していくのか。当然市の都市計画等いろいろな定めがあって、それによって利用計画を定めていくということになると思ひますが、具体的なヨットハーバーに転用するということがあれば、それはそれなりに土地利用計画上のいろいろな観点からの変更の手続とかいうものをやっで実施していくのが当然だと思ひわけでございます。

ただ、私、蒲都市の都市計画がどういう状況で行われているのか、この利用形態がどうかということ、今手元にちよつと資料を持ち合わせておりませんので、後刻、市も呼びましていろいろ聞きました上で、実態をつかんだ上でお答えをさせていただきますたいと思ひます。

○川島委員 それでは、今後の宅地供給の考え方。例えば第二東名や何かで土地買収が行われて、インフラがでる。それから都市周辺でいろいろ開発行為が行われる。今度の緑地法の関係もございまして、そういうものとの絡みだとか、それから農振地区の周辺がいろいろ工場誘致でなつたとか、そういう隣が工場なのに、すぐ隣がもう全然開発が認められないという地域がたぐさぐさ大都市の周辺にあるわけなんですけれども、こういうような形の見直し。それから、先ほど拠点都市の関係がありましたね、建設省が七都市、国土庁が四十四都市というふうな話がありました、こういうときの見直し。

そういうものは、総合開発計画の中でどういう位置づけをしながら、国土庁と建設省の連携をとりながら、どういう扱いになってそういうことを計画的に実施されていくのか。この辺のことについて一言お伺いしておきたいと思ひます。

○黒川政府委員 建設省におきましては、都市的な土地利用ということで、都市計画法を所管させていただきます。大きい意味では、全体につきましても土地利用計画がございまして、農業的土地利用との調整等がございまして、具体的に都市計画区域の中で、特に市街化調整区域の場合につきましては、具体的に市街化区域に

編入しようとする場合に、農地があります場合には、当然農林大臣との協議という形の中で、農政としての必要性を判断していただいた上で我々と一緒に協賛しながら、しかしながら市街化すべきところ、あるいは具体的なプロジェクトが出ているところ、こういったところについては、農林水産省とよく協議しながら、具体的に市街化区域への編入、先ほど大臣が申しました第三回目のあれをやっておりますけれども、そういった対応をさせていただいております。

○農林水産省 答え申し上げます。

国土庁には、全国総合開発計画とあわせまして、もう一つ国土利用計画という計画がございまして、全国の国土をどのように使っていくかというところを決める計画でございます。その中に、全国計画、都道府県計画、それから市町村計画と三つございまして、日本の国土あるいは市町村の土地を宅地にどれだけ、あるいは農地にどれだけという形で将来構想をつくるということになっておりますので、市町村におきましては、そういった市町村計画をもとにいろいろな将来の土地の使い方、構想をしていく、こういうことで調整がされるというふうな考え方をしております。

○川島委員 一応お答えをいただいたわけでございますけれども、余り先がきちつと見えてこない。具体的に、若い人たちが給料の十分の一ぐらいで土地が取得ができる、そういう施策をひとつ一生懸命頑張っていたらいい。所信表明はそういう計画書を出していただきたと要望しておきたいと思ひます。

二つ目に、公団家賃の関係でございますけれども、今回羽田内閣が公共料金の年内凍結を決めていただきました。非常に喜んでおられる一人でございます。ようやく好景気がこれからやってくるに、物価の値上がりで足を引っ張るようなことがないように、これはまず要望しておきたいわけでございますけれども、すぐまた値上げをするのじやなかろうかという心配が多くなるところから出て

きておるわけでございます。きょうも公団の皆さんが傍聴に参つておるようなことでございまして、今後の見直しについて、まずどのような認識を持つておられるのか、料金引き上げの圧縮についてどのような検討をされておられるのか、まずその点について伺ひしておきたいと思ひます。

○森本國務大臣 現在の厳しい経済情勢から見まして、先般二十日の日に公共料金を凍結するということが羽田内閣は決めたわけでございまして。それに従ひまして、公団家賃についても年内凍結をさせていただくことになりました。

公団家賃というのは、その家賃の改定についてでございますが、これは委員もよく御承知のことかと思ひますが、公団相互間の家賃の不均衡を是正するということが一つ。それからもう一つは、公団の修繕、維持管理をしていくということがございまして。それからもう一つは、民間の住宅に住まいの方々の負担の公平を確保する、こういった点から家賃改定がなされていくものでございまして、従来からも国会でその審議の場を得まして、大体三年ごとにその家賃を見直していくというルールをつくつていただまして、定期的にその見直しを行っているところでございます。

しかしながら、今般の経済情勢を見まして、先ほど申し上げましたように本年凍結をしたわけでございますが、建設省といたしまして、先般五月二十七日に公団の総裁を私のところへお呼びいたしました、これは道路公団の総裁も一緒に来ていただいたわけでございますが、この凍結した分、これは一体どうなっていくかということについては、まず公団自身の合理化を図つていかなければならないのではないだろうか。それからもう一つは、サービス向上に尽くさなければならぬ、こういった点について私の方から指示いたしました、公団挙げて、公団総裁が筆頭になつてこの問題に取り組んでいただきたい、そして、今後どう経営合理化をしていくかということを報告してもらいたいということを、この間申し上げていたところでございます。

いずれにいたしましても、公団事業の総点検を建設省としても行ひまして、物価問題に関する閣僚會議に報告することとして、その結果を踏まえて遅滞なく結論を出していただきたい、このように考えておるところでございます。

○川島委員 二点目に、今回の家賃改定の中で、一〇%を超える値上げになつておるところがあるわけですね。私も、常識的に考えまして、ではこの三年間で物価が一〇%を超える指数があるかどうかということを考えると、ちよつと上げ幅が大きいのじゃないか。

それからもう一つ、その家賃改定で、敷金を取るなどというような措置を講じておりますけれども、これは、全国的に見て敷金制度の非常に不公平があるのは東京なんですね。普通、アパートで敷金を二年ごととなり一年ごとの改定のときに取るところというのは本当に少ないのですけれども、東京だけですよ。学生の連中からいけば陳情があるのです。一カ月分、改定のときは取るというふうな敷金。それで、バブルのときは早く出ていってもらった方がいいというふうなことでございまして、今出ていってもらったのは困るというふうな、大きな事務所や何かの形態がございまして、敷金も取らないところが非常に多くなつてきているわけでございまして、そういうふうなことの配慮がもつとあつてしかるべきだと思ひます。物価上昇に見合う以上の値上げはしないとか、そういう余分な敷金は常識的に認められていないのに、不公平があるようなことを公の団体がやるというふうなことも若干問題があると思ひますが、御検討をいただきたいと思ひます。

さらに、高齢者、障害者、母子家庭などの特別措置が継続されると思ひますけれども、申請をしない、何か今の実情をお話をお伺ひしますと、申請をしてこなければその特別措置を実施されてないというのが現状だそうでございまして、これはちよつとおかしいのじゃないか。みんなが公平公正にやるためには、もし届け出をしてこなければ、あなたのところはこういうふうな届け出たらこれだけのメリットがあるのですよというPRを積極的にやるのがしかるべきではなからうかと思ひます。どうも、この辺のところについてはどういうふうにお考えでございませうか。

○三井(康壽)政府委員 ただいま三井御質問をちよつと申し上げました。

まず、引き上げ率についてでございます。今回は、三十八万戸の入居者の方々に對しまして、平均の引き上げ率が三千三百円、率といたしまして約九%、こういう値上げ申請が公団から出てきているわけでございまして。この引き上げ率につきましては、これも先生よく御承知だと思ひますが、何度かの国会の衆参の集中審議等を経まして、家賃の改定に当たりましては、現在の家賃とそれから公営限度額家賃で再算定をいたしまして、その差額の二分の一に圧縮しまして引き上げ率を決めてきている、こういう状況でございまして。したがって、その観点について言いますと、その間の物価上昇率との関係というのは実は比較をしていないわけでございまして。すなわち、物価が高上がりまして引き上げ率は低かつたということも、従来の実態としてあるわけでございまして。なお、平成元年から四年の三カ年の物価上昇率は八・二%という数字があるわけでございまして。

それから、敷金についてでございますけれども、敷金は、申請におきましては、増分につきましての敷金はちよつといたした、こういう申請が出てきております。従来、これにつきましては大蔵省承認の際に申請と承認をすりかへてという手続はしてはいたつたわけでございまして、いづれにいたしましても、申請自体はそういうふうな形で出てきているわけでございまして。

それからもう一つは、特別措置についてでございますけれども、特別措置は、いづれにいたしましても、家賃の契約は公団と居住者の方で決めたいただくものでございまして、したがつて公団としてどういう家賃を考えていたか、こういうのが大原則でございます。それを受けまして、それが住宅政策上いいのかどうかというのは、最終的には建設大臣の承認の際に判断をさせていた、そういうふうなふうに考えております。

○川島委員 特別措置については、ひとつ十分配慮しながら御指導をいただきたいと思ひます。

それから、各家賃値上げについて、団地ごとの話し合いがなされていらないようでございます。この点についてひとつ十分その話し合いを団地ごとに行つていただきたいと思ひます。私が問題にしておりますのは、その家賃の中に従来から修繕積立金という部分があるわけですね、公営住宅の中には、それが十五年か二十年に改修に用ゐられてしまふから、その積立金の複利の運用面がきちつと団地ごとに出ていないという実態があるわけなんです。これから、やはりそこに住んでいる人たちが値上げや何かについても理解が得られるようにするためには、あなたが積み立てたお金はこれだけです、公団がかかるのが、いつもかけるときは三千億とかいって、全部の、全国のものをおしやるから細かいことがわからないわけでございまして、これだけかけて修繕をするんですというふうな、お互いに理解ができるようなきちつとした集約の仕方をやつていただきたいと思ひます。

さらにまた、建てかえのときの問題がいろいろあるわけでございまして、従前に居住をしておりました人たちのそういう状況についての配慮、中には非常に今、年金生活者も居住しておるようございまして、公団へ戻り得るようなことが不可能なような状況も呈しているようなことでございまして、この辺のことについて、家賃の軽減措置、公営住宅の付設、そういうようなことを配慮しながら、特定の目的の借り上げ公共賃貸、こういう形の拡充に新たな措置を考えていただきたい、こういう要望も出てきているわけでございまして、その辺のことについていかがか、御所見をお伺ひしたいと思います。

○三井(康壽)政府委員 まず一つは、団地ごとの話し合い、あるいは団地ごとの家賃についていろいろもう少し話し合いを含めて明らかにしたらどうか、こういう御意見でございます。

確かに団地ごとに修繕積立金といいますが、修繕積立金は各戸からいただいているわけですが、修繕が、現実には三十年代、四十年代に建てた団地につきましても修繕は、いろいろな意味で相当お金がかさむようになってまいりまして、今までにいただいたものではなかなか、修繕工事費もどんどん上がっております関係上、その積立金では現実には賄い切れていないというのが現状でございます。また、団地ごとの修繕も、相当傷みの激しい団地もありまして、いろいろな個々の状況がございまして、その点は全国といえますかある程度一律にさせていただいて、家賃改定も一律にさせていただく、こういうふうな公団としてはおしておると聞いておりまして、私も、ある意味ではそういった方向は進むを得ないのではないかと思っております。

また、建てかえについてでございますけれども、この建てかえも従来からこの委員会に相当いろいろ御議論いただきまして、建てかえの必要性につきましてもある程度御理解をいただいていると思っております。また、現実には建てかえと、従来の建物が狭いものがある程度居住水準向上のため広くするために、家賃もどうしてか上げざるを得ない。三倍ぐらいい上がってくる計算になるわけでございます。したがって、ある程度の我慢はお願いをせざるを得ないわけでございますけれども、特に所得のなかなか上がらない年金生活者等々の方々につきましては、特別措置というのを建てかえの際にもやっているとございまして、家賃の値上げに傾斜をつけまして緩やかにする、これが原則でございます。

しかし、それでも公営住宅階層になられるような低所得者の方も相当おいでになりますので、こういった方々に対しては、近くの公営住宅をあっせんするように公共団体をお願いする方式か

ら始まりまして、公営住宅を団地内併設しまして、これは公共団体に御協力いただかないとできないわけでございます。公共団体の議会でも御反対がある場合もありますので、それは公団も積極的に公共団体とも相談をさせていただいておりまして、さらに併設の場合は公共団体に土地を買っていただくかなければいけないわけでございます。財政負担大だということから、今年度からは公団の団地内にうちを建てまして、公共団体に借り上げていただく、公営住宅の一種を借り上げていただく。そうすると、公共団体の財政負担も楽になる、議会対策もやや容易になるということから、今年度予算ではそういった借り上げ式の公営住宅を公団の建てかえの際に導入するという予算をお願いしているところでございます。

○川島委員 公団住宅は、当初から中堅労働者に住宅を供給する、こういう目的だったわけですが、現状は年金生活者だとか非常に低所得者の人たちが多く存在をする。この辺で、先ほどお話があったように、公共住宅の政策、住宅政策の關係で一遍見直しをする必要があるのじゃないかと思うわけでございますが、この辺ひとつ大臣に御所見をお伺いしておきたいと思っております。現在までに建設委員長の要望事項として、公団家賃改定に関する要望事項が出ているわけですね。これが八項目、読むと時間がございませんで、ひとつこれらを配慮しながら、住宅政策の整理見直し、こういうことについての御所見をお伺いしておきたいと思っております。

○森本國務大臣 今、委員からお話がございました建設委員長からの要望等々についても、十分検討をさせていただきたいと考えております。

○川島委員 次に、道路公団の有料道路の値上げについてもお伺いをしておきたいと思うわけでございます。

これも値上げが抑えられてやれやれと思うような人たちが非常に多くございます。特にトラック業界だとか、車を動かして商売しておる人たちがとっては、この値上げが生活がかかっている。

景気がようやく上向きになって、何とかいけるといふときに、がくんと出ばなをくじかれたようだというところで、いろいろ陳情をいただいているわけでございますが、それよりもまず私も名古屋の場合、東名高速道なり名神高速道等の関係があるわけでございます。

大体東名は三十年でございまして、有料道路の期間でということと最初の計画設定があったわけですね。それが何回も何回も値上げをしなから、もうペイができておるにもかかわらず、全国の有料道路の建設のために、次から次と値上げをしていく。都道府県や市町村では、有料道路で決定されまして、地方の議会では、その年数がたつたら必ず無料にする、こういう形のもの、すべて約束事が守られておるわけなんです。約束事が守られていないのは、国の方の道路公団のことであって、例えば東名は、第二東名をつくるから、これに費用がかかるからその値上げを面倒を見てくれというふうな考え方もわからないことはないわけでございますけれども、国民の側からいいますと、きちんと計画して、いつペイできて、これから以上は第二東名のときにどれだけ使う、だから皆さんこの据え置きで、この値段はこれで据え置きであつて何年お願いをしたいというふうな形で、きちんと計画を明らかにして、ガラス張りにして国民の理解を求めなければならないと思うわけでございますが、この件についてどのような御所見をお持ちなのか、お伺いしておきたいと思っております。

○藤川政府委員 今御指摘がございました点でございますけれども、東名高速道路というのは昭和四十四年に全線が開通したところでございまして、実は高速道路の料金につきましては、現在料金プール制というのを採用しているところでございまして、この仕組みにつきましては、昭和四十七年に道路審議会の答申を受けて採用した制度でございますが、通行料金を決める際に、東名とか東北道とか、個々の路線にかかわる、そういう単独で料金を決定するのではなくて、全国の高速

道路全体の建設費、管理費それから借入金の利子などの総費用を高速道路の料金収入で賄っていただくという仕組みでございまして、料金が全国画一料率になつていくということでございます。

この制度を導入した理由でございますが、御承知のとおり、すべての高速道路のネットワークを、本当は同時に、一挙につくり上げればいいわけでございますけれども、どうしても予算の制約がございまして、早くできるところ、建設がおくれるところというのが出てまいります。それで、このプール制という制度を採用いたしませんと、早くできたところというのは建設費が非常に安いわけでございますし、また、早い時期に高速道路ができたというメリットを地域の方がお受けになつておられるわけでございます。また、建設費が安いわけですから安い料金になるわけでございますが、後からできる地域というのはどうしても建設費が高くなる。また、整備が遅くなった上に通行料金が高くなるというふうなことで、大変公平性の面で問題があるというふうなことで、このプール制というのを採用しているところでございます。

今、委員から御指摘がございましたように、プール制を採用したために、新たな路線が追加されますと、どうしてもその時点で採算性の検討がなされまして、これまでも料金改定がなされまして、料金徴収期間が延びるというふうなことがありまして、今のような御批判をいただいているところでございますが、高速道路の建設というのはまだまだ整備途上でございます。私も、今お話をいたしましたような点もございまして、今後の道路整備を進めていく上では、このプール制というのをやはり堅持して、何とか高速道路の整備の促進を図りたいというふうに考えているところでございます。

ただ、今お話をいたしましたような御批判がございまして、私も、やはりできるだけ地方の高速道路に過度の内部補助が入らないように、できるだけ国の助成を強化するというよう

なことで努力しているところをごいまして、そういう御批判を十分頭に入れながら、今後とも高速道路の建設に対応してまいりたいというように考えております。

○川島委員 それは理屈であつて、国民から見ますと、ここからこの間、幾らで高速道路、有料道をつくります。本来なら国の施策で、全部無料をつくらなければいかぬものを、できぬから、早くつくるからということで有料でやったわけですよ。約束事を守らぬというのはおかしいのですよ。だから、次の地域の有料道路をつくるときは、それでは幾らで上がつて、あとお金が足らぬ分を国から、そしてほかのところからこれだけ持つてきますと、きちつきちつとガラス張りになさないと、ガラス張り。全部ブルーして、運営が放漫になる、そういう形も指摘をされておるわけですよ。時間がないから言いませんけれども、この点について、ひとつよく御理解をしておいていただきたいと思ひます。

最後に、入札制度について、時間がございせんので一点だけお話をしておきたいと思ひます。それは、今まで議論をされてきて、入札制度が大分全国に定着をしてきた、こういうふうに見ておるわけでございますけれども、じゃ改革がなされたかという、その抜本的な改革がまだ、愛知県も実は副知事が捕まつて政官財の癒着が指摘をされているわけで、余り大きなことは言えないわけでございまして、NHKの三十日の夜の放送でも、政令都市を含めて三十六市町村の二十一の自治体で価格が二〇〇くらい安くなつた。ただ六つの、二〇〇くらい全体で談合が行われていた、こういう事実が報道されております。

私、昨日と昨日、県会、市会の全国の社会党の地方議員、千四百名ぐらい沖繩に集まつておりまして、建設部会の講師として二日間佐詰で行つておたわけでありまして、この委員会の第五分科会で、九十三名の県、市会議員が来ておりまして、入札制度を議会で指摘した人の数が九十三名のうち四十名ぐらい。四十三カ所が入札改

革を約束をして、なされてきた。ところが、談合が行われたかどうかということについては、全員が行われていないという人が一人もいないのですよ、みんな見方が。

これは大変なことをごいまして、やはり何とか全国で多くの入札改革を、一般競争入札をやつてきておりますし、月曜日の審議では、業法登録の改正の中に経営事項審査申請書を法文化するというようなことも、いろいろ手を加えてきておるわけでございますから、一体、今地方自治体でどれだけ改革が進んで、どういふような状況にあるのか。

自治省の方、呼んであるわけでありまして、その辺のことだけ、ひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

○中川説明員 お答えを申し上げます。

地方公共団体におきます入札・契約手続の改善につきましては昨年来いろいろ検討いたしておりまして、一般競争入札等多様な入札方式の活用であるとか、あるいは指名基準の策定、公表、入札の経過、結果の公表など、入札における透明性、公平性の確保を図ること、監査の徹底を図ることなどの改善策を取りまとめまして、地方公共団体に通知をいたしております。各地方公共団体におきましては、この通知の趣旨を踏まえまして、入札・契約手続の改善に取り組んでおります。例えば、昨年度におきましては、二十六の都府県、九の指定都市で制限つき一般競争入札の試行を行ったという報告を受けているところでございます。また、平成六年度から新しく改善策を講ずるといふ団体もあると聞いております。

いづれにしましても、各地方公共団体の行いました改善策につきましては、フォローアップをするということも必要でございますので、機会をとらえて実態調査を行ひまして、その改善状況を踏まえ、必要があればさらに指導をしてまいりたいと考えております。

○川島委員 時間が参りましたので終わります。残余の件については、次回にまた質問をさせ

ていただきたいと思ひます。

入札制度の件については、建設省、自治省、通達があればすべての自治体がきちつと対応をする、こういうことでございまして、モデルを恐らく大分出てまいつておりますから、それらを配慮しながら、指導、通達をひとつよろしくお願いをしたいと思ひます。ありがとうございます。

○鳥居委員長 次に、中島武敏君。

○中島武敏君 私は、大臣の所信表明演説に關して、いわゆる天下り問題についてお尋ねしたいと思つております。

政官財の癒着を断ち切れというのは、今や非常に国民的な要求になっております。昨年の十一月十三日付の朝日新聞、これなんですけれども、もう既にござらなつていらつしやるかと思ひますが、これによりまして、建設省がゼネコンに対して、年収から地位、勤務地まで指定して、招聘要望書を提出させて天下りをさせている、こういうことが報道されております。これは事実ですか。

私、この記事を見たとき非常にびっくりしたのですけれども、過去にはこういうことはあつたというのが今のお話ですね。念のために伺つておきます。

それから、招聘要望書の中に書かれているのですけれども、「営業の業務には従事させません」という文言が入つてゐるのです。これの趣旨はどういうことなのか、これについて伺ひます。

○伴政府委員 書かれた中身でいろいろ不適切なものがあったことももちろんあります。ただ、こういう就職でございまして、特に人事院の承認手続を経なければいかぬというふうなことで、最低人事院の承認申請に必要な事項といふものがございまして、例えば、つこうとする地位あるいは職務内容とか、いつ就職するのかとか、報酬はどのくらいかといったようなことも人事院の承認審査の対象になりますので、そういうものはきちつとある必要がありますので、これは企業からいただくことはあるかも知れませんが、いづれにいたしましても、それは人事院の承認申

ただ、後日いろいろ誤解が生じないようにといふことでこれをとつたのだらうと思ひますけれども、内容には不適切な場合もあるというふうなこともありまして、こういうものはきちつとある対応をせよいかぬといふことで、実は昨年十二月に事務次官をトップとした業務執行改善推進本部を設けて、こういうものをどうするかといふことをいろいろ議論いたしまして、今後、企業から割愛申請書、あるいは今の招聘書でも同じでございますけれども、そういうものは一切提出を求めないにしようといふことにいたしました。それはもう早速実施しております。

して、現在はそのようなをとらないようにいたしております。

○中島武敏君 今お答えがあつたのですけれども、私が聞こうと思つてゐることの大分先の方までお答えくださった。

もう一つ伺ひたいのですけれども、こんなことが書いてあるのです。朝日新聞ですけれども、天下り組を受け入れる際にゼネコン各社は、省側の要望通りのポストを用意、役人時代と変わらぬ年収を支給することなどを明記した書類を省庁の人事担当者らに事前に提出。このほか、本省の局長、審議官クラス以上の高級官僚については役員、あるいはそれと同等の待遇で迎えて社内個室を用意、専用車や秘書を付けることも約束させられていた。こうした形での天下りは、公共仕事を発注している他の省庁・公団でも同じように制度化されておき、ゼネコン側は「国の仕事を円滑に受注していくための保険」としてゐる。

請に必要な書類として提出していただくということにいたしております。

それから、営業の業務に従事させないというのは、これは当然のことございまして、やはり人事院の承認などでも、営利企業の地位の職務内容が、在職していた省庁の工事の受注などを担当するといったような場合ですと承認されないわけでありまして、そういうことはしないよということとを企業みずから書いて出したということじやないかと思ひます。

○中島(武)委員 営業の業務につかない、従事させないというのは当然のことだ、そういうお答えなんです。

実は、昨年来の金丸巨額脱税事件、それに続く一連のゼネコン汚職の中で、さつきも言ったのですけれども、国民の政治家あるいは業の癒着に対する批判の高まりというのは相当なものがあります。これは毎日新聞なんでも、ことしの一月一日付で、官僚の天下りに対するアンケート調査が載っているのです。これによりまして、市民の六〇％は癒着の温床になるから反対、こういうふうな批判しているのですけれども、官僚みずからは反対がわずか六％で、現状肯定派が半数近かった、こういう報道があるのです。

それで、さつきのお話にもあるいはあったのかなと思うのですけれども、昨年の八月に、当時の中村建設大臣が天下り自衛宣言を出された。これの中身というのは一体何だったのか、自衛するとは一体どういうことだったのかということについて伺いたいです。

○伴政府委員 公務員の退職後の再就職という問題で、これは実は、本来は職業選択の自由というものがあります。したがって、役人時代の本人の知識とか経験とかいろいろな見識とかを活用して再就職するのが、非常に有用な場合が多いと思ひます。ただ、在職中のいろいろな立場と再就職した会社との関係で、国民の疑惑を招くというようなことがあつてはいかぬというので、そこは人事院

がまさにその判断をされて、再就職していいかどうかということ判断されるわけなんです。したがって、そういう調整の中で天下り問題についてどういう対応をするかということいろいろ考えまして、そういう再就職の手続を人事院にとりまして、そういうことを当面やめようということとを打ち出したわけでございます。

昨年八月でございましてけれども、幹部職員がいわゆる大手ゼネコンへ再就職するといふときには当然人事院の承認が要りますので、企業はぜひとも採りたい、本人は行きたいということがありますから、本人とか建設会社の理解を得まして、当面は建設省が人事院の承認申請手続をとらないということを決めておりまして、この事柄は十二月に、先ほど御紹介申し上げました業務執行改善推進本部の結論を出しておりますが、その中でも、当面当該自衛措置を引き続き実施するということとを言つて、現在もそれを続けているところでございます。

○中島(武)委員 このことに関連してもう一つ伺いたいの、二年間という制約が解ければどんな関連のところであつても就職してよろしい、そういうふうにお考えなのか、それは法律事項とか人事院で決めているものとかいうものではないけれども、しかしそういう企業に再就職するといふのはぐあいが悪い、あるいは好ましくないと考えておられるのか、その辺についてもう一つ。

○伴政府委員 人事院の方の規則では、きちっと二年間、退職後二年を経過して再就職するにつきては、制度的には人事院の承認なしに認められていくわけでございます。基本的にはそういうことではないわけですが、私どもの気持ちとしては、二年経過したからといってすぐに幹部職員が大手のゼネコンに再就職するといふようなことは、できるだけ自衛することが望ましいかなと思つておりまして、この辺のことは、関係者の理解を得られるようになるべく取り計らつていきたい、そういうふうな適切に処理していきたいと考えております。

○中島(武)委員 実は、天下った役員の人たちは、営業担当をやつておられるというのは非常に多いんですね。それは二年間とか、あるいは何か国家公務員法に違反をしているとかいうのではありません。ないんですねけれども、実際には非常にそういうことが多いんですね。

それで、これは鹿島建設の例なんですけれども、建設業法に基づいて建設省に届けられている文書を私は調べてみたのですけれども、これによりますと、これは直近のもので、宮崎明氏は代表取締役社長。詳しいことは省略しますが、おやめになって八カ月後に鹿島建設に就職しておられる。そして、その八カ月後からどれだけの間かわかりませんが、営業本部副部長に間もなく就任をしている、こういうことなんです。

それから、これも鹿島建設なんですけれども、半谷哲夫氏の場合には、国鉄の高級官僚なんですけれども、三カ月後に鹿島建設に就職をしている。そして以後、間もなくだろうと思うのですけれども、やはり営業第二本部長、その任についている。それから、平井公雄氏という方がおられて、これも農林水産省の高級官僚の方なんですけれども、資源公団の理事を経てはいるのですけれども、鹿島建設に入社をして、間もなく営業第二本部長の副本部長をやつておられる。それからさらに、建設省の東北地建局長をおやりになった人なんです。角田直行さんという方がおりますが、この人も今鹿島建設の第二営業部で仕事をしています。これは鹿島建設の例だけ私、今申し上げたのですけれども、こういうことなんです。

それから日特建設という会社があるんです。これはちよつとあらかじめ申し上げておきたいと思うのですけれども、選挙時に、国の仕事をしている企業が、選挙に関して選挙の候補者に寄附をしてはならない。それで、この規定に違反して寄附をした場合には公職選挙法百九十九条違反、受け取つた者は二百条違反となつています。昨大臣はよく御存じだと思つております。

年の総選挙時に、日特建設が国の仕事である胆沢ダムのダムサイトの地質調査の仕事をやつていた。その日特建設が新生党代表幹事の小沢一郎氏に寄附を行ったといふので、これは私が昨年の十二月三日に予算委員会を取り上げた問題なんですけれども、そこでこの日特建設というのを私興味を持って調べてみたのです。これは、今お配りをしていただけばいいと思うんですが……。

○鳥居委員長 はい、どうぞ。

○中島(武)委員 これを見ますと、営業所長のほとんどが建設省あるいは各県の土木関係の高級官僚の出身者なんです。営業所は三十九ありますけれども、二十一がそういう格好なんです。それから、県をやめた人がすぐに営業所長に就任をしているという例が大多数なんです。時間がありませんから説明を省略しますが、この会社は官公需六六％です。民需が三四％、配当一九％、なかなか営業活動が成績を上げていっているのではないかとと思われるのです。これは、別に何か法律に違反をしているというのではないのですけれども、この種のこういうのは、やはりもっと厳正に考えなければいけない問題を含んでいるのではないかと気が私にはするのです。

それから、もう一枚の資料についてですけれども、この点も、これは四十年間のものを比べたのですけれども、「ゼネコンの役員における国・公団等の天下り役員数の推移」、百九名からこの間に百七十三名にふえているわけなんです。

大臣はこういう事態を一体どういうふうにお考えになるか。法律に違反していないからいいというものではない。今国民は、政治家の癒着を断ち切りたい、そこが疑惑のもとなんだというふうな感じにおられるときに、こういう問題について考え方を今ここで改めていかなければいかぬのではないかと、そういう気がしてならぬわけなんです。この点、どうお考えになるか、ぜひ伺いたいと思つております。

○森本國務大臣 今、先生御指摘いただいておりますが、確かに国民の疑惑を招くようなことは避

けていかなければならないし、そういうことがあつてはならないとも思つております。当然のことかと思つております。

殊に、職員が民間に就職する場合に、その点については十分に考えなければならぬ。そういう意味で、先ほど伴官房長からも話がございましたけれども、そういったことを避ける意味で中立第三者機関である人事院の承認の制度が設けられたわけですが、同時に、そういった制度だけではなしに、建設省みずからも標を正していかなければならないと思つております。

先ほど先生もお話がございましたように、自肅の措置を今講じているところでございますが、建設省自身、みずから決めた方針を肅々と実施していくことが今大変大事なことでないかというふうに考えておりまして、さらに当面は続けさせていきたいと思います。

なお、最後に、職業選択の自由というのはこれはまた基本的人権の中のものでございます。先生もよく御承知の上かと思いますが、そういった点も、本人の知識、経験をいろいろな社会に役立てるといふことも、これまた極めて大事なことであるかという認識の上に立つて、さらに疑惑を招かないようにしていきたいと考えております。

○中島(武)委員 この問題の最後に一つだけ、また重ねて大臣に伺つておきたいと思う点があるのですけれども、実は「二十一世紀への舵取り」という書物があります。これを書かれたのは二代前の人事院の事務総長です。鹿兒島重治さんとおっしゃる方です。この方が非常に強調しておられるのは、高級官僚の再就職で最も重要なのは何かといえ、民間企業へのそれである。問題にしなければならぬのは何かといえ、役所が組織として特定の企業や業界に便宜を与えたり手心を加えたりする、そういう行政をゆがめるといふことだということをお述べおられまして、「組織ぐるみの官民のゆがみ」、それによる行政の歪みを防ぐためには、官僚個人に対する服務上の規制とは別に、組織ぐるみの規制を行う必要がある。たとえば、大

蔵省は省として金融機関、保険会社、証券会社などに對する監督権を持つてゐる以上、たとえ銀行局や証券局以外の組織に勤務した者であつても、組織ぐるみのゆがみを防止するためには、「こういふところには天下りをやめろ」といふようにするべきではないか。職業選択の自由はあるけれども、公共の利益のためにやはりこれは抑えられなければならないのではないかという見解を述べてゐるのです。

このことについて、大臣はどんなふうになつて、この鋭い指摘、しかもこれは人事院の事務総長をやつていた人が述べてゐるのです。私も、ここに述べられてゐることは道理があると思ふかと思ふのです。大臣はどういうふうになつてくることと、それから時間が間もなくなくなつてくるようなので、立つたまま、もう一つ大臣に質問したいと思ふのです。

先月二十七日に、私、公団家賃の値上げ撤回に關する申し入れというのを大臣にお渡しいたしました。大臣、よく読んでくださったと思ふのですけれども、値上げの延期というだけではなくて、これは認可はしない、差し戻さないといふことが私どもの気持ちなのですけれども、同時に、公共料金の値上げの凍結期間中、公団家賃の値上げの認可はやらないでほしいといふことを強く申してゐるわけなのです。いろいろお話を聞きますと、四カ月くらい準備期間がある、だから四カ月前に認可する。そうなりますと、仮に、料金の凍結が解けるのは一月一日、そこから値上げするとしますと、そこからさかのぼつて九月一日にはもう認可しなければならぬといふことになりま

す。そのとき国会がどうなつてゐるかという問題もありますけれども、国会での集中審議なども委員長にも申し入れてゐるところなのですけれども、これもやられない。国会での検討なしに、今までは過去四回ですか、全部集中審議をやつて国会の意見を聞いて、委員長の要望もつけて、それで大臣の方に出しておつたわけですね。ところが、そ

れが今度はどうなるのか。国会の審議も何も経ないで、いきなりどうする、認可なら認可するといふのでは、こんな重大な問題を、国会を無視することになりはしないかというふうに考えるわけですね。その点で、ぜひ三年ごとの値上げのルールという問題も含めて、集中審議の後に大臣が判断をする、やはりこういうふうにしてもらいたい。これは新聞記事なのですけれども、本当かと思ふことが書いてある。それは、値上げ申請を審査する建設省住宅局の担当者、腹を立ててゐないといえようになる、値上げ問題について、といふことを言つて、古い賃貸住宅の補修がおくれる可能性がある、大変な発言をしてゐるのです。本当かなと思ふのですけれども、もしそういうことが本當だつたら、これは非常に大変な問題だと思ふのです。

だから、値上げの凍結のいかにかわからず、必要な修繕などもぜひやるようにしていただきたい。ひとつしかとした御返事をいただいて、私の質問を終わりにしたいのです。

○森本國務大臣 委員から御指摘いただきました、まず天下りの問題でございしますが、二十一世紀云々という著書でございしますが、まだ私も大変勉強不足で読んでおりませんが、何とも申し上げることはできないわけですが、天下りの問題については、大いに自肅をしていかなければならぬといふことと、それからもう一つは、やはり職業選択の自由、あるいはさういふところを得た技術をどう社会で生かすのかという、この面もやはり考えていかなければならないかと思つてゐるところでございします。

それから、公団の値上げでございしますが、厳しい経済情勢の中で凍結をさせていただきました。年内凍結ということですが、先般、先生から五月二十七日付、私あての共産党議員団の申し入れ、私も読ませていただきました。最後の方に、今先生御指摘いただいた四項目もあることもきちつと承知してゐるところでございします。私の方、この凍結のことが後になつていろいろと公

団の皆さんに影響を及ぼさないように、これはまず公団自身が合理化あるいは経費節減を図るべきではないかということで、五月二十七日に公団の總裁を呼びまして、そして国民の皆さんの理解を得られるように總裁みずから先頭に立つてやつていくべきだといふようなことをきちつと申し入れて、公団の方も報告を私にすることになつております。

それから、家賃値上げ凍結の間、家賃認可は絶対にすべきではないのではないかと先生のお指摘でございますが、今回の措置というのは承認の時期までも規制するものではないといふふうに、そういう趣旨ではないと私は考えておりまして、家賃改定の承認の必要ない手続は、これは肅々と進ませていただかなければならないと思ひます。

それはまた同時に、先生がおっしゃつていただいた家賃値上げ承認するな、あるいは家賃を値上げしてはだめだよ、しかし修繕はしろ、これは我々も非常に厳しい立場に立たざるを得ない。必要な修繕は修繕で、また、させていただくべき点はやらせていただく、それはそこに住んでおられる方の環境を守るといふ意味でも必要ではないかな、このようにも考えております。

それから、国会での議論云々、先生から今ございましたが、これは国会の委員会、それぞれまた御判断に従わせていただきたい、このように考えております。

以上でございします。

○中島(武)委員 終わります。

○鳥居委員長 この際、本会議散会後、直ちに委員会を再開することとして、暫時休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後二時三十五分開議

○鳥居委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農住組合法の一部を改正する法律案及び都市緑地保全法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤剛男。

○佐藤剛男 ありがとうございます。

両法案につきまして、後ほど私の意見を申し述べます。質問はございません。私の意見に對してはどのようなお考えをされるか、私の敬愛いたしております森本大臣、また大臣がしつこくかわるので、やはり政策をやるには官庁がしつかりしてもらわないと困りますから、建設省の各政府委員の方々の答弁を求めます。

委員長、私の質問のしやすいようにちよつと資料を配りたいのですが、よろしうございますか。

○鳥居委員長 結構です。

○佐藤剛男 冒頭から生臭い話で申しわけないのですが、愛知県の副知事の逮捕問題がございました。それに関連しまして私が問題提起しようとしておりますのは、一つの地方公共団体に不祥事が起きますと、いつでもそのようなのですが、指名入札の停止という問題が出てくるわけでありまして。例えば宮城県、あの仙台市長の事件あるいは宮城県知事のときに、現在指名停止をされているゼネコンといいますが六社ある。それで、愛知県の副知事の件については、名前も新聞に出てくることですから特にあだこうだ言いませんが、大成建設がなっているわけでありまして。

それに対して、一つのガサが入りますとどういうことになるかというのを、私は、非常にその点について、日本は法治国家であり、私は何もゼネコンの肩を持つとしていたわけじゃないし何しているわけじゃないですよ。指名の停止というものが一体どういう形で各市町村で運営されているかというのを、まず一般的な問題として、その問題について少しく、半分ぐらい、私が与えられました時間の範囲で掘り下げさせていたたく

つもりでございます。といいますのは、この問題は今建設省が考えておられる一般競争入札、アメリカに端を発した入札と極めて関係のある問題だからであります。

まず一例を申し上げます。一例といいますが、事実関係です。愛知県の副知事の逮捕問題で、建設省はどうか、建設省がどうもこの地域を指名停止されたか、某社大成建設に對して。まずそれを、事実関係として、一例としてお聞きしたいと思ひます。

○伴政府委員 愛知県の副知事の事案でございますが、副知事が五月二十九日に逮捕されております。そこで、この事案そのものの贈賄の方は一般の使用人という、役員でなかったものでありますから、通常こういう場合には中部地建管内、中部のブロックだけ、だから中部地方建設局発注の関係につきまして指名停止二カ月を行つております。

○佐藤剛男 私がこの問題からスタートしますのは、そうすると全国には行っていないということですね。

○伴政府委員 さうでございます。

○佐藤剛男 過日、私のところに質問をとりて来たときに、こういう問題を取り上げるからといって武蔵野市の事態をよく調べておくようにと言ひましたが、それはどうなつていくのかどうか。なぜ武蔵野市を取り上げるかといふと、仙台のケースの話をいたします。仙台で、仙台市長あるいは宮城県知事がなると、大臣、市町村の数は約三千二百三十五あるのです。その三千二百三十五で、ガサが入りましたということになる

とどういうことになるかという、どのくらいあるの市町村の公的なものが指名停止になると思ひますか。アバウトで結構です。三千二百三十五の中でどのくらいになるか。

○森本國務大臣 その点については私は定かでないませんが、一つは、やはり発注者というよりか、受注者の方のそういう行為を起した人のポジションによつても随分変わってくるのではない

だろうか。地方の営業所であるか、あるいは本部役員であるのか、そういった点からも随分変わってくるのではないかと思ひます。

○佐藤剛男 私が調べた例でございます、三千二百三十五のうち市町村の約二割、六百、仙台市で指名入札が停止になる。そうすると、だだつといふと、市町村のこともさることながら、公社公団、あるいは建設省がだめになれば運輸省それから港灣局、郵政省、営繕、それから中央の部分もばつと減るのです。それから、それは代表取締役がどうだとかいろいろな基準があるようです、それは大臣がおっしゃられたように、仙台の場合はそういうことです。そういう事実がある。事実だけをまず申し上げておきます。

まだ私の見解は申し上げませんが、官房長、今中部、名古屋ですね、これは中部で終わつていくわけですね。あの武蔵野市の件というのはお調べになつたと思うのですけれども、ちよつとおつしやつていただきたい。というのは、宮城県の場合で調べると、武蔵野市では二年間指名停止になる。どういふ関係があるのか。仙台でまだ犯罪が確定しているわけではないのですよ。ガサが入つたということでしょう。そうした瞬間に武蔵野市の入札については二年間ストップしてしまう。その事実関係が違つていたら間違ひとおつしやつてください。それから、愛知の場合どうなつたかをまず一つあれしてください。

それから、私が問題を提起しようとするのは、お答えするときによく注意してください。一つは、公共関係について建設省は指名停止基準を持つてゐるわけですね。中央公共工事請負制度運用連絡協議会の指名競争停止、こういうものがある。あるのだけれども、市町村については特に横並びがあるわけではない、別々にやつてゐる。それで、地方公共団体は何でばらばらにやるのかということとを聞くと、憲法にある地方自治の趣旨ですといふ。

ところが御承知のように、現在はいふまでもなく補助金でいっているのですよ、国のお金といふのは。

は。武蔵野市においても、あるいはどこの市においても、大半国のお金がついて道路をつくり、あるいは建物がいきという形になつてゐるわけですね。ですから、そういう面について一律たようなきちんとした運用がなされてゐるのなれないのだけれども、この基準といふのは一体どこの範囲が対象になつてゐるのかはつきりしない。それから、今のところの愛知の副知事の場合だとどうなんでしょうか。中部圏だけがとまつてゐるのですか、全国でとまつてゐるのですか。

今日、日本はお尋ね者の時代じゃない、カウボーイの時代じゃないんですよ。全く法律で決まつてゐる法治国家だ。お尋ね者というのは、どこかのところでお尋ね者になつてまだ犯罪も確定してないときに、一たん全部オブリミットになる。これは、私はおかしいんじゃないだろうかという根本的な問題提起をしたわけでありまして、それに対して今お配りした英国の公共事業法、英語で書いてあるものですよ。それから、社会法学では右に出る人はいないと言われている川島武宜先生、ここにあります国会図書館から借りてきた「土建請負契約論」、そのところの一部を皆さんにお配りしたわけでありまして。その問題、私の見解を述べていきます。

それから、アメリカの一般競争入札にいたつたときに、この部分についてアメリカで、今国内企業だからいいですよ、大成だとか清水とか鹿島だとかさういふところだからいいのだけれども、アメリカの建設業者、アメリカの大成とかアメリカの鹿島という会社、AとかBとかいふ会社が出てきたときに、同じような運用をしていいたらどういふことになるかという問題を提起しておきます。そういうことの前提のもとで、慎重にお答えいただきたい。

○伴政府委員 今種々お話ございましたが、一つは愛知県副知事の件。私も情報把握してゐるところでは、建設省が中部地建管内をやつておりました、その他の国の機関、道路公団等の特殊法人も大体中部地建管内ということでございます

て、中部地建管内の愛知、岐阜、三重、静岡等がほぼ二カ月の指名停止、大抵右に倣えてやっております。私どものところではその中部以外のブロックでやっているという例は聞いておりません。

先生いろいろなお話ございました。まず一つは、このモデルでございませうけれども、この措置モデルは何も市町村に適用しないというわけじゃなくて、まず中央の発注者が集まりまして、指名停止はこういう形でやろうというのを申し合わせたわけでございます。その基準をつくったわけです。当然、中央の政府あるいは特殊法人はそれに倣えになるのですが、それをだんだん下部の機関におろす必要があるのです。その各機関の出先、例えば地方建設局とか道路公団の出先とかいうところも当然それはやるということにしております。

それからあわせてまして、公共団体でございますが、県、市町村がございませう。これは先生御指摘のとおりまさに地方自治で、どういうやり方で指名するかというのはそれぞれ自主的に決めるべき問題だと思ひますが、ただ、御案内のようにいろいろアンバランスがあつて、確かに武蔵野市の例というのはかなり長いというふう聞いております。そういうアンバランスがあるといけませんので、なるべく統一の基準をとろうというふうなことで、先ほど決めたのは中央の発注者の連絡会で決めておりますけれども、それぞれ地方ブロック、例えば近畿とか中部とかというブロックの協議会、さらにその先に県ごとに連絡協議会ができておりますのでそれにおおしていきまして、できる限り市町村に至るまでそういう統一したモデルでやっていただきたいというふうに指導しているところでございます。まだまだ十分徹底していかないところもあるかもしれませんが、努力をしておるところでございます。

それからあわせてまして、指名停止という行為でございますけれども、指名停止処分という言い方をしますけれども、これは実際は行政処分ではございませう。

ございませう。御案内のとおり、指名競争をやるのはいろいろな条件でやるわけでございますけれども、やはり技術的適性とか、これはすぐれた業者だといつて積極的な要件でもって指名するということはあるけれども、あわせてまして、消極的に、何かいろいろ社会的な批判を受けているというふうなことの餘りあるところは、そこはたゞさんある業者の中からその際は避けようという、消極的な要件というふうな考えをいただければいいかと思ひますので、要は指名を禁じる運用上の措置ではないかというふうな考えをしております。したがって、むしろこれはきちんとして標準化することによつて、指名でございませうから、指名しようと思ひますと本当にこれは発注者の裁量になつてしまひます。だからやらせていたらいつまでその指名が下げられていくのかよくわからない、むしろいつからいつまでは指名するといふふうにした方が、始期、終期をはつきりさせた方がいいというふうなこともありまして、なるべく標準化して統一してやりたいというふうなことを運用としてやつておるところでございます。

○佐藤(副)委員 伴官房長、私は今の中央公共工事請負制度運用連絡協議会で決定したものがいいと思ひつていないのですよ。それからまた、これを全部にやるのがいいと思ひつていない。全面的にこのやり方の方の問題を考えるべき時期に来ているのじゃないかということの問題提起をしている、私の見解は。

といひますと、例えばアメリカはアメリカで、アメリカが入札する場合、各州がみんな法律を持つています。州立法の中においてやる場合がありまふ。それからイギリスの場合というのは、これは私が見せましたが、この中の条項を見ていただきますと、二枚目をめくつていただければいいのです。パートIVというところです。

これは(d)というところを読んでいただきたい。セレクション・オブ・コントラクターズ、指名競争入札。このときに、英語で書いて、これは建設省には渡してあるから、皆訳しているんだらうと

思ふから、(d)のところに、ハズ・ビーン・コンピクテッドと書いてある。コンピクテッドというのは、完全に犯罪というので、これは疑いじやないのです。ガサが入つていて段階じやないのです。警察で調べられていて段階じやないのです。一つの犯罪がもう成立しているというとき名が状況が(d)なんです。そうなるてきたものには指名から外しますよという形が英国の一つの法制なんです。

それからアメリカにおきましては、アメリカの各州は皆それぞれ持っているのです。そうすると、一般競争入札を今やつておるのかというのと、アメリカの建設業者が日本における空港とかあるいはダムとか、そういうところに入りたいたいわけに入つてくるために、じゃ入札しようといふことになるでしょう。ところが、入つてきた瞬間に、これは一般競争入札ですよ、一般競争入札の中においても同じような形のネガティブのチェックというふうなものが行われるとか行われなかつたかとならないと、またアメリカは問題を起こしてきますよ。

日本の中においても、例えば代表取締役がやるのと何カ月、半年以上だとか、それから代表支店長だとかそれが何カ月だとか、普通の係員だと一カ月だとか、何か知りませんが、そういうことがこの中には書いてあるんだけれども、しかもこれもまたばらばら。先ほど言ひました一つの例が武蔵野市。要するに恣意的であるということなんです、この入札制度というのが。

指名競争入札というのは重要なんです、業者にとつては。重要なんです、指名競争入札というのは、生死に影響するんだから。そのために首長のところにみんな、首長の顔をうかがつていふのです。県庁の土木部長の顔をうかがつていふ。各市長さんの顔をうかがつていふのが、これ実態さうでしょう。天の声を聞いているのでしよう。ところが、これで、こういうふうなことをしよつちゅうやると、犯罪の贈賄というものは刑法で皆さん御存じだと思ひけれども、必要共犯といつて、やる形の贈賄だけだつたら犯罪は成立

しないのですよ。もらつたというものが出てきて、贈賄というものが出てきて必要共犯といつてゐるんです。

ところが、今やつてゐる運用というのは、例えば、例えばですよ、何とか県の副知事さんが、知事さんでもいいです、知事さんが警察庁に捕まりました、ガサが入りました、その瞬間にその部下であつた部長さんは、土木部長とめちやうわけだ、何カ月だか何か。相手が社長であれば一年とか、部長ならば何だとか、そういうことをやるのですよ。自分の親分のところがまだ何も嫌疑もかかつてない、何もしてないところにおいてやつてしまふ。しかもそれがどこにいくかというところ、私が言つた三千二百三十五のうちの二割、二割いつてゐるんですよ、六百が。それだけじゃない、中央、地方の地域整備公団であらうが、各公団はみんなそう、お立ち入り禁止になるわけですよ。こういうことが、根底は、私はどこかやり方がおかしいんだと思ふ。そのやり方がおかしいのを示す一つの論文がこれなんです、先ほどお渡ししたものです。

これは「土建請負契約論」、「日本の歴史の中を見ていくと、江戸時代から日本には特殊なる風土がある。これが川島先生、渡辺洋三先生の名著です。日本評論社から出ています。これは恐らく建設省の人たちはみんな見ておると思ふ。それから、一般競争入札の導入のときでも見ておられると思ふ。このページの今のところをちよつとごらんになりまして、わかりやすくコピーにとりまして、これは「スベシ」といふのと「アルベシ」といふのがある。あるべしといふのは官庁側が、例えば建設業者、鹿島建設とか清水建設とかいふときは、かつてはあつたべしだつた。あるべしといふのは、あるかもしれないという意味です。損害賠償を請求する、損害賠償を払わないかもしれない。すべしといふのは、警察のあれとか、命令口調になつてゐるわけだから、何々しなければならぬ。つまり、契約というものはお上からいただいておりますというの、下賜されるというのが日

いみしくも先生はこれを唱えて、日本の請負契約、ゼネコンのあれでもみんなそうです、建設関係というのは根底がそれだから。この片務契約を直さなければいかぬということで、双務契約制にするということ、今日は建設省の指導もあるんでしょうが、きちんとしたフォームになっています。双務契約になっております。甲は、乙はだれ、すべし、あるべしなんということになってないが、その根底の精神構造は変わってない。変わってないから、とかく天の声とか片一方で出てくる、と、ある支店長の場合には何カ月、代表取締役になると一年近く、しかも市町村によつてはばらばらになって、武蔵野市で事業なんかやっているのは関係ないじゃないですか。その武蔵野市長というのが若干、社会党の出身の方だか何か知らないけれども、そういうことで二年間になっている。仙台が指名入札停止になると武蔵野市が直ちに指名入札停止するんですよ。

そこだけまず確認しておきますが、事実関係調べたと思いますけれども、そういう実態をまず伴官房長、確認していただきたい。私の問題提起と、いうのは重要なことなんだから、担当課長なり、その事実を教えてください。確認してくればいい。武蔵野市、僕が言っていることは間違いないでしょう。仙台の大社、今指名入札停止になっていると思う。武蔵野市で今どうなっているのか。事実関係だけ、イエスかノーかだけ言ってくればいい。

○伴政府委員 今先生おっしゃったのは、多分仙台の場合どうかということなんだろうと思うのですが、ちよつとそこまでは申しわけありませんが、調べておりませんが、武蔵野市の指名停止要領によりまして、五十年ごろに制定されたものだと思いますけれども、贈賄の場合は九カ月ないし二カ年、最低でも期間は九カ月ということになっておりまして、我々、先ほど御批判のありました中央公共工事モデルよりも相当長期だということふう

に感じます。現在武蔵野市では、市の指名停止要領見直しを検討中だと聞いておりますけれども、やはり我々が決めたモデル、標準、それになるべからぬ做つていただきたい、これほど長期のものについてはいかがかというふうに思います。

○佐藤(剛)委員 森本大臣、私のお話している趣旨、おわかりだと思つたのです。これが現状なんですから。こういう中で、アメリカは、カが今度入り込むわけでしょう。英国はこういう立法になつてゐるのですよ。英国が出てくるかも知れませんよ。アメリカは、ロッキードの事件だつて、アメリカが向こうから入り込んできて、賄賂しましたと言つたんだから。やつたときの話なんですから。そうでしよう。

そうすると、どういうことかという、アメリカのカのA社が仮に何々県の知事のところを持つていました。じゃ、それ、ガサが入りましたということになつてくると、アメリカのB社というののは、いやアメリカ全体が、大体この制度というのはおかしいんじゃないか、日本とアメリカとは違ふのじゃないか、入札の仕組みが違ふのじゃないか。イギリスも言つてくるかもしれない。ですから、一般競争入札をやるときの方について、私はきちんとした、外国とも同じベースでやろうという話を入れ込むならば、法制というものを十分検討しているのかどうか。まず、検討しているのですか。

○伴政府委員 イギリス等の例が出ましたが、これは実は、専門的には建設経済局長も参つておりますので、もし足りないところがあつたら補つていただきますが、建設省の調査では、イギリスの中央政府もやはり同じ指名競争入札をやつておりまして、競争に参加できなくなる。それで、もし有罪判決が出ると名簿から抹消される、これもかなり処分性がありますね。したがつて、どの時点からかということになりますと、日本とは変わらぬ。いんじゃないかなという気がいたします。

それと、くだいようでありますけれども、先

は大変厳しいというお立場で御発言なさっていただけますけれども、いろいろな御意見がございまして、今でも緩いんじゃないかという御意見もあります。それから先ほどおっしゃったように、それぞれの発注権者がいろいろ運用いたしますと、それぞれ個々の運用になりまして、特に指名停止ということをしないと、いつまでたってもだらだらと外にも言わないで、いつから指名を開始しているかどうかかわからないという状態が続くということがあるのです。かえって長期化するということがあるわけですね。したがって、こういうものはきちんと公開して、透明化して、いつからいつまで、始期はここ、終期はここということを明らかにする方がかえって合理的ではないかという気がいたしましたして、そういう意味で、きちっと運用も、例えば全国に及ぶのかその部分だけなのかと、期間をどうするかといったようなことは、やはり基準にのっとって極力統一して運用をやるのが筋じゃないかなという気がいたします。

くどいようですが、本当にこれは自由裁量なので、指名回避というようなことをやりますと指名停止と同じことになるのですね。それがずるずるいつまでも続くという方がむしろ問題じゃないかという気がいたしますので、きちんと運用する方が望ましいのじゃないかなという気がいたします。

○佐藤（剛）委員 考え方というのはいろいろあると思うのです。右に行っている左に行っているんじゃないくて、やるならばきちんとした方向で打ち出さないさい。例えば、武蔵野市みたいに突出したようなことのないようにやりなさい。地方公共団体の趣旨とかなんとかと使わなくたってできるんだから、基準をつくっているんだから。そして、一つの基本的な姿を出さないさい。

それから、こういうのはそんなに公にされていい話じゃない。皆何となく停止を受けましたという話にならずに、はあ、済みません、こういう話になって隠密裏にいつているのが今の姿だから、やるならきちんと公正、公明に、トランスペアレンシ

一、透明性でやる。そして、今内外に国際的な形で入札問題が出ているならば、同じような形をよく検討してやっていかなければいけません。そのやり方については、英國のように、一たん決まってしまうえば、今官房長が言われたようにほうり出されてしまう。ほうり出されるような可能性というのがかなりあるわけです。

ところが、日本の場合重要なことは、官公需で指名入札からはじき飛ばされますと、どこに行くかという民間の方に集中するんです。指名入札を停止された会社は、民間に行くんです。それで、民間のところに出かけていってすごい攻勢をかけるんです。それはそうです、自分の会社が死んでしまうから。そうすると、その地場産業の、地元企業というものはまたおかしくなってしまう、競争の場合は、系列化するかどうかするかなくなってしまうような形になつてくる。ですから、この入札の部分の問題は、これは根底に影響するんです、全部に。日本の建設公共事業から何から何まで。ですから、きょうはその問題というのは私は提起しておきます。

私の見解を申し上げているだけで、質問していいんじゃないですか。私の見解を、こういうことを申し上げるんだから、建設省も、建設大臣はしよっちゅうかわるから、建設省の組織はもう永遠不滅であれしているわけだし、これだけの大きな予算を組んでやっているんだから、しつかりとやってもらつて、きょうお出になつて政府委員の方々、しつかりとやっていただきたい。そうじゃないと、事波及するところ極めて大きいわけですから、そういうことを申し上げまして、次はこの二法の方に入つてまいります。

私の見解をお聞きになりましたときの大臣の所感をちよっとお聞きいたしたいのですが、感想で結構です。

○森本國務大臣　先生の見識を承らせていただきました。

これだけ世間を騒がせているいろいろな事件でございまして、やはり全国的にいろいろとそれ

それのポジションのいかんによって決めていくのも、一つは防止していく意味で、現行制度、日本の中にあつてはそれがいいんじゃないだろうか。アメリカの場合は、それぞれ州単位の法律になつていて、その辺がまた違ふんじゃないかな。いずれにしても、研究をさせていただきたいと思ひます。

○佐藤(剛)委員 それでは、これから二法案につきまして私の意見を申し述べさせていただきます。

この法案、結論的に申し上げまして、第一のまず都市緑地保全法でございますが、緑の都市づくり構想というのは、私はグリーンサバイバル運動を推進している者なんです。地球に緑を生産するということを言っているんです。発展途上諸国の人たちというのは、失業問題、いろいろ問題抱えているから、木を植えないという運動をしているんです。昔、一年の計は稲をつくるにあり、十年の計は木を植えるにあり、百年の計は人をつくるにありと。これで昔の人はちゃんと木を植えていたんだ、日本人は。今、日本の森林の面積というのは国土面積の三分の二ある。三千七百万ヘクタールのうちの三分の二は森林なんです。そのうちの三分の一の千万ヘクタールというのは、戦後造林で営々としてこうやってたんです。そして今、日本の森林というのは、日本は木があるというのが世界を歩いてみるとわかります。

このグリーン、緑をできるだけ確保していく対策というのは極めて重要なことであり、これは日本政府が挙げて全体としてやっていかなければならない問題。今、地球環境問題ということでよく言われるようになりましたけれども、これに火をつけたのは、実は十数年前、アメリカのCIAなんです。地球環境問題に火をつけたというのは、CIAがランドサテライトを通してなんだ。地上衛星を地球のところに回していったんだ。地球のところに回したら、とんでもないことがわかった。何がわかったかというと、地球の陸地のうちの三分の一は森林だと思つていったんだ、森林統計

では。ところが、そのときにランドサテライト、地上衛星で眺めてみたら五分の一しかなかった。これでアメリカは驚いたわけです。三分の一が五分の一しかなければ、今や森林がなくなつてい、砂漠がふえていく。この問題で、酸欠の問題がどうだ、南半球の問題がどうだ、北半球で水が解けると水が上がるのなんの話というのは、そこから出てきている。そこに火をつけたのはCIAですよ。

地球環境問題という問題はそういうところから出てきているぐらいであつて、今世界の中を眺めるとどういふ大きな課題があるかという、捕鯨の問題がありましたね。捕鯨協定、つい最近ありました。商業捕鯨を禁止するというのが鈴木善幸内閣のときに、ある日あるとき決まつてしまつた。決まつたんです。それで、日本の農林水産省は、その情報なしに、まさか捕鯨がとめられると思ひなかつた。ところが、その団体はWWF、ワールド・ワイルドライフ・フアンドといつて、どこにあるかといふとスイスにある。スイスのジュネーブのところからちよつと行きますとグランドという場所があるんです。このグランドという場所のところに組織があつて、そして英国の王様の親族が一番トップになつておりまして、各ECの皆さんも大体、総理大臣をやつたりした人たちが全部理事、役員になつてい。そして、トラがなくなるとすればトラをあれしろ、それから中国のパンダというパンダを守れということになるわけだ。こういうことをやっていて、次の大きな課題が森林問題なんだ。それはもう既に取上げていまして、熱帯樹林の問題についての会合をやつてい。その中の大きな課題は、日本というのは森林といふのがあるけれども、なぜ東南アジアのラワン材だなんだを持つていくのか。こういうふうなことで、日本を捕鯨の問題の次の標的にしようといふ大きな一つの運動があるんです。これはWWFといつてい。そういう一つの大きな流れになつて、日本がスケープゴートにされる

可能性がある。ですから、日本自身としてはできるだけ緑を自分のところのために、一年の計は稲をつくるにあり、十年の計は木を植えるにあり、百年の計は人をつくるにありじゃないけれども、皆一人一人がそのぐらゐの気持ちを持って町づくりをやつていくということが必要になる。

その意味において、都市緑地保全法というのが今回こういうものについて、一歩進めてやつていくやりやすいやり方については全く賛成であるし、私は心から応援したい。むしろ、これから公の仕事をするようなときには、グリーンペルトじゃないけれども緑地の部分をやらせるとか、あるいは町をつくつたときに、今行きますと、よく万年塀がだつと並んでいる。あれは生け垣にするんだ。せめて公共の、建設省であるとか市町村とかなんかが入つてくるような、そういう計画的な部分については生け垣をやつてい。生け垣のところに花が咲くような形にする。そういうふうな地域がふえていくということが、日本のこれからの一つの町づくりであり潤いだと私は思つております。

その意味において、この緑地保全法の今後の改正あるいは緑化協定にしやすくするように、こういうことについては賛成であります。これに関連して質問したいのが風致地区の問題だ。

風致地区、ここに書いてありますが、風致地区といふのは今大体十六万ヘクタールぐらいある。十六万ヘクタールという、田んぼで、米の話が今盛んだから申し上げると八十万トン。八十万トンといふと、大体今北海道の米の生産が七十万トンだから、そのぐらゐのものが今風致地区の指定になつてい。わかりやすく申し上げます。

ところが、風致地区の指定といふのは、これは戦後ずつとやられてい。わけてい。これについて現在の状況と、私が知っている限りは、風致地区といふのは、建ぺい率だけが低くなつてしまつて、ちつともそこに住んでいる人は恩恵を余

り受けないで、風致地区で何となくぜいたくな都市みたいな感じに見られるけれども、何となくよくわからない。その地区とこの都市緑地保全地区との関係、それから今後どうするのか、こういう問題についてまず最初に見解を求めます。

○黒川政府委員 御指摘の風致地区、今回の全員参加の緑という面では非常に有効な施策だといふふうに考えております。

風致地区は御承知のとおり、樹林、水辺地等の自然的要素に富んだ土地、いわゆる都市の風致を維持しますために、建物の建築あるいは宅地の造成等の一定の行為について条例で必要な規制を行うことによりまして良好な都市環境をつくらうというところでござい。今御指摘のとおり、地区数にいたしますと七百三十地区、全国で十六万ヘクタール現在指定されております。

現在の動きはほぼ横ばいでござい。すけれども、最近の例で申しますと、神奈川県湯河原町におきまして、リゾート開発に伴う環境破壊を防ぐという目的で平成五年七月に千九百ヘクタールぐらゐが指定された例、こういうものがござい。それにきましては、風致地区の条例によりまして、環境を非常によくするといふために、例えば高さの制限とか建ぺい率等を規定しております。

そういうた行為規制なども含めて、全体として非常に風致のある生活環境あるいは非常に明るい雰囲気のある地域、そういうことを確保しようとしておりまして、近辺で申しますと横浜の山手地区とか、あるいは神戸で申しますと須磨地区等がその対象になつてい。わけてい。それと、今回の法律そのものでござい。す緑地保全地区との関係でござい。す。一つは、今回市町村がくりまします緑のマスタプラン、その中でい。る。一。つ。が。先。ほ。ど。御。指。摘。に。な。つ。た。風。致。地。区。と。い。う。意。味。の。問。題。が。一。つ。ご。ざ。い。す。

また、風致地区とそれからこの法律に基づきます緑地保全地区との具体的な関係はどうなるかと

いうことでございますけれども、これはどちらも都市計画の地域地区ではございますけれども、緑地保全地区が、どちらかというと具体的な場所を特定しまして現状凍結的な緑地の保全を図ることを目的としておられるのに対して、風致地区は、一つの開発を許容しながら、中が非常に都市環境としてすばらしいもの、こういったことを確保しよう、こういう制度でございます。

したがって、現実の運用といたしましては、良好な自然環境に富んだ地域を全体として風致地区といたしまして、そのうち現状そのものを凍結的に保全する、そういった地区を緑地保全地区にする、こういう二重で重複した指定が行われている場合がございます。近辺で具体的に申し上げますと例えば上野公園がございまして、全体的には風致地区でございまして、そのうち一部分が緑地保全地区ということで現状凍結的に運用されている、こういう運用でやらせていただいております。

○佐藤(剛)委員 私風致地区を取り上げたのは、風致地区の指定をほんとしたつきり、ほとんど見直ししないで、風致地区指定始まったのいつですか。昭和二十年代でしょう。それで、いつ見直しをやっていますか。

それで、風致地区というのは、例えばこの辺の近くでいうと、杉並の善福寺公園なんというの、そう。池があつたりしてなっているんですよ。しかし、風致地区に指定されまして、今住んでいる人たちはほとんど変わらないうえ、なぜ変わらないうえ、住むときに、例えば通常仮に建ぺい率が一〇〇というところだったから、これは風致地区になると幾らになるんですか、五〇%とかそんなふうになっているわけだ。建てられないわけだ。二階とか三階とかなんだとかというの、それはいい。規制だけが加わっている。しかし、それだからといって緑がふえているのかという、そんなふうでない。ふえていないのですよ、風致地区。行ってごらんになるとわかります。むしろ田んぼもみんな変えて宅地化しているような

ものですから。

そういうふうな状況でいて、それに今度は緑地保全地区というのをこの風致地区の上にかぶせるのか、また別みたいな形で凍結するの、やつてあるんだけれども、その関係がよくわからない。さっきの局長の説明もよくわからない。風致地区をどうしようとしているのかということ。

十六万ヘクタールと私が言ったが、十六万ヘクタールというのは北海道全体の田んぼに当たるんだから、相当のものを風致地区に指定しているわけですよ。米でいいますと約八十万トンの米ができる。米、日本一千万トン、その一割近いものができる。それだけの面積が風致地区になっているが、その風致地区のところについて、これは十六万ヘクタールとすると、今度のものというのは二万ヘクタールもないでしょう、現状、この緑地保全地区というのは、それで、そこに一たん指定されまして、規制はつとくかぶつていて、植木を削るの、削って削れなくなつてくる状況になるんですよ。それはいいんですよ、そういう地域があつて。明治神宮みたいなものとか、ああいうものはきちんとしておかなければいけないと私は思っています。

それは先ほど言った世界、地球全体の緑の観点から重要だと思つて、風致地区について少し見直しをするとか、この機会に、佐藤剛男から質問があつたからやるとか、何とか少し前向きに局長、答えなさい。

○黒川政府委員 御指摘のとおり、風致地区は正十五年から、制度としては前の都市計画法からございまして、地域としては風致地区に指定されているということ、居住環境としては非常にすばらしいという評価を過去から受けていたことも確かでございますけれども、現在、こういう時点で今回の法律改正を行つて、全体としての緑のマスタープランを市町村でつくつていただくというふうな時期から考えますと、先生御指摘のように、やはり風致地区の中で単に規制だけということではなくて、緑を積極的にふやすという観点

からいろいろな施策を並行して講じなければいけないかと考えております。

具体的には、先ほどの、市町村がつくり出す緑の基本計画の中で町づくり全体の総合的な緑化というのを考え、その中で例えば緑化協定を具体的に活用することを推進する地区とか、あるいは現在都市計画にございまして地区計画という制度を使いまして、その中でいろいろな植栽等をしていく。あるいは先ほど御指摘になりました生け垣とかさくらの構造、デザイン、そんなものも統一的に住民の方々に御協力いただく。こういったことも並行して進めていくということで、先生御指摘のような方向で具体的な行政を運用させていただきたいと考えます。

○佐藤(剛)委員 局長からコミットとつたから、ちゃんとやつてくださるよ。

本当に今こそ、そういう一つの将来に向けた町づくりをやつてもらいたいし、緑をふやしてもらいたい。例えば土地地区の整理事業をやつたときには、必ず積極的に緑化をする。そして万年堀みたいなものばかり建てさせるようなことをしないで、そもそもそういう土地地区の整理事業というのは、いろいろな部分で公の手が入つていなければならない、そういうことの面倒を見て、後でよかったな、二十年先、何年先に、いい町をつくらせてくれたなというふうにしないと、何だか知らないけれども、変な町ができ上がったな、家ばかり建つたなということになつてしまふわけですから、そういう面、いいことをされているわけですから、私が言つておられるのは、さらに大いに進めろということ、言つておられること、やっていますから、やっています。

そしてそのときに、従来の風致地区というのを常に頭に置きながら、どう持つていったらいいのか。こういう財産があるわけだから、かなり伝統を持つて風致地区というのは、あそこはいいところなんだよというのを持つていられるわけだけれども、何だかあそこに住むと、逆に今度は風致地区だから値段が上がらなくて売れないという話もある

わけだから、やはりここら辺は全体の長期ビジョンをうまい形でつめてやつていただきたいと思うわけでありませう。

緑の問題はそういうことでございまして、都市緑地保全法の法律の関係についてはこれで私の意見を終わらせていただきます。次に、農住組合の問題に移らせていただきます。

農住組合をずっと私見ていきますと、人数を四人を三人に変えたり、それからできるだけ農住組合が運用しやすいようなことを考えておられます。それから、現在の農住組合の実績というのが何か非常に少ない感じがするわけであつて、こういう法律改正をするというものが出てきて、この農住組合で家についての建物の供給がどのぐらいの戸数がふえるのだ。かなりアウトで構いませんから、ちよつとイメージを出していただきたいと思います。

農住組合の現状、それから四人を三人に直したり、あるいは上限の面積を半分にして下げたりするというのはそういう努力だろうと思つて、今しかかかっているのがどのぐらいあつて、この法律が通ると成果としてどのぐらい住宅供給がふえていくのか、こういうようなものも含めた説明を求めたいと思つております。

○原政府委員 今回お願いをいたしております法律の改正は、まさに先生御指摘になられましたように、農住組合の運用をやりやすくするというのを眼目といたしております。

さて、農住組合法の施行がされましたが昭和五十六年の五月でございまして、約十三年前でございまして。余り進んでいないではないかというおしかりでございますが、そういうおしかりも当然あるだろうということでございまして、これまで十三年間で二十四の組合が設立をされております。二十四と申しましたが、ただそのうち、平成五年一月一日以降設立されたものが九つあるわけでございます。一年半の間に二十四のうち九つが設立されているわけでございます。

これは何を意味するかと申しますと、保全すべき農地と宅地化すべき農地、いわゆる生産緑地の指定が行われましたのが平成四年の十二月末まででございます。この区分を受けまして、平成五年一月一日以降、にわかに農住組合の制度を活用しようとする機運が高まってまいりました。これまでもございます。そういうことで、これまでに一年半の間に九つの組合が設立されたわけでございしますが、現在検討中、設立を検討している、相談に乗っているのが六十ほどございます。

ということで、市街化区域内の農地の区分が終わった段階で、こういう機運が市街化区域の中の農地の所有者の方々に芽生えてきた、こういうことでございまして、今後大いに住宅宅地の供給というものが期待される部分であろうというふうに考えております。

○佐藤(剛)委員 ちよつと具体的に何戸ぐらいふえるのですか。今何戸ふえたのですか、この九組合、住宅戸数ですよ。

○原政府委員 これまでに二十四の農住組合で供給をされました住宅は、余り大きな声では言えませんが、六百六十戸余りでございます。

○佐藤(剛)委員 六百六十戸を大きく見るか小さく見るかという話ですけれども、それは人の評価はさまざまだから、難しいところをこうやって農住組合でやって誘導していくということですか、私はそれを少ないとか言いませんが、この農住組合を、四人を三人にしたり、三ヘクタールを一・五ですか、半分にしていったりというだけで誘導が進むのかねという感じを僕は持っているのです。

こちら辺が国土庁長官、例えば税金誘導みたいな格好が必要なのか。法律をわざわざつくって組合というのをやっているわけですから、組合というのは大体、御承知だと思いますが、四人以上を組合というのですよ。中小企業の組合でも四人以上という相場は決まっているのです。何も四人を三人にしちゃいかぬとは言っていないけれども、三人にしなればいけないというふうな話で

あるというのは、いろいろ土地の権利関係だから大変なんだろうとは思いますが、余り四人の三人にしたり何しかりという例はつくらない方がいいのです。組合と名がつくのは、もうみんなすべて、大体組合というのは四万ぐらいあるのですよ、中小企業の協同組合でも何の協同組合でもみんなそうなんですから、それはもう決まり切っているのです。相場は四人に決まっているんだ。

ここで、最初が組合だったのだから、農住組合というのを何か農住小組合でも名をつけるなら別だけれども、組合ということであるならば、やはりそのくらの人数があってもいいんではないかと思うわけでございます。どうですか、国土庁長官、御感想。

○左藤國務大臣 確かにこれは、こういったものを推進していくということについての、組合をつくっていくということについての困難といえますが、そういうようなものがあるわけですから、お話のように、数を余り少なくするのはどうかという御意見もありましようけれども、そこまでやらなければなかなかこういうものを推進していくことはできないので、過去の成績というふうなものも反省してこういうふうなことにした、私はそういうふうなことを考えておるところでございます。

○佐藤(剛)委員 これはいろいろ人の見解があると思うのです。例えば一千戸をつくる。組合をつくって、土地改良組合をつくって一千戸の供給、新しいのをつくる。住宅供給だけならば、一千戸つくるなんていうのはそんなに難しい話じゃない。何とか組合つくって、この農住組合つくって、パンフレットつくって宣伝つくって、そのセンターつくって何々やって、何だか知らぬ、事面倒みたくないことで、組合をつくってやりまうとこなんですよ。そこまでやらなければいけない話なのかという、要するにコストの計算の問題なんです。行政としての。動かなければ動かないでほっぽり投げておくという手があるのです、この農住組合というのは。

しかし、農住組合というのがやつとわかり出してきて、これだけやるとほんとにいくのだよ。そうすると、これだけ一つ、何か四人を三人にするとか、ちよつとその上限を、上限というか、これを千五百坪以上に、五百坪ぐらいだったかな——五百坪とか、五百坪以上に、半分になればもつとふえるという、何かその見通しがきちんとしていくかどうか、この法律の賛成するか反対するかの問題だと私は思うのです。

国としてのこれが考えだ、こういう法律が余り使われていないから延長すればいいというものではないのです。どれだけのもののコストの問題、こういう規制緩和は何だの、何も規制の話ではないけれども、そういうふうなことから、そういうところのコストをちゃんと国土庁も計算しているのか、建設省もきちんとしてやっているのか、農林省もきちんとして見ているのか、こういう話でございまして、こちら辺について、両大臣の御意見を伺いたい。

○原政府委員 両大臣のお話の前に、ちよつと事務的なお話をさせていただきたいと存じます。

まず、組合の組合員の数でございますが、三人という組合も幾つかございまして、その意味でこの制度が活用しやすいように、運用しやすいようにということ、最低の人数にさせていたたたいたという御提案を申し上げているわけでござい

ます。それからもう一つ、市街化区域内農地の賦存の状況というものは、先生もごらんになっておわかりのとおり、大変小さな農地がばらばらに存在する。その上、生産緑地と宅地化農地が非常にまじり合っている、こういう状況がございまして、これを農地の所有者の方々の自由な建築活動に任せおきますと、いわゆるスプロールというものがどんどん進むわけでございまして、土地の適正かつ合理的な利用を確保するという土地政策の一つの目標からいたしまして、この市街化区域内農地の整序、基盤の整備、賃貸住宅の供給ということが大事であるということも、御理解をいただきた

いと存じます。

○左藤國務大臣 いろいろお話があるうと思えますけれども、良好な住宅宅地供給の必要性が高まっている今日です。この農住組合を活用した事業をどういうふうにして、先生おっしゃったように普及促進を図るか。それは、採算がとれるかなんとかというよりも、私は、そういった点で地域の実態に応じた農住組合の活用というものがどこまで可能になるか、我々はそういう面でのPRに努力していかねばならぬんじゃないかな、このように考えています。

○森本國務大臣 緑住まちづくりを建設省としては推進している角度から、いろいろ宅地化する農地と生産緑地が混沌としている中をどう整理して、そしてまた緑住を進めていくかということを考えますと、農住組合の改正も極めて重要なことではないかと思えます。

委員、中小企業庁の部長をいろいろとやっていたら、組合の四人づくりの話、三人づくりの話、話を聞かせていただいだ大変参考になった、造詣が深いなと感心しておったところでございます。

○佐藤(剛)委員 それでは、時間でございますので、両法案についての意見を申し述べさせていただきます。両大臣から、また政府委員から意見を賜りました、二つの法律について大いに実施面をやっていたたいた。それから、グリーンサバイバルじゃないですが、僕はいろいろ問題指摘しましたけれども、生け垣の問題とか何かという公の手が入ったようなときには、できるだけ緑をふやしていく、こういうこと。それから、街路樹のところに、なかなか予算がとりにくいのかもしれないけれども、道路をつくったら必ず町並木のところは緑のあれを置きますから。潤いのある、そういう町づくりというものの、ちよつとした配慮でできるわけですし、私は、そういう努力を建設省はされておるので、

敬意を表しておるのですが、そういう面は、生け垣の問題とか何の問題というのは建設省だけでできない部分もあるわけですし、農林省の植林産業みたいな形のものもあると思いますし、あるいは国土庁で全体として眺めていく手法、そういうことで、政府挙げた形が必要な時期に來ていますよ。これが、日本の中における小さな積み重ねの緑の回復運動であろう。それが、言うなれば、地球環境問題で広げたことを言っていますけれども、地元のところから、足元からやっていかねればどうしようもないわけですから、そういうことの積み重ねをしてくださいということを指摘しておきます。

それから、繰り返すようですが、先ほど私が申し上げました指名入札の停止の問題ですね。指名入札の停止の問題というのは、果たして今のままでいいのかどうか。社長が持つて行つて贈賄をした場合、それから支店長が持つて行つた場合にどうだ、係員が持つて行つた場合にどうか、そういういろいろな細かい基準みたいなものはある。つくつたのが、これがいいのか悪いのかはまたあるわけですが、つくつたものがまた全体にばらばらになつてゐるわけです。つくつたならつくつたで、きちんとあつてゐるならば話はわかるけれども、私が武蔵野市の例をとつたように、一つの一例です、一つをやるとすぐ波及する。

今や日本はカウボーイの時代じゃないんだから、カウボーイでウオントッドといつてお尋ね者とやると、だあつとなつちやつてオブリミットになるようなやり方というのは、これはいかがかということを、やはりきちんと冷静に考えていく時期に今来ていると私は思いますし、それをしない、この指名入札の停止が簡単にすぐ伝染するよくな方向で、先ほど一例を言いましたが、市町村の一つのところでとると二割の市町村が、約六百余りの市町村だけじゃなくて、中央官庁から事業団から官公署全部がとまっていくなことに比べると、その抜け道をめぐって、民間の方にいつて悪影響が出てくる形が出るわけで、波及すると

ころ極めて大きい問題です。

それから、これからは入札問題というのを日本だけの風土で考えられないで、外国の問題を考えなければいけない。そうすると、やはり外国の法制というのはどうなっているのかということを実剣に考えていかないと、入札を認めたけれども、今度はアメリカの方から、あるいはヨーロッパの方から、日本の指名あれとかなんとかというのはおかしいじゃないか、おれたちのやつているシステムと違うぞ、社長が行ったときにこうであつて、これは不公平である、アンフェアであるなんという話なんというの、今すぐ飛んでくるわけですから。そういう面をよく実質的にやつた形で取りまとめを行つていただきたい。

私は、入札問題というのは、しゃべり出しますと時間が大分かかってしまいますので言いませんけれども、非常に難しい問題であり、またこの問題は非常に国際性を持つてゐる形で、国際的な法律の枠組みの中で常に念頭に考へていかなければいけない問題だと思つてゐることを申し添えまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鳥居委員長 次に、今村修君。
○今村委員 社会党の今村です。

御審議になっております二つの法案についてそれぞれ質疑をさせていただきたい、こう思います。

最初に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案、これについて質問をさせていただきたい、こう思います。

第一番目は、都市における緑地の整備保全の施策の指針として、現在、通達に基づいて都道府県知事が都市計画区域ごとに策定するものとされておる緑のマスタープランというのがあるわけであります。今回、この緑のマスタープランとは別に緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項等を定めることとなる基本計画を法律事項として市町村が定めることができるものとした、こういう内容を新たに

決めたという理由は何なのか。従来のマスタープランにしても、これは県が市町村に相談をしながらつくってきた、こういう経過にもなっているわけでありますので、これを法律事項としてこういう形にしたという理由は何か、この点をお聞きしたいと思います。

また市町村によって基本計画が作成された場合に、基本計画と緑のマスタープランとの関係は一体どういう取り扱いになっていくのか、この点も明らかにしていただきたいと思います。

緑のマスタープランの基本的事項は、都市計画法第七条に規定する市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発または保全の方針として定めるものとされ、都市計画として位置づけられているわけですが、基本計画の都市計画上の位置づけは一体どうなっていくのか、この点についても明らかにしていただきたいと思います。

また、基本計画作成に当たっては、保全施設整備、土地の買入れなどの事項については都道府県との協議が逆にまた義務づけられているわけであります。せっかく市町村が基本計画を策定をする、こういう取り扱いにしながら、保全施設の整備や土地の買入れ、これがまた都道府県との協議をする、こういう取り扱いになっているわけであつて、何か市町村に権限を委譲するという考え方に立つとすれば、その考えとは逆行するのではないのかな、こんな気もするものですから、この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○黒川府委員 今御指摘のとおり、現在、都道府県が中心になってつくつていただく緑のマススタンプランというものについて昭和五十二年の通達でお願いしております、それがいろいろつくられてゐることは事実でございます。

緑のマスタープランは、その中身といたしましては、都市公園の整備あるいは緑地保全区域の指定等、具体的に都市計画的な手法を使いまして都市全体の緑地を保全しようということで、都市計画的な手法を中心にしてやらせていただいていた

というのが実情でございます。具体的に公園とか緑地の整備の目標あるいは配置、それからいろいろな地域地区の指定及びその指定の目標、こういうものでございます。

今回の法案でお願いしております市町村がつかります基本計画でございますけれども、こういった都市計画的な手法に加えまして、公共公益施設、具体的には道路だとか川だとかあるいは役所の建物だとかいったものの緑化、それから民有地の緑化、それから住民の方々自身が自分の家の周辺をいろいろ緑化していただく、そういった公の立場の人たち、それに住民の方々、地元の企業の方々、そういったことが總ぐるみになりまして総合的に緑を推進していこう、そういう総合的な緑化施策を市町村を中心に行っていきたいということで、基本計画を策定する制度にしたわけでございます。

そういつた中で、基本計画で具体的にそれらのことが位置づけられますと、一般的には、都市緑地保全区域内でいろいろな行為、施設などを整備します場合には、知事の許可制度というのが現行法でございますけれども、基本計画で位置づけたいろいろな施設の整備を具体的にやるという段階では、そういつた手続が要らなくなるというよううな法的効果も付したものでございます。そういつたことで、市町村がつくりまます基本計画は非常に幅広いものでございます。

そういう意味では、先生御指摘のとおり、今の基本計画というのが全体として非常に広がっていくという段階では、緑のマスタープランというものも漸次そちらへ移行していったらいて、最終的にはやはり市町村を中心にいろいろなことをやっていただく、そういう考え方でございますけれども、現時点ではまだそういった位置づけができません。そのうち、緑のマスタープランにつきますましては、その基本的な事項というのは、いわゆる市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針として位置づけられる、具体的には都市計画決定そのものとして位置づけられるわけ

けでございまして、そういった事柄もございまして、それらが両々相まって、現在は制度を推進させていただきたいと考えております。

それから、基本計画策定に当たりまして、確かに市町村がつくるわけでございまして、保全施設の整備、土地の買入れについて都道府県知事との協議を義務づけしております。これは具体的に、知事との協議と申しますのは、先ほど言いましたように、この計画に入りますと事業をやる際に許可が要らなくなるという一つの効果はございまして、また土地の買入れにつきましては、いろいろ規模に応じて、県で買っていたり、あるいは市町村で買っていたり、両方で相談していただいて、それを具体的に知事がやらせることも書いていただくといいこととございまして、そういったことで、市町村がつかざるものではございまして、土地を買う際には知事さんか市町村か、こういう判断、あるいは市町村がいろいろな施設整備、具体的には緑地保全区域の中のいろいろな散策路をついたりベンチをついたり、そういった事柄を一般的に書いておきますと緑地保全区域の中の行為規制から外れるという効果もございまして、そういったことで書かせていただいているものでございまして、法律の整合性ということでは書かせていただいておりますけれども、やはり地元が中心になつて緑の施策は総合的に推進していただく、そういう基本的な考え方は維持した中で、両々相まって、整合性を持った法制にしながら進めさせていたいただきたいということで、今回の提案の中では、一つの法制としましては協議を義務づけさせていたいただいておりますけれども、それも、具体的には市町村の方で原案をつくっていただいて知事さんといろいろ協議していただく、そういうことにさせていただきます。

○今村委員 市町村が計画をつくるということになってきますと、緑化をすることは大変結構なことなのですが、緑化をしようとする具体的な計画をつくればつくほど財政的な問題がそこに出てくるわけですね。市町村がつくった計画を県に持っていくと、県で全部土地買ってくださいよ、これはなかなかそううまく進めぬだろうな。やはり、計画をつくった、何とか土地を買えよ、こういう話にされてしまうのではないかと、そんな気がするわけでありまして。

市町村で土地を買うという場合は国が三分の一援助する、こんな内容になっているようですが、ただ土地だけではなくて、いろいろな整備を今度市町村がやらなければならぬ。その部分でいけばお金がかかってくるわけですね。相当市町村の負担が重くなってくるのではないかと、こういうような気がするわけですね。この市町村部分を何とか、例えば地方交付税の中で見られるとか、どこかの中でこういう形で援助できるとか、このための具体的な資金といえますか、それを捻出するための支援策といえるのですか、そんなものがないものかどうか。土地の買上げの三分の一だけではなく、これを促進させるためのいろいろな対策、財政的な支援というのが考えられておられるかどうか、この辺もまたお伺いしておきたい、こう思っています。

○黒川政府委員 市町村の土地の買入れについては、御承知のとおり、現在は都道府県しか買入れられないというところで都道府県が買入れることにしております。その際も三分の一の補助をしておりまして、市町村が希望する場合には買入れられるという今回の条文でございまして、

したがって、考え方としては、都道府県もやはり主体的に、緑地保全区域の中の土地の買収については、あるいは緑地保全区域のいろいろな施策の執行については責任主体として大いに頑張っていただくというのが基本でございまして、その際、市町村が希望する場合には市町村で買入れていただく。これについては恐らくいろいろな地域によって差があると思っておりますけれども、例えば非常に大きな地域については都道府県が買ったり、小さな屋敷林のなものであれば市町村が買ったり、いろいろな役割分担がこの計画をつくる段階で都道府県と市町村の間で行われると思います。

それらについて三分の一だけで足りるのかというところでございまして、現在国庫補助事業の裏負担分につきましては起債措置が講じられるということになっておりまして、公園緑地事業債という形で、市町村の場合は充当率が七五〇。都道府県の場合は七〇〇という状況でございまして、これらについて、さらに地方交付税でいろいろなお願いすることにつきましては、いろいろな財政上のお願いを自治体さん等にもしておりますけれども、そういった中で今後とも努力してまいりたいと思っております。

○今村委員 財政的な部分については特にお願いをしておきたい、こう思います。

それから、新設をされる、動植物の生息地または生育地として適正に保全される必要がある緑地の緑地保全地区指定に当たっては、これは動植物の生態系維持に配慮し、相当広範囲な地域を指定しないと効果が出ないのではないかと、こんな気がしているわけでありまして。そうすると、これは相当広い範囲を買収するということにもなってくる。新設をされるこの動植物の生息地というのは、どんなものを想定しながら考えられたのか、その点をちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○黒川政府委員 今度緑地保全地区の指定要件に、今御指摘のとおり、動植物の生育地または生息地として適正に保全される必要がある緑地、これを加えていただいたわけでございまして。これは都市緑地保全法という、私たちが町の中でいろいろな生活環境の中で緑が欲しい、そういう中で位置づけた都市緑地保全区域でございまして。したがって、具体的には、例えば蜜の生息する水辺とかいった、その地域の特性を持っており、かつ日常的に住民の方々が自然観察などを通じて親しんでいるような緑地、そういう非常に日常接しているような中でそういったものを保存しよう、こういう行為でございまして。

しかし、そういった規制をいたしますと、いろいろな現状凍結的な行為規制がかかりますので、目的に照らしまして、地区全体としましては必要かつ十分な範囲について対応させていただきたいと考えておりますけれども、具体的に環境庁さんが行っております生態系そのものを全国的に保存するとか、そういった問題については別途の鳥獣保護区とかの制度でやっていたらいいこととございまして、私たちの今回提案させていただいております緑地保全区域というのは、日常生活の中でそういったものを保存し、それを住民の方々あるいは子供さん方がいろいろ観察しながら親しんでいただける、そういった緑地を考えているわけでございまして。

○今村委員 そうしますと、余り動物といつても極端な大きなものではなくて小さなもの、例えば蜜の里とか、そんなことを頭の中に描いていいということなのですか。

次に、国及び地方自治体の緑化協定区域の関係についてお伺いするわけでありますが、緑化協定区域の環境保全のための支援措置の現状と拡充策というのですか、これはどんなものを考えているのか、この点をちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○黒川政府委員 今回の緑化協定についてのいろいろな条件等々、使いやすいような施策をいろいろ入れさせていただきまして、

緑化協定は、御承知のとおり、良好な住環境の確保を図るというために、住民自体がみずから主体となつていろいろな協定をつくって、いろいろな町づくりあるいは環境保全をしていただく、こういう制度でございまして。しかし、そういった制度が具体的に進み、またその中で、例えば生け垣とか緑が保全されるということが実際必要でございまして。

具体的には、例えば現在も一部の公共団体や、あるいは公共団体が出資して地方で都市緑化基金というようなものをつくりまして、いろいろな生け

垣助成などを講じているところも、埼玉県あるいは千葉県、熊本県等々でございます。そういったいろいろな支援措置をする市町村もあるわけでございますけれども、建設省といいたしましても、本年度の予算の中に都市緑化推進事業というような予算措置を講じていただきました。モデル的に住民参加によって緑化活動を先導的にやるような施策を住民の方々が主体となりながらどうやってやっていくか、そういったことを推進させていただくような予算措置もさせていただいておられますので、今後ともそういったものを使いながら、住民が主体となるような緑化施策を推進できるようなことを推進してまいりたいと考えております。

○今村委員 住民の自主性を尊重しながらという形で、大変結構だと思います。ただ、国や地方自治体がある程度呼び水を出してやらないと、その地域の緑化協定に基づく具体的な緑化というのは進まぬと思いますので、ぜひともその点は力を入れてほしい、強く要請をしておきたいと思っております。

次に、緑地保全地区内において許可を要しない行為として、緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備というのがあります。この施設はどんな施設なのか。特に、保全のための施設と利用のための施設、こういう形で、異なるものだと考えられますけれども、この施設についてどんなものを頭の中に描いているのか、お伺いしておきたいと思っております。

○黒川政府委員 このたびの基本計画の中で定めた事柄については、許可を要しないということでの施設の整備が入っております。

具体的には、従来都市公園という形いろいろな整備していただいたものに加えて、このような民間が持つておられる緑地でありまして、それを若干の施設整備をしながら住民の方々がいろいろ使っていたようにしようということでございます。具体的には、例えば危険防止とか立ち入り防止さくというように加えて、その地域内で、例えば散策をさせていただく場所とか

ベンチとか休憩所あるいは案内板、野鳥観察舎といった利用していただくものと、それから危険なところに対する対応策、こういった施設整備を推進して、住民の方にその緑地を親しんでいただく、こういうことでございます。

○今村委員 この施設の関係でいえば、例えば法律でいえば都市緑地保全法あるいは首都圏近郊緑地保全法あるいは近畿圏の保全区域の整備に関する法律、こういう形の中でそれぞれの施設、いろいろあります。例えば、一番極端な例を挙げますと、ホテル、レストランを含めていろいろなものまで含むという内容のものもあるわけです。そういう内容は描いていない、今局長がお話をした内容の施設だけだということと理解していいわけですね。その点だけ確認しておきます。

○黒川政府委員 さようでございます。

○今村委員 次に、農住組合法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。これは先ほども質問が出ていましたが、法律ができてから十三年経過しているわけです。御説明によると、宅地並み課税が行われなかった結果、結果的にはこの農住組合法が活用されないまま今日にまで来たというところで、そういう御答弁のような気がしたわけでありまして、十三年間に二十四組合、それも近年に至って九組合が入り込んだ。結果的には、十三年のうちに幾つもない組合しか設立できなかった。この一番大きな理由というのは何だったのでしょうか。その点を再度お伺いしておきたいと思っております。

それから、この改正によって相当進むのかなという感じもするわけですが、前に御答弁されている数字などもありますが、どのくらい今の時点で進むというところで考えているのか、もし数字を持っていましてお答えをお願い申し上げます。

○原政府委員 御指摘のとおり、農住組合は法施行以来はかばかしい設立の状況であったわけでは必ずしもないわけですが、確かに、その

理由といいたしましては、農地所有者にとりまして長期営農継続農地制度の存在等々がございまして、あえて計画的な土地利用の転換をするというインセンティブに欠けていたということがあるのかと思ひますし、また、そういった状況を背景にいたしまして、地域のレベルで、地方公共団体も農業協同組合等々農業団体も、その啓発とか普及とか支援体制の整備というように必ずしも十分な取り組みができていなかったというように、ことが重層的に重なり合っており、そういう結果をもたらしていたのではないかと考えているわけでございます。

先ほどもお話を申し上げましたように、現時点では既に六十カ所程度の農住組合の設立検討が進んでおるわけですが、今回御審議をいただいております生産緑地地区の取り込み等々が可能となりますれば、散在いたしております生産緑地地区などの市街化区域内農地の現実のありやうという、地域の実態に即した農住組合設立というのが可能になるわけでございますので、この効果というものは大変大きなものがあるのではないかと考えております。

なお、これまで本委員会が農住組合法、平成三年度の御審議のときに、三百組合の設立を目標としたいというふうに申し上げておたわけでございますが、この高い目標は、我々現在でも、大いに推進する目標として掲げていきたい、一刻も早くその目標に到達したいものというふうに考えているわけでございます。

○今村委員 この農住組合、内容を見させていたいただきますと、この制度を進めていく上で、関係省庁のいろいろな取り扱いというのですか、土地を整理する場合は区画整理だという問題が出てくるだらうし、住宅を建設する場合は建設省だとか、いわば各省にわたるいろいろな仕事がいっぱい出てくるわけですね。それが逆に言うと、単なる区画整理と違っているいろいろな業務を生じさせる、こういう状況になって、その連携がうまくいかぬとこれはなかなか成功しない、一方でそういう状況

況になるわけですね。

この各省にわたる協力体制というのが、これを進める上に当たって大きなかぎを担うのではないかな、こんな感じがしているわけですが、この協力体制というのは一体どうなっているのか。従来の状況とこれから進めていくという内容で変わった点があったとしたら、その辺も含めながら御説明をお願いしたいし、また、これからそれを進めるに当たっての普及啓蒙活動というのがどういう形で行われていくのかも含めて、お伺いをしておきたいと思ひます。

○原政府委員 お話のように、農住組合の事業というのは、農地所有者が自発的に協同して町づくりをやっていくとするものであるわけでございまして、合意の形成に始まりまして、基盤整備事業、賃貸住宅の建設というふうに、一貫した協同作業というものが必要になるわけでございまして。そういった観点から、まさに御指摘になられましたように、建設省、農林水産省との連携が大変重要になるわけでございます。

その意味で、平成三年に、両省の御協力もいただきまして都市農地活用支援センターの設立というふうなことも行いました。また、地方公共団体や農業団体によるまちづくり協議会というふうなものも、都道府県レベル、市町村レベル、それぞれのレベルで両省の御指導のもとにつくらせていただいております。こういったこともあつたわけでございまして。こういった協力体制で、農地所有者の方々の合意の形成を図っていく、そして組合の立ち上がり推進をしていくということが非常に大事なことであらうというふうに考えております。

また、事業の実施の段階になりますと、建設省御当局におかれましては、平成五年度から特定優良賃貸住宅供給促進制度、いわゆる特優賃の制度というものを導入をしていただいております。農住組合にも適用をしていただくという取り扱いはしていただいております。また、平成六年度予算では、緑地区画整理事業の創設というものを予定されているわけでございます。また、農林水産

省におかれましては、当面の営農を継続するということを容易にするために、農協まちづくりのマスタープランともいえるべき予算を計上していただいております。この結果、農林水産両省の御協力もいただきながら大いに推進をしていくという体制が整っているものというふうに理解をいたしております。

○今村委員 せっかくつくった組合が、その目的に沿いながら、なおかつ円滑に進むという条件づくりをぜひとも整備していただきたい、そのことをお願いをしておきたいと思ひます。

この農住組合を一層促進させるということで、何か政令改正を行って、組合設立の際の面積要件、現在一ヘクタールという取り扱いになっている内容をもう少し少なくする、こういう方針で聞いているわけですが、具体的にどの程度まで下げて、その引き下げることによってどんな効果を期待をしているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○原政府委員 農地所有者の方々の合意形成ということの容易さを考えますれば、地区の面積は小さければ小さいほど合意形成がしやすいということはあるかと思ひます。ただ、そうはいいまして、町づくりという観点から取り組むわけでございまして、それには一定の限度があるわけでございまして、そういったものも踏まえて、現在、生産緑地の指定の状況等々も踏まえて、〇・五ヘクタール程度に引き下げる方向で検討をいたしているところでございます。今回御審議いただいております法律案の要件緩和とその政令の面積引き下げということが重なりますと、相当設立が容易になるというふうに考えているわけでございます。

○今村委員 今のお話で現在の半分の面積に引き下げる、こういう形になると、東京地域を含む首都圏で相当進むという形にはなるのですか、この点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○原政府委員 先ほど申し上げました現在検討中の六十地区でございますが、その中には、まだ一

けた台ではございますが、埼玉県、千葉県等々の相当数も含まれているわけでございます。大いに進めたいというふうに考えております。

○今村委員 大変ありがとうございます。なお、この機会ですので、若干関連の質問をさせていただきますが、よろしくお願ひを申し上げます。

私ももの方に高速道路料金や公団住宅の家賃値上げの説明をいただいている日に、突然、今度は料金凍結だ、こんな話が飛び出してきて、びっくりしたわけですが、この料金問題についてお伺いをしておきますが、今回の措置は、凍結という内容は、値上げを中止する、あるいは値上げを延期する、今上げられる分はどこから持ってきて負担をしよう、今度は利用する方々に御迷惑はかけませんよ、こういう話なのか、この中身をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○森本国務大臣 現在の経済の状況にかんがみまして、公共料金すべてを本年凍結したわけでございます。本年じゅうでございまして、したがって、道路も同様でございますが、それはもう今後値上げをしないというわけでもございせん。

なお、公聴会を五月二十四日に開きましたが、多くの声が寄せられました。公共料金道路について凍結しろという声もありましたし、同時にまた一方、地方のそれぞれの首長さん等々から、千八百四十キロという施行命令が出たのを一日も早く実施してもらいたいという強い要望も出ておりまして、そういったこともあわせて検討もこれからさせていたただきたいと思ひますし、認可の時期についてもよく検討させていただきます、こう考えております。

なお、道路公団につきましては、五月二十七日の日、総裁を大臣室にお呼びいたしましたして、経営の合理化あるいはサービスに努めるよう、そして、国民の皆さんの理解を受けるよう申し上げたところでございます。

○今村委員 要望だけしておきますけれども、凍結したものが全部後ろに持っていかれてそのまま

加算されて値上げという話になってしまつと、何だ、結果的に同じじゃないか、こういうことになるものですから、そうならぬようにひとつ大臣のところまで御努力をお願いしたい、そのことを強く要請をしておきたいと思ひます。

なお、高速道路料金と公団の住宅家賃、この算定に当たっては、いわば土地の買取代金もその料金や家賃の算定の中に含む、こういう取り扱いになっているわけですね。もともと土地の代金というものは、本来資本金としてどこからか持ってきて準備をしてこれらの事業にかかる。民間でありますと、株式会社は資本金を持ってきて、その資本金を使って事業を始めるという内容になるわけですね。この種のものは、土地というのは資本金に相当するものじゃないか。とすれば、料金にかさ上げするというのは、ちょっとすべ性格のものじゃないかという気がするのでありますが、この点、御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○藤川政府委員 今お話がございましたように、高速道路の料金の算定に当たりましては、用地費を含みます建設費、管理費、利息等の総費用を償うべき費用ということで算定しているところでございまして、したがって、高速自動車国道につきましては、一定期間内に料金収入によってすべての経費を償還した上で無料開放するというようなシステムになっております。

今お話しのとおり、用地費については、これはもうずっと後まで資産として残るものだから、この用地費の取り扱いについて別途検討すべしというようになことが道路審議会の中間答申でも言われておりまして、一つは、償還期間内の償還対象経費に含めないようにして、しかし償還期間以降の用地費相当額については利用者負担を求めるような方策もあるのではないかと、また用地に係る利子について公的助成を行つてはどうか、そういうような案が提示されているところでございまして、

私どもとしても、できるだけ利用者負担を軽減するような国費助成の強化を図つておりまして、

平成六年度におきましても、用地費を含めました建設費用に係る借入金のコストを一定程度引き下げる国費助成の強化というのをやつたわけでございます。この結果、いたしまして、利用者のいわゆる用地費に係る利息の負担が、一般的に地代相当額、用地費の約五割というように言われておりますけれども、それを若干下回るような、そんな形になっていくところでございます。

いずれにいたしましても、この用地費を償還対象経費から除外する方策というのは、今後とも引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○今村委員 御要望だけしておきますが、土地の代金については、もともと資本金に相当する部分でしようから、ぜひともそれはどこかで考えるという形のをひとつお願ひをしておきたいと思ひます。

時間の関係もあつて、最後に、国土の均衡ある発展という立場からいへば、特にまた東京一極集中というのが大変大きな課題になっているわけですね。東京一極集中を廃止して多極分散の国土をつくる、そういう点ではいろいろな課題があり、その課題の一つに日本列島をずっと交通網でつなぐという課題があると思ひます。今、日本の国土の中で、九州、四国は鉄道あるいは道路によって結ばれている。それから北海道と本州は、鉄道ではつながりませんでしたけれども、ただ一つ道路でつながっていない。

こんな状況の中で、何か既に建設省の中に、津軽海峡に夢の大橋をかけようという海峡横断道路プロジェクト技術調査委員会というのがつくられて、動き出しているという話を聞いているわけでありまして、この津軽海峡に大橋をかけるという話が具体的にどこまで進んでいるのか、建設省の御回答をお願いしたいと思います。

○藤川政府委員 今もお話がございましたように、多極分散型の国土づくりをしていく、そういう中で交流を活性化させなければいけないわけですが、そういう交流の活性化をこれからさらに一

層拡大していく上で、いわゆる交通軸を強化していくというように必要でございます。そういう中でいろいろな交通軸の構想が提案されているわけでございまして、今もお話がございました津軽海峡につきまして、これは大変長期的な課題だということに考えておりますけれども、そういう構想とあるというふうにお聞きしているところでございます。

こういう大規模な架橋構想というのは、この津軽海峡だけじゃなくていろいろなところにございまして、ほかの、例えば紀淡海峡であるとか伊勢湾口架橋であるとか、いろいろなところにあるわけでございまして、私どもとしては、そういう海峡の横断道路プロジェクト、これは大変技術的に難しいものですから、その技術調査委員会というのをつくりまして、これからやはり技術開発等をさらに一層進めていかなければいけないのですから、そういう技術調査委員会の中でいろいろ技術的な検討をやらせていただけたという経緯がございまして。

私ども、平成六年度から、新たに新交通軸調査という調査費を計上いたしまして、こういう大規模な海峡横断道路のプロジェクトに共通いたします社会経済的な効果の評価の問題であるとか、あるいは技術開発の問題であるとか、こういう課題を長期的な視点からやらなければいけないというふうに考えておりますけれども、調査検討を推進していこうというふうに考えているところでございます。

○今村委員 一番大きなのが津軽海峡にかける大橋だと思っておりますけれども、それ以外にも海峡はまだあるもので、ぜひともこれは大きな夢として、日本列島を道路でつなぐという大きな課題に取り組んでいただきたいし、できれば具体的に、こういう形に進んでいくという構想を明らかにしていただけるように努力をしていただきたい。強く要請をして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○島居委員長 次に、中島武敏君。

○中島(武)委員 私は、初めに、農住組合法一部改正案についてお尋ねしたいと思うのです。

実務的なことですけれども、農住組合の設立目標というのは国土庁としては幾つに設定しておられるのか、そしてまた、その目標に対して現在農住組合は幾つつくられているのかということをお尋ねします。

○原政府委員 平成三年に、農住組合法をさらに十年延長をお願いする法律案を御審議をいただきましたときに、三百組合を目標としたいというふうにお答えをいたしましたわけでございまして。先ほど来申し上げましたように、現在まで二十四組合でございます。さらに、現時点で検討中が六十組合でございます。したがって、合わせて八十四組合がある程度めどが立っているというものでございまして。

したがって、あと二百ばかりでございますが、今回お願いをしております要件緩和というものもが進みまして、これを大いに活用いたしまして、目標に向かって前進をしていきたいというふうに考えております。

○中島(武)委員 これは、三百の目標を立てて、実際には二十四ですか。そうすると、常識的にいって大分おくれしているんじゃないかという感じがするのです。今いろいろ検討して手がつきそうかどうかというところが六十あると云われるのですけれども、これはなぜ二十四にとどまったのか、この理由を国土庁としてはどんなふうに分析しておられるのか、それをお尋ねしたいと思っております。

○原政府委員 一つには、農地所有者の方々にとって長期営農継続農地制度という制度がございまして、あえて計画的な土地利用転換を図らなくてもいいんじゃないかという意味でインセンティブに欠けておった。そういうインセンティブがないという状況で、地域レベルでの普及啓発、支援という活動が必ずしも十分に取組まれていなかった、こういうことではなからうかというふうなことを考えております。

○中島(武)委員 ちょっと先ほど触れられたかと

思いますけれども、今度は条件の緩和をやりますね。そうするとどうですか、どんどん進むという自信がありますか。

○原政府委員 今回のお願いをしております要件緩和のほかに、前回、平成三年の法律改正におきまして対象地域というのが大変広がりました。県庁所在地、新産・工特、人口二十五万以上の諸都市というところまで広がったわけでございまして、現在検討中の地区には、そういう全国に拡大された地域での設立検討というのに進んでいるわけでございまして。それで、今回の生産緑地等の取り込みができるというようなこともあわせて、大いに推進できるものと考えております。

○中島(武)委員 今局長が答弁されたことは、それなりにそうだと私は思うのです。だけれども、果たしてそれだけに尽きるのか、あるいはもっと奥深い問題があるのではないかなというような問題について、実は大変疑問に思ったものですから、いろいろなところを調査しました。

私が調査をして非常にわかったことは何かというところ、この農住組合をつくることの実際の指導に携わっているのは実は農協なんです。ところが、実地の指導は農協がやっているのですけれども、実は膨大な事務量がございまして。そうすると、その膨大な事務量をやはり農協がこなさなきゃならないという問題が出てくる。その上、基本計画を策定するときの策定費を、これは市町村の分の半分を受け持たせられているということかと思えますけれども、全体の八分の一は農協が負担をしなればならないということになっているのです。

そうすると、一言で言いますと、金も農協が出さなきゃいかぬ、人手も出さなきゃいかぬ、それだから膨大な事務量もある、相当時間も人もかけて面倒を見ないとなかなか進まないというものが、現実の問題としてあるのではないかと思うのです。いろいろ話を聞いてみると、やはり相当な農協に対する負担になっていることを率

直に言う人たちがおります。中には、八分の一の負担金を何で農協が持たなきゃいかぬのだろうというふうなことさえ言う人もいるのです。

私は、そういう問題がいろいろあるというふうなことについて、国土庁の方あるいは局長はよく御存じかどうか。そして、もし御存じだとするならば先ほどの答弁に出てこなきゃいけないかなと思うのですけれども、余り出ないところを見ると、表面的なつかみ方をしておられるのじゃないかな、失礼ですが、そういう感じもしないではないのです。だから、やはりよく認識した、そしてそれに適合した指導というのが必要になってくるのではないかとこの感じを持っておりますけれども、どうでしょうか。

○原政府委員 本事業の推進のためには、農業団体との密接な協力関係というのが非常に重要であるということにつきましては、全くそのように私も考えているわけでございまして。

御指摘になりましたように、農業団体は、事業の実施をするあるいは農住組合の事務を委託するといったような形で、さまざまな農住組合、農住組合と申しまして農地所有者の方々のお集まりでございまして、実際の事務を執行する、事業を執行するというところに当たります。系統農協に事務をやってもらうということが実態であることは我々もよく承知をいたしております。ただ、計画策定費の負担の部分については、私ども承知はいたしております。

いずれにいたしましても、そういうことで、農業団体、系統農業協同組合との連携というのは、国レベル、都道府県レベル、市町村レベルそれぞれのレベルでもって非常に重要でございまして、そういう意味で、まちづくり協議会というものをそれぞれのレベルでつくって、お互いにスクラムを組んで取り組んでいくという体制ができていくわけでございまして。

○中島(武)委員 今度、逆に変進しているところがあるのです。例えば、名前を挙げれば三重県桑名市ですね。

ここは他に比べますと抜群に進んでいると言つていいと思うのです。なぜこういうところがあるのか、なぜ進んでいると見ていらつしやるのか、これをお聞きしたいと思います。

○原政府委員 まさに、これまでお話を申し上げておりますように、県、市町村それから農協の幹部の方々、これらの方々の熱意によるところが大変大きなウエートを占めているというふうに見えております。

○中島(武)委員 一言で言えば熱意というお答えは、私も当たつていと思うのです。

これは、直接その人たちの意見ではありません。あくまで私の調査なんですけれども、農協の第一線の人とかあるいは担当者の意見じゃないのですけれども、農住組合をつくるまでは非常に手間暇がかかって大変なんです。さつき言つたとおり、また局長も認めておられるとおりですけれども、これが一たんでき上がるということになつたら、これはずっと違つてくるのですよ。その農住組合が農民のためにもなるし、国民のためにもなるというふうな問題もありますし、あるいは、ミニ開発を防いで秩序ある町づくりを進めていくという上でもやはり役に立つということについてもそのとおりなんです。

しかし、それだけではないのですよ。やはり農協にとつてどうなのかという問題があるわけですね。例えば賃貸住宅をつくる。賃貸住宅の管理は農協がやる、それから販売をする、これも農協が販売をする。それから、そういうことつながりでふだん以上にさらに農民との間でつながりが深くなつて、それで金融上の問題も、農協一手引き受けというふうには最近はなかなかいかないかもしれないけれども、かなりの部分を農協に頼る、こういう関係ができてきます。

だから、長期のところを見通してやつていれば大変熱意が出てくるのだけれども、短期のところ、短い時期のところを見てやるとなかなか熱意が出ない。こういう問題が実際には、四角四面の話ではなしにあると思うのですよ。そういうところ

るまでよくつかんで農協との協力関係をつくつていくとか、それから地方自治体に対して、そういうところをよく見てやらなければいかぬよというふうなことを言う必要が、指導する必要があるのではないかと気が私にはするのです。

なかなか会つたつて言いませんよ。一生懸命やつていられる人たちは、謙遜の意味もあるでしょうけれども、こんな話はしません。それから、市町村や県の担当者もこんな話はしません。あくまでこれは私の調査ですけれども、これは非常に大事なことでないかと思うので局長に申し上げるのですけれども、どうですか。

○原政府委員 中島先生の澄徹した見方には大変敬意を表します。私も全く同じ考えを持っておりまして、陰に陽にバックアップをする体制をとつて推進をしているところでございます。

○中島(武)委員 それで、今までは農住組合の地区に生産緑地を含めることができなかった、今度は含めることができるように改正をしたというのは、非常に大きな問題だと思ふのです。ところが、生産緑地を含むことができるというふうにしたために生産緑地がだんだん減つていく、削られていく、こういう危険にさらされていると言つても決して言い過ぎではないと思ふのです。

それで伺いたいのは、農住組合の手法は区画整理の手法なんです。ですから、減歩をしなければならぬ。公共用地を生み出す、道路とか公園とかを生み出す、こういう公共減歩が必要になつてくるのです。さあ、その公共減歩の中に生産緑地は入るのか入らないのかという点について、お答えいただきたい。

○黒川政府委員 平成三年度の生産緑地法の改正によりまして、生産緑地地区の指定要件が従来より相当引き下げられました。五百平米以上ということになりました。そういう中で、具体的に市街化する、宅地化する農地と、生産緑地として農業を継続していただく地区を、生産緑地地区という都市計画の手法で仕分けをしたわけでござい

は入り乱れた形で非常に散在しておりまして、このままの状態では宅地化農地が宅地化し、農地は農地に残るといふ状態でございます。全体の町づくりとしては非常に問題があるわけでござい

ます。そういうことで、今回御提案しております農住組合の土地区画整理事業、それから緑住まちづくり区画整理事業、これは別途建設省で今回の予算要求の中に入れて審議をお願いしておりますけれども、そういうことによりまして生産緑地そのものもばらばらでなくして集約化を図る、そういう中で宅地についても全体としていい宅地をつくつていこう、こういうことでござい

ます。ただ、緑住まちづくりは、従来の区画整理とは少し違ひまして、現在までのいろいろな地形とか地質とか道路とか、そういったものも大切にしながら、現況を大切にしながら区画整理をしていく、こういう仕組みでございます。しかしながら、そういった手法そのものが区画整理でござい

ますし、また、そうでないやり方ではないにしても、立派な住宅地をつくつていくという場合には当然公共施設を整備しなければいけません。そういったことでは、分相応の公共施設に対する減歩、こういったことはやはり生産緑地をお持ちの方にも御協力いただく、こういう形ではござい

ます。その結果、生産緑地そのものも非常に集約化されていい営農環境ができ上がる。また、住宅になる部分についても、区画整理がされた状態で公共施設がある程度整つた町になるということとござい

ますので、形としてはそういったことがござい

ます。もう一つ、簡単なことですけれども、公共減歩の対象にはなる。では、保留地減歩の対象になるかどうかという点についても答えてください。一言で言つてください。

○黒川政府委員 具体的な事業のやり方でござい

ますので、場合によつてはなるといふことでござい

ます。○中島(武)委員 これをいろいろ調べてみると、その公共減歩それから保留地減歩合わせると、非常にばらつきが多いのですけれども、二〇%から、五〇%を超えて六〇%というような場合も出てくるのです。それから、縄延びがなかったら

もつとふえるのです。そうすると、この生産緑地は、制度としては守られているはずなんですけれども、実際には減つていつてしまふ、こういう問題が出てくるのです。これはなかなか大変な矛盾なんです。

そういう点からいって、私が聞きたいのは、これはやはりちゃんと歯どめをかけなければいかぬのじゃないかと思ふのです。そういう点で、一体どんな歯どめを考えておられるのかということについてお尋ねしたいのです。

○黒川政府委員 具体的に、例えば緑住まちづくり事業を進めます場合には、先ほど土地局長からお話があったように、やはり農協の方々、土地所有者は当然でござい

での交換分合をしながら農民の方々が自分たちの生活を立てていく、そういうみんなの話し合いの中で適切なセツトがなされるのだろうというふう

に考えております。

○中島(武)委員 もう時間が間もなく来るようですが、これは、例えば組合に無理に参加させないとか、いろいろな配慮の仕方があると思うのです。それから、生産緑地を減歩対象から除くことで合意が得られるならば、そういう合意も得ることとは必要じゃないかと私は思うのです。

それから、公共減歩はやむを得ないとしても、保留地減歩についてはやはりその対象から除くというところで結構だということだったら、そういう話し合いの結果合意を得るとか、あるいは、公共減歩の部分で市町村が負担をする、そういうところもあり得ます。そういうふうにして全体としてうまく進んでいくような努力をするとか、局長も言っておられるのだけれども、一言で言えば話し合いと合意だとは私は思うのです。同時に、市町村なんかのそういう理解と援助というようなものが必要になってくるのじゃないか。ですから、大変よい町もつくらなければなりません。同時に、その町には生産緑地も保存されておらなければい

かぬ、そういうことです。

寄せ集めれば何でもよくなるかといったら、そうじゃない。その寄せ集めたところの地味が貧弱だったから、それは作物はとれないのですよ。そんなところへカキの木を移したら何にもならなくな

った、こういう場合もあるわけです。ですから、日照が足りないとか、そういうことを十分考慮して話し合いできちんと解決をする、そういう指導が必要じゃないかと思うのです。

この点について、両大臣おられますが、簡潔にひとつ今の話で感じておられることを述べていた

の連絡を一番緊密にすることによってまたこの制度が生きてきて、またそれが普及していくのではないかと、私はこのように考えます。

○森本國務大臣 いろいろ配慮し、関係団体と連携をとってまいります。

○中島(武)委員 終わります。

○鳥居委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○鳥居委員長 これより討論に入るであります。討論の申し出がありませんので、直ちに両案について採決に入ります。

まず、農住組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳥居委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

その際、左藤国土庁長官から発言を求められて

おりますので、これを許します。左藤国土庁長官。○左藤國務大臣 本委員会におかれましては、本法案につきましても熱心な御審議をいただき、ただいま全会一致で議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいる所存でございます。

ここに、本法案の審議を終わるに際しまして、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対して深く感謝の意を表しまして、ごあいさつといたします。ありがとうございます。(拍手)

○鳥居委員長 次に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳥居委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鳥居委員長 ただいま議決いたしました都市緑

地保全法の一部を改正する法律案に対し、藤井孝男君外五名より、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党、さきがけ・青雲・民主の風及び日本共産党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。藤井孝男君。

○藤井(孝)委員 ただいま議題となりました都市緑地保全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきましても、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党、さきがけ・青雲・民主の風及び日本共産党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましても、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありま

すので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 国及び都道府県は、「緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画」の策定に当たっては、当該市町村の自主性を最大限尊重すること。

二 国及び都道府県は、市町村の土地買入れに当たっては、円滑に買入れが出来るよう十分配慮すること。

三 新設される「動植物の生息地又は生育地として適正に保全される必要がある地区」の緑地保全地区指定に当たっては、動植物の生態系維持に配慮した範囲を確保すること。

四 国及び地方公共団体は、緑化協定区域の環境保全のための措置について十分配慮すること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○鳥居委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳥居委員長 起立総員。よって、藤井孝男君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、森本建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森本建設大臣。

○森本國務大臣 都市緑地保全法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに委員長初め委員各位の御指導、御協力に

対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。どうもありがとうございます。(拍手)

○鳥居委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○鳥居委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鳥居委員長 次に、内閣提出、不動産特定共同事業法案及び建設業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森本建設大臣。

不動産特定共同事業法案
建設業法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○森本國務大臣 ただいま議題となりました不動産特定共同事業法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

不動産特定共同事業は、一般の投資家から不動産の出資等を受けてその不動産の賃貸等の取引を行い、当該取引から生ずる収益の分配等を行うものでありますが、土地の有効利用や都市開発事業を推進する上で、社会的にも意義の大きい事業手法として、今後その健全な発展が期待されております。

しかしながら、不動産特定共同事業をめぐる状況は、経営基盤の脆弱な会社が不動産特定共同事業を行い得ること、投資家がみずから入手できる情報には限りがあること等から、悪質な業者との契約により投資家が不測の損害をこうむる危険性も増大しております。

政府におきましては、このような状況にかんがみ、投資家の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発達に寄与するための措置について、かねてから種々検討を重ねてまいりましたが、ここに成案を得るに至りましたので、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、内外の不動産特定共同事業を営む者について、許可制度を実施し、資本または出資の額が一定額以上であること等、その業務を健全に遂行するに足りる人的及び財産的な要件等を備えている法人に限りこの許可を受けることができるものとすることにより、不適格者の参入を排除することといたしております。

第二に、不動産特定共同事業者の業務に関する規制といたしまして、不当な勧誘等の禁止、許可または認可に係る約款に基づいた契約の締結、契

約の成立前及び成立時における所要の書面の交付、投資家に対する財産の管理状況についての報告書の交付等についての所要の規定を設けることにより、不動産特定共同事業者の業務の適正な運営を確保することといたしております。

第三に、不動産特定共同事業者に対する監督につきましましては、その経営が健全に行われることを確保するため、指示、業務停止命令等について所要の規定を設けるとともに、この法律またはこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、罰則規定を設けることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から一年以内に施行するものとしておりますが、この法律の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいる者については、この法律の施行後六か月間は、この法律に基づく許可を受けた不動産特定共同事業者とみなすこととするなど、所要の経過措置を設けることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、建設業法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

二十一世紀を目前に控え、住宅・社会資本の整備に対する国民のニーズは多様化、高度化しており、その担い手である建設業者の責務はますます重大になっております。一方、一般の公共工事を含め一連の不祥事を契機として、公共工事の入札・契約制度の改革が進められているところであります。昨年末の中央建設業審議会の建議においては、一般競争入札の本格的採用とあわせて不良不適格業者の排除等建設業法の改正を要する事項につきましても積極的な提言がなされ、さらに、それを踏まえ、平成六年三月二十五日中央建設業審議会より建設業法の具体的な改善内容について建議がなされたとところであります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、建

設業の許可要件及び建設業者に対する監督の強化、公共工事の施工しようとする建設業者に対する経営事項審査の義務づけ、特定建設業者に対する施工体制台帳の作成の義務づけ等を行うこととするなど、許可の有効期間及び変更届の期限の延長、許可の更新の際の添付書類の一部を省略できることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設業の許可要件を強化することとしております。具体的には、許可の取り消しを受け、建設業者等の欠格期間を五年に延長するとともに、許可の取り消しを免れるために廃業の届け出を行った者に五年の欠格期間を設けるとともに、ほか、欠格事由の範囲を拡大することとし、欠格事由となる刑罰を一年以上の懲役または禁錮の刑から禁錮以上の刑とするとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合を欠格事由に加えることとしております。

第二に、経営事項審査制度を改善することとしております。具体的には、公共性のある施設または工作物に関する建設仕事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その許可を受けた建設大臣または都道府県知事の経営事項審査を受けなければならぬこととするなど、建設大臣または都道府県知事は公共性のある施設または工作物に関する建設仕事の発注者が請求をしたときは、当該発注者に対して、経営事項審査の結果を通知しなければならないこととするほか、経営事項審査申請書等への虚偽の記載等について罰則を設けることとしております。

第三に、建設工事の適正な施工の確保及び請負契約の適正化を図るため、発注者から直接一定の建設仕事を請け負った特定建設業者は、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならないこととするなど、公共性のある工作物に関する重要な工事で、国、地方公共団体等が発注者であ

るものについては、工事現場ごとに専任で設置する監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならないこととするほか、監理技術者等の職務を明確化し、その責務を明らかにすること、建設業者は経費の内訳を明らかにして建設工事の見積もりを行うよう努めなければならないこととする等の措置を講ずることとしております。

第四に、建設業者に対する監督を強化するため、都道府県知事は、建設大臣または他の都道府県知事の許可を受けた建設業者の当該都道府県の区域内における営業に関し指示または営業停止の処分を行うことができることとするなど、建設大臣または都道府県知事は、建設業者が営業停止の処分または許可の取り消しを行ったときは、その旨を公告しなければならず、監督処分の結果について建設業者監督処分簿を備え、公衆の閲覧に供することとしております。

第五に、建設業の許可の簡素合理化等を行うこととし、許可の有効期間を三年から五年に延長するほか、許可の更新の際の添付書類の一部を省略できることとするなど、変更等の届け出の一部の期限の延長を行うこととしております。

その他これらの改正に関連して罰則規定の整備等所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○鳥居委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

目次
不動産特定共同事業法案
不動産特定共同事業法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 許可(第三条・第十三条)

第三章 業務(第十四条・第三十一条)

第四章 監督(第三十二条・第四十条)

第五章 不動産特定共同事業協会(第四十一条・第四十三条)

第六章 雑則(第四十四条・第五十一条)

第七章 罰則(第五十二条・第五十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、不動産特定共同事業を営む者について許可制度を実施して、その業務の遂行に当たつての責務等を明らかにし、及び事業参加者が受けることのある損害を防止するため必要な措置を講ずることにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて事業参加者の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不動産」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。

2 この法律において「不動産取引」とは、不動産の売買、交換又は賃貸借をいう。

3 この法律において「不動産特定共同事業契約」とは、次に掲げる契約(予約を含む。)であつて、契約(予約を含む。)の締結の態様、当事者の関係等を勘案して収益又は利益の分配を受ける者の保護が確保されていると認められる契約(予約を含む。)として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約

二 当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため出資を行い、相手方がその出資された財

産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる利益の分配を行うことを約する契約

三 当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため自らの共有に属する不動産の賃貸をし、又はその賃貸の委任をし、相手方が当該不動産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約

四 外国の法令に基づく契約であつて、第三号に掲げるものに相当するもの

五 前各号に掲げるもののほか、不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行うことを約する契約(外国の法令に基づく契約を含む。)であつて、当該不動産取引に係る事業の公正及び当該不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を受ける者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

4 この法律において「不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

一 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為(前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものにあつては、業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行うものに限り)

二 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為

5 この法律において「不動産特定共同事業者」とは、次条第一項の許可を受けて不動産特定共同事業を営む者をいう。

6 この法律において「事業参加者」とは、不動産特定共同事業契約の当事者で、当該不動産特定

共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者以外のものをいう。

第二章 許可

(不動産特定共同事業の許可)

第三条 不動産特定共同事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあっては主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可のうち主務大臣の許可を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定めるところにより登録免許税を、同項の許可のうち都道府県知事の許可を受けようとする者は、政令で定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(許可の条件)

第四条 主務大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができ。

2 前項の条件は、不動産特定共同事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の申請)

第五条 第三條第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して主務大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第十七條第一項に規定する者の氏名及び住所

四 資本又は出資の額

五 宅地建物取引業法第三條第一項の免許に関する事項

六 業務の種別(第二條第四項各号の種別をいう。以下同じ。)

七 他に事業を行っているときは、その事業の種類

八 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類(第二條第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行うものとする者にあつては、第四号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 登記簿の謄本又はこれに代わる書面

三 事務所について第十七條第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

四 不動産特定共同事業契約約款

五 その他主務省令で定める事項を記載した書類

(欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三條第一項の許可を受けることができない。

一 法人でない者(外国法人で国内に事務所を有しないものを含む。)

二 宅地建物取引業法第三條第一項の免許を受けていない法人

三 第三十六條の規定により第三條第一項の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第六号へにおいて同じ。)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

四 第三十六條各号のいずれかに該当するとし

て第三條第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十一條第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

五 この法律、宅地建物取引業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

六 役員(業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五條第一項第六号において同じ。)又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
ロ 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反した

ことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條ノ二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 不動産特定共同事業者が第三十六條の規定により第三條第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された法人の当該取消しの日以前六十日以内に役員に相当する者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

(許可の基準)

第七條 主務大臣又は都道府県知事は、第五條の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準(第二條第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする者にあつては、第五号に掲げるものを除く。)に適合していると認めるときでなければ、第三條第一項の許可をしてはならない。

一 その資本又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして業務の種別ごとに政令で定める金額を満たすものであること。
二 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たすものであること。

三 その者又はその役員若しくは政令で定める使用人が当該許可の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。
四 その事務所が第十七條第一項に規定する要件を満たすものであること。
五 その不動産特定共同事業契約約款の内容が政令で定める基準に適合するものであること。

六 不動産特定共同事業を適確に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有するものであること。

(変更の許可)

第八條 不動産特定共同事業者が第三條第一項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合においては、第五條の規定にかかわらず、第一号又は第二号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は措置することとなつた事務所所在地を管轄する都道府県知事に対し、第三号に該当するときはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第二項第三号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 主務大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。
二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき。
三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

2 前項の規定による許可申請書の提出があつた場合においては、主務大臣又は都道府県知事は、前条の規定にかかわらず、その提出をした者が同条第三号及び第四号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第三條第一項の許可をしなければならない。

3 不動産特定共同事業者が前項の規定により第三條第一項の許可を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

(変更の認可)

第九條 不動産特定共同事業者は、業務の種別の変更をしようとするとき、又は第五條第二項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更(不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第四十六條第四項及び第五十三條第二号において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、第三條第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき(前条第一項各号に掲げるものを除く。)も、前項と同様とする。

(変更の届出)

第十條 不動産特定共同事業者は、第五條第一項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八條第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)があつたときは、二週間以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三條第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第十一條 不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三條第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
一 合併により消滅した場合 消滅した法人を代表する役員であつた者

二 破産により解散した場合 破産管財人
三 合併及び破産以外の理由により解散した場合
清算人
四 不動産特定共同事業を廃止した場合(外国
法人にあつては、国内に事務所を有しないこ
となつた場合を含む。) 不動産特定共同
事業者であつた法人を代表する役員

2 不動産特定共同事業者が前項各号のいずれか
に該当することとなつたときは、当該不動産特
定共同事業者に対する第三条第一項の許可は、
その効力を失う。

(不動産特定共同事業者名簿)

第十二条 主務大臣及び都道府県知事は、その第
三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事
業者に関する第五条第一項第一号から第七号ま
で掲げる事項その他主務省令で定める事項を登
載した不動産特定共同事業者名簿を備えなけれ
ばならない。

(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)

第十三条 主務大臣又は都道府県知事は、主務省
令で定めるところにより、第五条第二項各号に
掲げる書類、不動産特定共同事業者名簿その他
主務省令で定める書類を一般の閲覧に供しなけ
ればならない。

第三章 業務

(業務遂行の原則)

第十四条 不動産特定共同事業者は、信義を旨と
し、誠実にその業務を行わなければならない。
2 不動産特定共同事業者は、その業務を行うに
当たつては、不動産の適正かつ合理的な利用の
確保に努めるとともに、投機的取引の抑制が図
られるよう配慮しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十五条 不動産特定共同事業者は、自己の名義
をもつて、他人に不動産特定共同事業を営ませ
てはならない。

(標識の掲示)

第十六条 不動産特定共同事業者は、事務所ごと
に、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める

様式の標識を掲示しなければならない。
2 不動産特定共同事業者以外の者は、前項の標
識又はこれに類似する標識を掲示してはならな
い。

(業務管理者)

第十七条 不動産特定共同事業者は、事務所ごと
に、第二十四条第二項、第二十五条第二項及び
第二十八条第三項の規定による業務のほか、当
該事務所における次に掲げる業務の実施に関し
必要な助言、指導その他の監督管理を行わせる
ため、その従業者であつて宅地建物取引業法第
十八条に規定する登録を受けていることその他
主務省令で定める要件を満たす者を置かなけれ
ばならない。
一 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘
二 不動産特定共同事業契約の内容についての
説明

三 第二十八条第一項の規定による業務
2 不動産特定共同事業者は、主務省令で定める
ところにより、事務所ごとに、前項の規定によ
り置かれた者(以下「業務管理者」という。)の氏
名その他主務省令で定める事項を記載した名簿
(以下「業務管理者名簿」という。)を備え置き、
事業参加者(不動産特定共同事業契約の締結を
しようとする者を含む)から請求があつたとき
は、これをその者の閲覧に供しなければならない。

3 不動産特定共同事業者は、第一項の規定に抵
触する事務所を開設してはならず、既存の事務
所が同項の規定に抵触するに至つたときは、二
週間以内に、同項の規定に適合させるため必要
な措置を執らなければならない。

(広告の規制)

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成
又は建物の建築に関する工事の完了前において
は、当該工事に必要とされる都市計画法
(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可、
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六
条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処

分で政令で定めるものがあつた後でなければ、
当該工事に係る宅地又は建物について不動産特
定共同事業に関する広告をしてはならない。

2 不動産特定共同事業者は、その行おうとする
不動産特定共同事業に関する広告をするとき
は、自己が不動産特定共同事業契約の当事者と
なるか、若しくはその代理人となるか、又は不
動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うかの
別及び当該不動産特定共同事業契約の第二条第
三項各号に掲げる契約の種別を明示しなければ
ならない。

3 不動産特定共同事業者は、その業務に関して
広告をするときは、不動産取引による利益の見
込みその他主務省令で定める事項について、著
しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を
誤認させるような表示をしてはならない。
(事業実施の時期に関する制限)

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成
又は建物の建築に関する工事の完了前において
は、当該工事に必要とされる都市計画法第
二十九条の許可、建築基準法第六条第一項の確
認その他法令に基づく許可等の処分政令で定
めるものがあつた後でなければ、当該工事に係
る宅地又は建物について不動産特定共同事業を
行つてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二十条 不動産特定共同事業者は、不動産特定
共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その
相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に
関する事項であつてその相手方の判断に影響を
及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事
実を告げず、又は不実のことを告げる行為をし
てはならない。

2 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事
業契約の解除組合からの脱退を含む。以下同
じ。を妨げるため、事業参加者に対し、当該不
動産特定共同事業契約に関する事項であつて事
業参加者の判断に影響を及ぼすこととなる重要
なものにつき、不実のことを告げる行為をして

はならない。
第二十一条 不動産特定共同事業者又はその代理
人、使用人その他の従業者(以下この条におい
て「不動産特定共同事業者等」という。)は、不
動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際
し、その相手方に対し、利益を生ずることが確
実であると誤解させるべき断定的判断を提供す
る行為をしてはならない。

2 不動産特定共同事業者等は、不動産特定共同
事業契約の解除を妨げるため、事業参加者を、
威迫して困惑させてはならない。

3 不動産特定共同事業者等は、前二項に定める
もののほか、不動産特定共同事業契約の締結の
勧誘又は解除の妨げに関する行為であつて、相
手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして
主務省令で定めるものをしてはならない。
(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十二条 不動産特定共同事業者は、不動産特
定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、そ
の行う不動産特定共同事業に関し、その相手方
に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は
その相手方への第三者による金銭若しくは有価
証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理
をしてはならない。

(約款に基づく契約の締結)

第二十三条 不動産特定共同事業者は、不動産特
定共同事業契約については、第三条第一項の許
可又は第九条第一項の認可に係る不動産特定共
同事業契約約款に基づいて、これを締結しなけ
ればならない。
(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交
付)

第二十四条 不動産特定共同事業者は、不動産特
定共同事業契約が成立するまでの間に、その申
込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及
びその履行に関する事項であつて主務省令で定
めるものについて、書面を交付して説明しなけ
ればならない。
2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により

交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付)

第二十五条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立したときは、当該不動産特定共同事業契約の当事者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別

二 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産を特定するために必要な表示及びその不動産取引の内容

三 事業参加者に対する収益又は利益の分配に関する事項

四 不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項

五 契約期間に関する事項

六 契約終了時の清算に関する事項

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 その他主務省令で定める事項

2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

(書面による解除)

第二十六条 事業参加者は、その締結した不動産特定共同事業契約について前条一項の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該不動産特定共同事業契約の解除をすることができる。

2 前項の解除は、その解除をする旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による解除があった場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができ

きない。

4 前三項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

(財産の分別管理)

第二十七条 不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約に係る財産を、自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理しなければならない。

(財産管理報告書の交付等)

第二十八条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の求めに応じ、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について説明しなければならない。

2 不動産特定共同事業者は、事業参加者に対し、主務省令で定めるところにより、定期に、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況についての報告書を交付しなければならない。

3 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

(書類の閲覧)

第二十九条 不動産特定共同事業者(不動産特定共同事業契約の当事者に限る。次条において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を事務所ごとに備え置き、事業参加者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(事業参加者名簿)

第三十条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者の名簿(以下「事業参加者名簿」という。)を作成し、これを保存しなければならない。

2 不動産特定共同事業者は、事業参加者名簿に登録された事業参加者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

第三十一条 不動産特定共同事業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産特定共同事業者を営まなくなつた後においても、同様とする。

2 不動産特定共同事業者の代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、不動産特定共同事業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産特定共同事業者の代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

第四章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十二条 不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第三十三条 不動産特定共同事業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、第三條第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(指示)

第三十四条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三條第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三條第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該不動産特定共同事業者が主務大臣の第三條第一項の許可を受けたものであるときは主務大臣に報告し、当該不動産特定共同事業者が他の都道府県知事の同項の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

(業務停止命令)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三條第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項第三号に該当するとき。

二 第八條第一項、第九條、第十條、第十五條、第十六條第一項、第十七條、第十八條第二項若しくは第三項、第十九條から第二十五條まで、第二十七條から第三十條まで、第三十一條第一項、第三十二條又は第三十七條第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内において業務に關し、前項第一号から第五号までのいづれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができ用する。

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(許可の取消し)

第三十六条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいづれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。

一 第六条第二号、第三号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)第五号又は第六号に該当するに至つたとき。

二 第七条第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

四 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五 前条第一項各号のいづれかに該当し情状が特に重いつき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(業務管理者の解任命令)

第三十七条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者がその業務に關し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該不動産

特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。この場合において、当該不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から一年以内においてその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を業務管理者として選任してはならない。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができ用する。

3 第三十四条第三項の規定及び第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(監督処分等の公告)

第三十八条 主務大臣又は都道府県知事は、第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(指導等)

第三十九条 主務大臣はすべての不動産特定共同事業者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業者を営む不動産特定共同事業者に対し、不動産特定共同事業者の適正な運営を確保し、又は不動産特定共同事業者の健全な発達を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(立入検査等)

第四十条 主務大臣は不動産特定共同事業者を営むすべての者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業者を営む者に対し、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

2 協会に加入していない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 協会に加入してない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。

第五章 不動産特定共同事業協会

(不動産特定共同事業協会)

第四十一条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業者の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人(以下この章において「協会」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 会員の営む不動産特定共同事業の業務に關し、この法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む不動産特定共同事業に關し、不動産特定共同事業契約の内容の適正化その他事業参加者の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む不動産特定共同事業の業務に關する事業参加者等からの苦情の解決

四 不動産の適正かつ合理的な利用の確保及び投機的取引の抑制を図るため必要な調査及び研究

五 その他協会の目的を達成するため必要な業務

3 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなればならない。

(名称の使用の制限)

第四十二条 協会でない者は、その名称中に不動

産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。

2 協会に加入してない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第四十三条 協会は、事業参加者等から会員の営む不動産特定共同事業の業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、会員に周知させなければならない。

(許可の取消し等に伴う業務の終了)

第四十四条 第十一条第二項の規定により第三条第一項の許可が効力を失つたとき、又は第三十六条の規定により同項の許可が取り消されたときは、当該許可に係る不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、当該不動産特定共同事業者が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を終了する目的の範囲内においては、なお不動産特定共同事業者とみなす。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替等)

第四十五条 不動産特定共同事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合において、当該不動産特定共同事業者又は当該不動産特定共同事業に対する

この法律の規定の適用に当たつての技術的説替
えその他この法律の規定の適用に關し必要な事
項は、政令で定める。

(信託会社等に関する特例)

第四十六条 第三号から第十号まで及び第三十六
条の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する
銀行で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規
定による届出をしたもの(以下この条において
「特定信託会社等」という。)には、適用しない。

2 不動産特定共同事業を営む特定信託会社等
については、前項に規定する規定を除き、主務大
臣の第三号第一項の許可を受けた不動産特定共
同事業者とみなしてこの法律の規定を適用す
る。この場合において、第二十三条中「第三号第
一項の許可又は第九号第一項の認可」とあるの
は「第四十六号第三項又は第四項の届出」と、第
三十八号中「第三十六号の規定による処分」とあ
るの「第四十六号第五項の規定による業務の
停止の命令」とする。

3 特定信託会社等は、不動産特定共同事業を営
もうとするときは、主務省令で定めるところに
より、不動産特定共同事業契約約款を添付し
て、その旨を主務大臣に届け出なければならな
い。

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者と
みなされた特定信託会社等は、第十二条の規定
により不動産特定共同事業者名簿に登録された
事項第五号第一項第五号に掲げるものを除
く。について変更があったとき、又は不動産特
定共同事業契約約款の追加若しくは変更をした
ときは、二週間以内に、主務省令で定めるとこ
ろにより、その旨を主務大臣に届け出なければ
ならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者と
みなされた特定信託会社等が、第三十五号第一
項各号のいずれかに該当し情状が特に重いと
き、又は同条第一項若しくは第二項の規定によ
る業務の停止の命令に違反したときは、主務大
臣は、当該特定信託会社等に対し、五年以内の

期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止
を命ずることができる。

(適用の除外)

第四十七条 第二十二号の規定は、宅地建物取引
業法第二号第三号に掲げる宅地建物取引業者
(次項において「宅地建物取引業者」という。)を
相手方とする場合については、適用しない。

2 第二十六号の規定は、事業参加者が宅地建物
取引業者である場合については、適用しない。

3 この法律の規定は、国及び地方公共団体につ
いては、適用しない。

(宅地建物取引業法の規定の不適用)

第四十八号 宅地建物取引業法の規定は、第二号
第三号第一号に掲げる契約に基づき不動産取引
を行う事業参加者その他政令で定める事業参加
者については、適用しない。

(主務大臣等)
第四十九号 この法律における主務大臣は、次の
とおりとする。

一 第二号第三号第一号若しくは第二号に掲げ
る不動産特定共同事業契約若しくは同項第四
号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同
項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定
共同事業契約に相当するもの又はこれらに類
する不動産特定共同事業契約として政令で定
めるものであつて、金銭をもって出資の目的
とし、かつ、契約の終了の場合における残余
財産の分割若しくは出資の返還における金銭により
行われることを内容とするもの又はこれらに
類する事項として政令で定めるとものを内容と
するものに係る不動産特定共同事業に関する
事項については、大蔵大臣及び建設大臣

二 前号に規定する不動産特定共同事業以外の
不動産特定共同事業に関する事項について
は、建設大臣

2 この法律における主務省令は、大蔵省令・建
設省令とする。

3 この法律による主務大臣の権限は、政令で定
めるところにより、地方支分部局の長に委任す
ることができる。

ることができ、
(主務省令への委任)
第五十条 この法律に定めるもののほか、この法
律を実施するため必要な事項は、主務省令で定
める。

(経過措置)

第五十一条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令で、
その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる
範囲内において、所要の経過措置(罰則に關す
る経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年
以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

一 第三号第一項の許可を受けずに不動産特
定共同事業を営んだ者

二 不正の手段により第三号第一項の許可を受
けた者

三 第十五号の規定に違反して、他人に不動産
特定共同事業を営ませた者

四 第三十五号第一項若しくは第二項又は第四
十六号第五項の規定による業務の停止の命令
に違反した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年
以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

一 第四号第一項の規定により付された条件に
違反した者

二 第九号第一項の規定に違反して、業務の種
別の変更をし、又は第五号第二項第四号に掲
げる不動産特定共同事業契約約款の追加若し
くは変更をした者

三 第二十号第一項の規定に違反して、故意に
事実を告げず、又は不実のことを告げた者

四 第二十条第二項の規定に違反して、不実の
ことを告げた者

五 第二十二号の規定に違反して、相手方に対
し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は相

手方への第三者による金銭若しくは有価証券
の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理を
した者

第五十四条 第十八号第三項の規定に違反して、
著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人
を誤認させるような表示をした者は、六月以下
の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、五十
万円以下の罰金に処する。

一 第五号第一項の許可申請書又は同条第二項
各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出し
た者

二 第八号第一項の許可申請書に虚偽の記載を
して提出した者

三 第十七号第三項の規定に違反して、事務所
を開設し、又は必要な措置を執らなかつた者

四 第二十四号第一項、第二十五号第一項又は
第二十八号第二項の規定に違反して、書面若
しくは報告書を交付せず、又はこれらの規定
に規定する事項を記載しない書面若しくは報
告書若しくは虚偽の記載のある書面若しくは
報告書を交付した者

五 第二十四号第二項の規定による記名押印の
ない書面を不動産特定共同事業契約の申込者
に対し交付した者

六 第二十五号第二項の規定による記名押印の
ない書面を不動産特定共同事業契約の当事者
に対し交付した者

七 第二十八号第三項の規定による記名押印の
ない書面を事業参加者に対し交付した者

八 第三十七号第一項前段若しくは第二項の規
定による命令に違反して業務管理者を解任せ
ず、又は同条第一項後段(同条第三項におい
て準用する場合を含む。)の規定に違反して
業務管理者を選任した者

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、三十
万円以下の罰金に処する。

一 第十号の規定に違反して、届出をせず、又

は虚偽の届出をした者

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第十七条第二項の規定に違反して、業務管理者名簿を備え置かず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第二十三条の規定に違反して、不動産特定共同事業契約約款に基づかないで不動産特定共同事業契約を締結した者

六 第二十九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させた者

七 第三十条の規定に違反して、事業参加者名簿を作成せず、若しくは保存せず、若しくはこれを事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の事業参加者名簿を作成し、若しくは保存し、若しくはこれを事業参加者に閲覧させた者

八 第三十二条の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存した者

九 第三十三条の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出した者

十 第四十条第一項の規定による命令に違反して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載のある資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第四十二条第二項の規定に違反して、その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いた者

十二 第四十六条第三項の規定に違反して、届出をしない、又は虚偽の届出をして不動産

特定共同事業を営んだ者

十三 第四十六条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

第五十九条 第四十二条第一項の規定に違反して、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第六条若しくは第七条の規定に基づく不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定により不動産特定共同事業の廃止を命ぜられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)に限り、第三十三条の規定にかかわらず、引き続き不動産特定共同事業を営むことができる。その者がその期間内に第五十五条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き不動産特定共同事業を営むことができる場合においては、その者を、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置

して営んでいる場合にあつては主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者と、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して営んでいる場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の同項の許可を受けた不動産特定共同事業者と、これらの事務所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者を第十七条第一項の規定により置かれる業務管理者とみなして、第八条第三項、第十一条、第十四条、第十七条から第二十二条まで、第二十四条から第三十五条まで、第三十六条(第二号から第四号までを除く)、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第十一条第一項第一号中「合併により」とあるのは「死亡し、又は合併により」と、「消滅した法人」とあるのは「相続人又は消滅した法人」と、同項第四号中「不動産特定共同事業者であつた」とあるのは「不動産特定共同事業者であつた個人又は不動産特定共同事業者であつた」と、第十七条第三項中「既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは」とあるのは「この法律の施行の際附則第二条第二項の規定により業務管理者とみなされる者がいないとき」とあるのは「この法律の施行の日から、既存の事務所が第一項の規定に抵触するに至つたときはその日から」と、第三十六条中「同項の許可を取り消す」とあるのは「不動産特定共同事業の廃止を命ずる」と、同条第一号中「第六条第二号、第三号」とあるのは「第六条第三号」と、第四十四条中「とき、又は第三十六条の規定により同項の許可が取り消されたときは」とあるのは「とき」と、第五十二条第一号中「第三条第一項の許可を受けないう」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定による不動産特定共同事業の廃止の命令に違反して」とする。

が命ぜられた場合における第六条第六号ホの規定の適用については、当該廃止の命令を第三条第一項の許可の取消しの処分と、当該廃止を命ぜられた日を同項の許可の取消しの日とみなす。

4 第二項の規定にかかわらず、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定は、この法律の施行前に締結された不動産特定共同事業契約については、適用しない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、主務省令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して二週間以内に、第五条第一項各号に掲げる事項(その者が個人である場合にあつては、同項第一号に掲げる事項に代えて、氏名及び住所)を記載した書面に同条第二項各号(第三号及び第四号を除く)に掲げる書類その他主務省令で定める書類を添付して、第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

6 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、前項の規定により提出した書面(添付された書類を含む。)に記載された事項(第五条第一項第五号に掲げる事項を除く)に変更があつた場合には、主務省令で定めるところにより、変更があつた日から起算して二週間以内に、その旨を第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出は、第五条第一項第三号に規定する事務所の所在地の変更があつた場合において第八条第一項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に、第二項の規定により現に第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事を経由して、新たに同項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に届けなければならない。

8 第五項の規定に違反して書面若しくは添付書

類を提出せず、若しくは書面若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出し、又は前二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

10 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、第一項の規定により不動産特定共同事業者を営むことができる期間内に締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務については、その期間経過後においても、第三条第一項の許可を受けずに結了することができるとし、当該業務を結了する目的の範囲内においては、その者を引き続き不動産特定共同事業者とみなす。

(検討)

四十五の二 不動産特定共同事業の許可

不動産特定共同事業法(平成六年法律第四十一号)の第一項(不動産特定共同事業の許可)の主務大臣がする不動産特定共同事業の許可

(大蔵省設置法の一部改正)

第六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第九十七号の十一の次に次の一号を加える。

九十七の十二 不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第四十一号)に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第三十五号の九において同じ。)を営む者の許可及び監督に関すること。

第五十条第三十五号の八の次に次の一号を加える。

第三条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、事業参加者の利益の保護及び不動産特定共同事業の健全な発達の観点からこの法律に規定する不動産特定共同事業に係る制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(日本労働者住宅協会法の一部改正)
第四条 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「宅地建物取引業法」を「宅地建物取引業法等」に改め、同条中「(昭和二十七年法律第七十六号)」の下に「及び不動産特定共同事業法(平成六年法律第四十一号)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)
第五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十五号の次に次のように加える。

号	第三号	許可件数	一件につき十五万円
第一項	不動産特定共同事業の許可	一件につき十五万円	

三十五の九 不動産特定共同事業を営む者を許可し、これを監督すること。

(建設省設置法の一部改正)
第七條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十一号の次に次の一号を加える。
四十一の二 不動産特定共同事業者の監督その他不動産特定共同事業法(平成六年法律第四十一号)の施行に関する事務を管理すること。

理由

最近における不動産特定共同事業の状況にかんがみ、事業参加者の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発達に寄与するため、不動産特定共同事業を営む者について許可制度を実施して、その業務の遂行に当たつての責務等を明らかにし、及び事業参加者が受けることのある損害を防止するため必要な措置を講ずることにより、その業務の適正な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設業法の一部を改正する法律案

建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条・第四条」を「第三条―第四条」に、「第二十四条の六」を「第二十四条の七」に、「第四十条」を「第三十九条の三」に改める。

第三条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(許可の条件)
第三条の二 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可に条件を付し、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当

な義務を課することとならないものでなければならぬ。

第五条中「以下第八条第二号を除き、を」第八條第二号及び第三号を除き、以下に改め、同条第六号中「行なつて」を「行つて」に改める。

第六条の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第五号中「規定する要件をそなえて」を「掲げる基準を満たしている」に改め、同条に次の一項を加える。

2 許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

第八条中「第五号から第八号まで」を「第七号から第十一号まで」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第二号中「第二十九号第五号」を「第二十九号第一項第五号」に、「二年」を「五年」に改め、同条第八号中「第二号、第四号又は第五号」を「から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれか」に、「第四号」を「第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第二号、第四号又は第五号」を「から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれか」に、「第四号」を「第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第六号中「第六号」を「第五号」に改め、同条中「第六号を第九号とし、第五号を削り、第四号を第六号とし、同条の次に次の二号を加える。」

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第

三)

に係る」を削る。

第二十八條第三項中「建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項」を、その許可を受けた建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項若しくは次項に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に關し、第一項各号の一に該当する場合又はこの法律の規定(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。)に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることが出来る。

5 都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に關し、第一項各号の一に該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に對し、一年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

6 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が建設大臣の許可を受けたものであるときは建設大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十九條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一号中「規定する要件を欠くに至つた」を「掲げる基準を満たさなくなつた」に改め、同条第二号中「第五号から第八号まで」を「第七号から第十一号まで」に改め、同条第二号の二中「第九各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条第六号中「同条第三項」の下に「又は第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受

けた建設業者が第三條の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

第二十九條の二第二項中(平成五年法律第八十八号)を削る。

第二十九條の三第一項中「第二十八條第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第二十九條の四第一項中「第二十八條第三項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「第二十九條第五号」を「第二十九條第一項第五号」に、「二年間」を「五年間」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(監督処分の公告等)
第二十九條の五 建設大臣又は都道府県知事は、第二十八條第三項若しくは第五項、第二十九條又は第二十九條の二第一項の規定による処分をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 建設省及び都道府県に、それぞれ建設業者監督処分簿を備える。

3 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八條第一項若しくは第四項の規定による指示又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業停止の命令を受けたときは、建設業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

4 建設業者監督処分簿は、第十三條第十七條において準用する場合を含む。)に規定する閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

第三十條第一項中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事」に改める。

第三十二條第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

法律の規定による建設大臣又は都道府県知事(指定経営状況分析機関を含む。)に対する手続であつて建設省令で定めるもの(以下「特定手続」という。)については、建設省令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の提出により行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を畫面の提出により行うものとして規定したこの法律の規定に規定する畫面の提出により行われたものとみなして、この法律の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合においては、磁気ディスクへの記録をもつて畫面への記載とみなす。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第十三條(第十七條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する書類の提出に係る手続が第一項の規定により行われたときは、建設省令で定めるところにより、第十三條の規定により公衆の閲覧に供するものとされている書類又はこれらの写しに代えて、当該書類について建設省又は都道府県の使用に係る電子計算機入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の閲覧に供することができる。

第四十條の二の次に次の一條を加える。

(帳簿の備付け等)
第四十條の三 建設業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に關する事項で建設省令で定めものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第四十五條第一項中「百万円」を「三百万円」に改め、同項第二号中「第二十八條第三項」の下に「又は第五項」を加える。

二十六條第二項において準用する場合を含む。)の経営事項審査申請書又は第二十七條の二十三第五項(第二十七條の二十六第二項において準用する場合を含む。)の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第四十六條に次の一項を加える。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十七條中「十万円」を「三十万円」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十七條の二十三第六項(第二十七條の二十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第四十九條中「五万円」を「十万円」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第四十條の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條、第十一條第一項から第四項まで及び第十三條の改正規定、第十七條の改正規定(「第六條第五号」を「第六條第一項第五号」に改める部分に限る。)並びに第四十六條第一号の改正規定並びに附則第四項の規定 この法律の公布の日

二 目次の改正規定(第二十四條の六を「第二十四條の七」に改める部分に限る。)、第二十四條の六の次に一條を加える改正規定、第二十七條の十八、第二十七條の二十三、第二十七條の二十六及び第二十七條の二十七の改正規定、第四十六條の改正規定(第三号の次に

一号を加える部分に限る。並びに第四十七
条の改正規定(第三号の次に一号を加える部
分に限る。並びに附則第五項から第九項ま
での規定。この法律の公布の日から起算して
一年を経過した日
三 第二十六条の改正規定 この法律の公布の
日から起算して二年を経過した日
(許可の有効期間に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の建設業法第
三条第一項の許可を受けている者又はこの法律
の施行前にした許可(同条第三項の許可の更新
を含む。)の申請に基づきこの法律の施行後に
同条第一項の許可を受けた者(許可の更新の場
合にあつては、この法律の施行後に許可の有効
期間が満了する者を除く。)の当該許可の有効
期間については、なお従前の例による。
(許可の基準に関する経過措置)

3 この法律の施行前に改正前の建設業法第三条
第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含
む。)の申請をした者(許可の更新の場合にあつ
ては、この法律の施行後に許可の有効期間が満
了する者を除く。)の当該申請に係る許可の基
準については、なお従前の例による。
(変更の届出等に関する経過措置)

4 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前
に生じた事由に係る変更届出書の提出、当該改
正規定の施行前に終了した営業年度に係る営業
年度終了の時ににおける書類の提出又は当該営業
年度に係る書類の記載事項に変更が生じた旨の
書面による届出については、改正後の建設業法
第十一条第一項から第三項までの規定にかかわ
らず、なお従前の例による。
(監理技術者資格者証及び監理技術者の選任に
関する経過措置)

5 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の
際現に改正前の建設業法第二十七条の十八第一
項の規定により交付されている指定建設業監理
技術者資格者証及び現に指定建設業監理技術者
資格者証の交付を受けている者は、それぞれ、

改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規
定により交付されている監理技術者資格者証及
び監理技術者資格者証の交付を受けている者と
みなす。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の
時から同項第三号に掲げる改正規定の施行の時
までの間(以下この項において「移行期間」とい
う。)における建設業法第二十六条第四項の規
定の適用については、同項中「第二十七条の十
八第一項の規定による指定建設業監理技術者資
格者証の交付を受けている者」とあるのは「建設
業法の一部を改正する法律(平成六年法律第
号)附則第五項の規定により監理技術者資
格者証の交付を受けている者とみなされた者」又
は同法による改正前の建設業法第二十七条の十
八第一項に規定する指定建設業監理技術者資格
を有する者で同法による改正後の建設業法第二
十七条の十八第一項の規定による監理技術者資
格者証の交付を受けている者」とし、移行期間
における建設業法第二十六条第五項の規定の適
用については、同項中「指定建設業監理技術者
資格者証」とあるのは「建設業法の一部を改正す
る法律附則第五項の規定により監理技術者資格
者証とみなされた指定建設業監理技術者資格者
証又は同法による改正後の建設業法第二十七条
の十八第一項の規定による監理技術者資格者
証」とする。
(経営事項審査に関する経過措置)

7 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前
にされた改正前の建設業法第二十七条の二十三
の経営事項審査の申請は、改正後の建設業法第
二十七条の二十三の経営事項審査の申請とみな
す。

8 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前
一年以内に改正前の建設業法第二十七条の二十
七第一項の規定により経営事項審査の結果の通
知を受けた建設業者で改正後の建設業法第二十
七条の二十三第一項に規定する建設工事を発注
者から直接請け負おうとするものは、当該改正

規定の施行後一年間に限り、同項の規定にか
かわらず、同項の経営事項審査を受けることを要
しない。

9 前項の経営事項審査の結果は、改正後の建設
業法第二十七条の二十七第三項の規定の適用に
ついては、同法第二十七条の二十三第一項の経
営事項審査の結果とみなす。
(監督処分に関する経過措置)

10 附則第二項に規定する者に対する許可の取消
しその他の監督上の処分に関しては、この法律
の施行前に生じた事由については、なお従前の
例による。
(罰則に関する経過措置)

11 この法律(附則第一項第一号に掲げる改正規
定にあつては、当該改正規定)の施行前にした
行為及び附則の規定によりなお従前の例による
こととされる場合における当該規定の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

理 由

建設業者の資質の向上及び建設工事の適正な施
工の確保を図るため、建設業の許可について不正
な行為を行うおそれのある者等に関する基準を一
層強化し、経営事項審査を受けること及び工事現
場における施工体制台帳を整備することを建設業
者の義務とするともに、監理技術者等の責務を
明らかにする等の措置を講ずるほか、建設業を営
む者に対する規制を合理化するため、許可の有効
期間及び変更届の期限の延長、許可の更新の際の
添付書類の省略等の措置を講ずる等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年六月二十一日印刷

平成六年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K